



# 届出・証明

## 受付窓口

市民課

TEL 20-8722

閉庁日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

受付時間 市民課窓口 ⑨8時半～17時

行政サービスコーナー ⑨9時～16時45分

### 【行政サービスコーナー】

| 名 称                 | 電話番号    | 施設マップ<br>P156・157 | 名 称                 | 電話番号    | 施設マップ<br>P156・157 |
|---------------------|---------|-------------------|---------------------|---------|-------------------|
| 木 幡(木幡公民館内)         | 39-9195 | ⑨2-C              | 槇 島(槇島コミュニティセンター内)  | 39-9191 | ⑨5-C              |
| 小 倉(西小倉コミュニティセンター内) | 39-9181 | ⑨6-B              | 東宇治(東宇治コミュニティセンター内) | 39-9184 | ⑨4-D              |
| 南宇治(南宇治コミュニティセンター内) | 39-9187 | ⑨10-B             | 開 (開地域福祉センター内)      | 39-9240 | ⑨8-C              |

※市民課業務の一部や、税関係証明書の発行等他課の業務の一部も取り扱っています。  
(届出や登録業務は本庁のみの取扱いとなります)

## 各種証明書

市民課

TEL 20-8722

### 【戸籍・住民基本台帳関係】

| オンライン<br>申請 | コンビニ<br>交付 | 種 類                        | 必要なもの                                          | 手数料<br>(1通) |
|-------------|------------|----------------------------|------------------------------------------------|-------------|
|             |            | 戸籍の全部(個人)事項証明書(戸籍の謄本または抄本) |                                                | 450円        |
|             |            | 除籍・改製原戸籍                   | <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類1    | 750円        |
|             |            | 戸籍届書の受理証明書                 | 官公署発行の顔写真付のもの<br>(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、身障手帳等) | 350円        |
|             |            | 戸籍の附票の写し                   |                                                | 300円        |
|             |            | 後見等の証明書・独身証明書              |                                                | 300円        |
|             | ○          | 住民票の写し                     | <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類2    | 300円        |
|             |            | 住民票除票(改製原住民票)の写し           | 本人確認書類1の他、保険証等<br>でも可                          | 300円        |
|             |            | 住民票記載事項証明書                 |                                                | 300円        |
|             | ○          | 印鑑登録証明書                    | <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード) | 300円        |

● 本人以外の方が申請・請求される場合は委任状、その他疎明資料が必要となる場合がありますので、詳しくは市民課へお問い合わせください。

● 市内6カ所の「行政サービスコーナー」(上記)で一部の証明書を発行しています。

## information



市民課・国民健康保険課・マイナンバーカード専用窓口 窓口混雑情報サイト

『宇治市なう!』で混雑状況を確認できます!

パソコンや携帯電話・スマートフォンで専用サイトにアクセスし、受付待ちの混雑状況(待ち人数)を確認できます。お出かけ前に混雑状況を確認したり、受付後にもご自分の番号が呼ばれるまで、別の用事を済ませることもできます。



宇治市なう

検索

## 各種証明書などのオンライン申請

市民課

TEL 20-8722

マイナンバーカードをお持ちで、署名用電子証明書の発行を受けている人は、印鑑登録・住民票・戸籍に関する証明書の請求が、スマートフォンからお手続きいただけます。証明書は、住民登録地へ郵送します。

### 必要なもの

- ☒ スマートフォン（マイナンバーカードの読み取りに対応している機種）
- ☒ マイナンバーカード（署名用電子証明書が有効なもの）
- ☒ クレジットカード

### 申請方法

- 1 **入力** アカウントの登録またはメールアドレスで認証し、申請フォームに必要な内容を入力
- 2 **署名** スマートフォンアプリによるマイナンバーカードの読み取り（署名用電子証明書の暗証番号が必要です）
- 3 **決済** クレジットカードでの発行手数料と郵送料金の決済
- 4 **申請** 画面の申請内容を確認し、申請する
- 5 **届出・証明** 後日、郵送にて申請者の住民登録地に証明書が届きます

詳しくはこちら▶



## 電話予約による住民票・印鑑登録証明書の休日交付

市民課

TEL 20-8722

### 受付

市民課 TEL 20-8722へ

### 予約者

- 本人
- 本人と同一世帯員

### 予約時の連絡事項

- 証明書（住民票・印鑑登録証明書）の種類・枚数
- 目的（住民票の場合）
- 印鑑登録番号（印鑑証明書の場合）  
※印鑑登録証が必要です
- 対象者の住所・氏名・生年月日
- 予約者・受取者の住所・氏名
- 受取希望日時 ● 電話番号  
※火曜日から木曜日に祝日がある場合は、祝日前の平日に予約できるのは祝日受取分のみとなります。

### 受取場所

夜間受付窓口（警備員室）

### 受取者

- 予約者
- 予約者が指定した同一世帯員

### 受取時間

予約した直近の土曜日・日曜日・祝日  
①10時～16時（年末年始の受取は不可）  
※予約時に指定してください。

### 必要なもの

- ☒ 印鑑登録証（印鑑登録証明書の場合）
- ☒ 受取者の官公署発行の顔写真付の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）。なければ保険証、年金手帳など
- ☒ 手数料（1通300円）  
※受取時に請求書の記入が必要です。



届出・証明 ▼ 各種証明書などのオンライン申請／電話予約による住民票・印鑑登録証明書の休日交付



## 印鑑登録

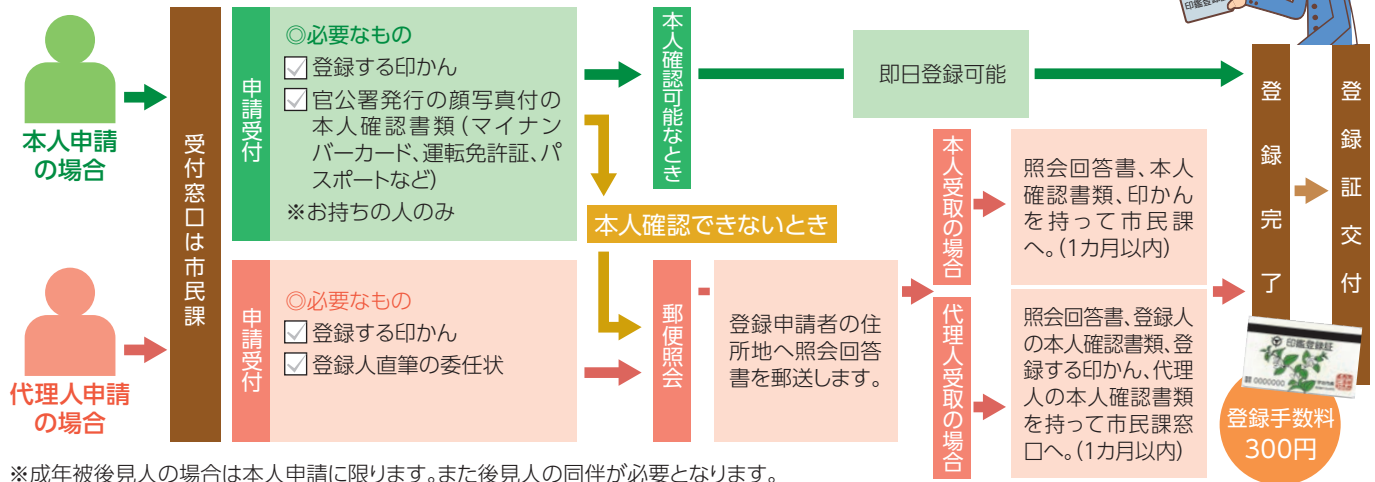
市民課

TEL 20-8722

### ➔ 誰でも登録できるの？

市内に住んでいる15歳以上で住民登録をされている人が、1人につき1つの印かん、1つの印かんにつき1人だけ登録できます。転出すると自動的に失効します。

#### 印鑑登録の流れ



※成年被後見人の場合は本人申請に限りません。また後見人の同伴が必要となります。

#### 登録できる印かん

- 住民票に記載されている氏名の全部、氏または名、住民票に旧氏が併記されている人は旧氏の印かん。(外国人住民は、登録のある通称、併記名、カタカナ表記の印かんも登録できます。)
- 上記の印かんで印影の大きさが一辺の長さ8mmを超え、25mm以下の正方形におさまるものおよび材質が変形しないもの。ゴム印、エボナイト印、指輪印、また印影が破損や摩滅のため不鮮明なものなどは登録できません。

#### 印鑑登録証明書の発行



#### ⚠ 印鑑登録が不要になったとき

印鑑登録が不要になったとき、登録証・登録印の紛失、改印には、廃止の手続きが必要です。登録証・登録印が盗難、紛失した場合には、悪用される危険性がありますので、直ちに届け出てください。

#### 代理権授与通知書(委任状)

市民課、各行政サービスコーナー窓口で入手または宇治市ホームページよりダウンロードできます。

## 住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付

市民課

TEL 20-8722

住民票の写し及び印鑑登録証明書が全国のコンビニエンスストア等で取得できます。

#### 必要なもの

- ☑マイナンバーカード又は利用者証明用電子証明書の手続きをしたスマートフォン
- ☑暗証番号(利用者証明用電子証明書の4桁)

#### 場 所

全国のコンビニエンスストアなどのうち、証明書を発行できるマルチコピー機が設置された店舗

#### 受付時間

午前6時30分～午後11時(システム休止日を除く)

## 戸籍の証明書の広域交付

市民課

TEL 20-8722

戸籍全部事項証明書などは、本籍地以外の市区町村の窓口でも取得できます。

#### 受 付

- 市民課 ●行政サービスコーナー
- 宇治市以外の市区町村の戸籍の証明書交付窓口

#### 請求できる証明書

戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書、除籍謄本、改正原戸籍謄本

#### 請求できる人

請求する戸籍に載っている人とその配偶者、直系尊属(父・母・祖父母など)、直系卑属(子・孫など)  
※代理人や第三者による請求はできません。

#### 必要なもの

- ☑運転免許証やマイナンバーカードなど窓口に来庁する方の官公庁発行の顔写真付き本人確認書類



## 住所登録に関する届け出

市民課

TEL 20-8722

| 種類／届出期間                                                    | 必要なもの                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>転入届</b> <span>宇治市に住み始めてから14日以内</span><br>市外もしくは国外から宇治市へ | <input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(特例転入の場合はマイナンバーカードまたは住基カード)<br><input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類<br><input checked="" type="checkbox"/> 在留カード等(外国人のみ)<br><input checked="" type="checkbox"/> 国外からの場合 パスポート、帰国日のわかるもの、戸籍全部事項証明書、戸籍附票全部事項証明書 |
| <b>転出届</b> <span>転出前、転出してから14日以内</span><br>宇治市から市外もしくは国外へ  | <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <div>                         マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインで届出ができます。                          </div>                                   |
| <b>転居届</b> <span>新しい住所に住み始めてから14日以内</span><br>宇治市内での住所変更   | <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類<br><input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住基カード(お持ちの場合)<br><input checked="" type="checkbox"/> 在留カード等(外国人のみ)                                                                                             |
| <b>世帯変更届</b> <span>変更後14日以内</span><br>世帯主変更、世帯合併・分離等       | <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類                                                                                                                                                                                                                   |

- 本人確認書類: マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳、在留カード、特別永住者証明書など
- 届出人は異動された本人、もしくは同世帯の人です。代理人が来られる場合など、詳しくは市民課にお問い合わせください。

## 戸籍の届け出

市民課

TEL 20-8722

| 種類／届出期間                                                                | 届出窓口                     | 必要なもの                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>出生届</b> <span>出生日を含め14日以内</span><br>※外国で出生した場合は3カ月以内にその国の日本領事館か本籍地へ | 本籍地、届出人(子の父または母)の所在地、出生地 | <input checked="" type="checkbox"/> 出生届および出生証明書<br><input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳                        |
| <b>婚姻届</b> 日本人同士の場合<br>※届出日が婚姻成立日になります                                 | 本籍地、届出人(夫婦)の所在地          | <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻届(証人2名の署名等が必要)<br><input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類                   |
| <b>離婚届</b> 日本人同士の場合<br>※協議による                                          | 本籍地、届出人(夫婦)の所在地          | <input checked="" type="checkbox"/> 離婚届(証人2名の署名等が必要)<br><input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類                   |
| <b>死亡届</b> <span>死亡を知った日から7日以内</span><br>※外国で死亡した場合は3カ月以内              | 死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地      | <input checked="" type="checkbox"/> 死亡届および死亡診断書(死体検案書)<br><input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書等(後見人等が届出をする場合) |
| <b>転籍届</b>                                                             | 本籍地、新本籍地、届出人の所在地         | <input checked="" type="checkbox"/> 転籍届                                                                              |

- 上記の届出以外の場合は、必要なものが変わりますので、お問い合わせください。



届出・証明  
▼住所登録に関する届け出／戸籍の届け出



## マイナンバー

### マイナンバーカード専用窓口

TEL 21-0428

#### ▶ マイナンバー(個人番号)とは

国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで国民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るものです。

#### ▶ マイナンバーカード

ICチップ内蔵のプラスチック製のカードで、顔写真が表示されていてマイナンバーの確認の他、本人確認書類としても使えるカードです。希望する人は申請が必要です。



#### ▶ マイナンバーカードの有効期限

マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで、電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までとなります。

有効期限が過ぎた場合にはマイナンバーカードを身分証明書として使えなくなるほか、e-Taxなどの電子申請や、コンビニ交付、健康保険証利用などが使えなくなりますので、更新手続きを行ってください。更新期限の3か月前に国から更新のお知らせが届きますので、市役所一階マイナンバー専用窓口におこしください。

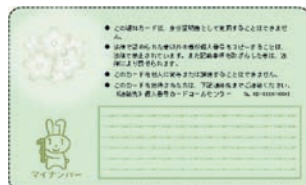
#### ▶ 通知カード

紙のカードで氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたものです。現在、新規発行・再発行はできませんので、通知カードをなくした場合、マイナンバーの確認が必要ならマイナンバーカードを取得するか、マイナンバーが表示された「住民票の写し(有料)」の交付を受けてください。

(表面)



(裏面)



#### ▶ マイナンバーカードの申請方法

申請書ID・QRコード付の個人番号カード交付申請書をお持ちの場合は必要な事項を記入していただき、顔写真も貼付した上で、同封された返信用封筒に入れて投函してください。(QRコードからスマートフォンでのオンライン申請も可能)

申請書を無くされた場合、マイナンバーカード専用窓口で申請書の再発行が可能です。事前にお問い合わせください。

詳しくは公式サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>をご覧ください。



#### 【マイナンバーカードを無くしたら】

再交付申請していただけます。マイナンバーカード専用窓口へお問い合わせください。

#### ▶ マイナンバー総合フリーダイヤル

平日⑨時半～20時 土日祝⑨時半～17時半  
マイナンバーカードの紛失・盗難による一時利用停止は24時間365日対応しています。

0120-95-0178(無料)

#### ▶ 個人番号カードコールセンター(全国共通ナビダイヤル)

0570-783-578

#### ▶ 一部IP電話等で上記どちらにもつながらない場合

050-3818-1250(有料)

## 事前登録型本人通知制度

### 市民課

TEL 20-8722

- 住民票や戸籍の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

#### ①事前の登録

通知を希望する人は事前に市に登録する

#### ②第三者による戸籍等の取得

代理人や第三者が登録者の証明をとる

#### ③登録者への通知

代理人や第三者に戸籍謄本や住民票を交付したことを本人に通知

申請窓口 市民課(郵送でも申請できます)

| 通知の対象となる証明書                                                                                                                                                          | 登録できる人                                                                                                        | 登録申請に必要なもの                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民票の写し</li> <li>● 住民票記載事項証明書</li> <li>● 戸籍謄本・抄本(戸籍全部事項証明・個人事項証明)</li> <li>● 戸籍の附票の写し(いずれも消除されたものまたは除かれたものを含みます。)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宇治市に住民票または戸籍がある人(過去にあった人を含む)<br/>※ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人は除く。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 宇治市本人通知制度登録申請書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 任意代理人が申請する場合は委任状、法定代理人が申請する場合は戸籍謄本等の資格を証明するもの</li> </ul> |

## 市税

税務課 諸税証明係・個人住民税係  
土地係・家屋係  
総務収納係・納税管理係

TEL 20-8718  
TEL 20-8719  
TEL 20-8720

## 市税について

### 市税の主なもの

| 税目         | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民税        | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税は前年の所得に対してかかる税金です。定額の「均等割」と個人の所得に応じて納めていただく「所得割」があります。また、個人市民税は個人府民税とあわせて計算されます。</li> </ul> <p><b>税 額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎均等割…4,600円(市民税3,000円、府民税1,600円※1) 森林環境税(国税) 1,000円※2</li> <li>◎所得割…(前年の所得金額－所得控除額)×税率－税額控除額</li> </ul> <p>※1「京都府豊かな森を育てる府民税条例」が定められ、森林の整備及び保全を進める施策の財源確保のため、平成28年度から令和7年度までの各年度の府民税の均等割は、600円を加算した額となります。</p> <p>※2 令和6年度から森林環境税(国税)の徴収が始まります。<br/>森林環境税は、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人1,000円(年額)を市町村が賦課徴収し、その全額が、森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与されます。</p> <p><b>課税される人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎1月1日現在、宇治市内に住所がある人で、前年中(1月～12月)に一定の所得があった人(均等割と所得割)</li> <li>◎宇治市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷がある人(均等割のみ)</li> </ul> <p><b>課税されない人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎生活保護法の規定による生活扶助を受けている人</li> <li>◎障害者・未成年者・ひとり親または寡婦に該当する人のうち、前年の合計所得金額が135万円以下の人</li> <li>◎前年の合計所得金額が次の額以下の人             <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族のいない人 45万円</li> <li>・扶養親族のいる人 35万円×(扶養親族数(同一生計配偶者を含む)+1)+31万円</li> </ul> </li> </ul> |
| 法人市民税      | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に事務所や事業所、寮等がある法人などにかかる税金で、資本金等の額および従業員数に応じて負担する均等割と法人などの所得(法人税額)に応じて負担する法人税割とがあります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 軽自動車税(種別割) | <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を持っている人に課税されます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 固定資産税      | <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年1月1日現在、市内に所在する土地、家屋および償却資産(事業用の機械など)の所有者に課税されます。</li> <li>縦覧帳簿の縦覧:4月1日から第1期納期限までの間、税務課(2階)で縦覧できます(無料)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 都市計画税      | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地および家屋に対し、その年の1月1日現在の所有者に課税されます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## 市税の納付

市税は、納期限までに、全国のQRコード対応金融機関、コンビニエンスストア、税務課窓口で、納めてください。  
また、eL-QR(QRコード)やeL番号、バーコードを利用して地方税お支払いサイトやスマートフォン決済アプリからも納付できます。

### 市税の納期

| 税目          | 期別 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|-------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
|             | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 市・府民税(普通徴収) |    |    | 1期 |    | 2期 |    | 3期  |     |     | 4期 |    |    |
| 固定資産税・都市計画税 | 1期 |    |    | 2期 |    |    |     |     | 3期  |    | 4期 |    |
| 軽自動車税(種別割)  |    | 全期 |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |

次ページへ続く

## 市税の口座振替

お手続きは簡単!

納付は**便利・安全・安心な**  
**口座振替**がおすすめです!

お手続きは、市内の取扱金融機関  
または税務課窓口へ。

口座振替の利用できる市税

- 個人市・府民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)

申し込み方法

市内の取扱金融機関または税務課へ必要書類をお持ちのうえお申し込みください。キャッシュカードでもお申し込みできます(税務課窓口のみ)。

必要なもの

- ☒ 口座番号がわかるもの(預金通帳、貯金通帳など)
- ☒ 通帳届出印(届出印のない場合は、金融機関へご確認ください。)
- ☒ 通知書番号がわかるもの(市税の通知書、納付書、領収書など)
- ※キャッシュカードでお申し込みの場合
- ☒ キャッシュカード
- ☒ 来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

取扱金融機関

- 銀行 京都、三井住友、りそな、三菱UFJ、みずほ、南都、池田泉州、滋賀、関西みらい、徳島大正
- 信用金庫 京都、京都中央
- 信用組合 京滋、近畿産業
- その他 京都やましろ農業協同組合、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行または郵便局

(令和6年11月1日現在)

※キャッシュカードでお申し込みの場合は、京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫、ゆうちょ銀行、京都やましろ農業協同組合のみ

問い合わせ 税務課総務収納係

## 税に関する証明等

| 証明の種類                                      | 申請場所                    | 手数料                                          | 請求に必要なもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人の市・府民税の<br>所得証明書・<br>課税証明書・<br>非課税証明書 ※1 | ●税務課・<br>行政サービスコー<br>ナー | 300円/件                                       | <p>窓口での請求</p> <input checked="" type="checkbox"/> 本人の場合は本人確認書類<br><input checked="" type="checkbox"/> 代理人の場合は代理人の本人確認書類と本人の委任状(本人署名であれば、押印不要)<br><input checked="" type="checkbox"/> 相続人の場合は相続人の本人確認書類と相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等)<br><input checked="" type="checkbox"/> 法人の場合は法人代表者印                                                                                                                                                                  |
| 納税証明書                                      |                         | 300円/件                                       | <p>郵送での請求</p> <input checked="" type="checkbox"/> 必要事項を記入した請求書<br><input checked="" type="checkbox"/> 請求する人の本人確認書類の写し ※4<br><input checked="" type="checkbox"/> 手数料(郵便局の定額小為替)<br><input checked="" type="checkbox"/> 返信用封筒(宛名明記のうえ切手を貼ったもの)<br>代理人・相続人が請求する場合は上記の必要書類に加え、〈窓口での請求〉の場合と同様の書類が必要です。<br><input checked="" type="checkbox"/> 法人の場合は法人代表者印                                                                                               |
| 納税証明書<br>(軽自動車税車検用)<br>※2                  |                         | 無料                                           | <p>オンラインでの請求</p> <input checked="" type="checkbox"/> スマートフォン(マイナンバーカード読み取りに対応している機種)<br><input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(署名用電子証明書が有効なもの)<br><input checked="" type="checkbox"/> クレジットカード<br>(注)市ホームページから手続きしてください。                                                                                                                                                                                                                     |
| 固定資産評価証明書・<br>課税証明書<br>(公課証明書) ※3          |                         | 納税義務者ごとに土地・家屋それぞれ3筆・3棟まで300円、1筆・1棟増すごとに70円加算 | <p>本人確認書類</p> <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード <input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input checked="" type="checkbox"/> 保険証<br><input checked="" type="checkbox"/> パスポート <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳 など<br>(注)オンライン申請時はマイナンバーカードのみ<br>※1 行政サービスコーナー、郵送・オンラインで請求する場合は、事前に税務課にお問い合わせください。<br>※2 本人確認書類は不要<br>※3 法令により本人以外でも申請できる場合があります。必要書類等については税務課にお問い合わせください。<br>※4 保険証をコピーする場合は、保険者番号、被保険者記号・番号が見えないようにしてください。 |
| 土地・家屋名寄帳<br>(課税台帳)の閲覧<br>※3                | ●税務課                    | 300円/納税義務者                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 証明の種類    | 申請場所 | 手数料      | 請求に必要なもの                                                 |
|----------|------|----------|----------------------------------------------------------|
| 地番図の閲覧   | ●税務課 | 300円/枚   | 窓口での申請のみ受付。本人確認書類は不要。<br>※市ホームページで公開しています。               |
| 路線価図の閲覧  |      | 300円/枚   | 窓口での申請のみ受付。本人確認書類は不要。                                    |
| 住宅用家屋証明書 |      | 1,300円/件 | ※条件により必要書類が異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。税務課諸税証明係にお問い合わせください。 |

## 保険料

国民健康保険課  
介護保険課  
年金医療課

TEL 20-8729

TEL 20-8731

TEL 21-0413

## 保険料の納付

各保険料(普通徴収)は、納期限までに取扱金融機関、コンビニエンスストア(※)、スマートフォンアプリ(PayPay・LINE Pay・d払い・au PAY・J-Coin Pay)(※)、担当課窓口で納めてください。※後期高齢者医療保険料は不可

| 種類            | 期別 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |     |
|---------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
|               | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  |
| 国民健康保険料・介護保険料 |    |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 | 10期 |
| 後期高齢者医療保険料    |    |    |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 | 9期  |

## 保険料の口座振替

|        | 口座振替依頼書で申し込む                                                                                                                     | キャッシュカードで申し込む                                                                                                                                         |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申し込み窓口 | 取扱金融機関または各保険料担当課<br>(介護保険料は取扱金融機関のみ)                                                                                             | 各保険料担当課                                                                                                                                               |
| 取扱金融機関 | 17銀行(86ページ参照)                                                                                                                    | 京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫、ゆうちょ銀行、京都やましろ農業協同組合                                                                                                              |
| 必要なもの  | <input checked="" type="checkbox"/> 預(貯)金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 通帳届出印<br><input checked="" type="checkbox"/> 納付書 | <input checked="" type="checkbox"/> キャッシュカード<br><input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認出来るもの(運転免許証など)<br><input checked="" type="checkbox"/> 納付書 |

問い合わせ 国民健康保険料＝国民健康保険課、介護保険料＝介護保険課、後期高齢者医療保険料＝年金医療課



〈以下は広告スペースです〉

お気軽にご相談下さい

**片野晏弘**  
**税理士事務所**

〒611-0025  
宇治市神明宮北22-41

**TEL.0774-24-1110**  
**FAX.0774-24-0088**



## 国民年金

年金医療課

TEL 20-8792

## 国民年金

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。老後の生活や、病気やけがで障害の状態となったとき、一家の働き手を失ったときなどに年金を支給し経済的に支えることを目的としています。

退職、結婚（離婚）、収入の増減等で加入制度が変わったときは、種別変更の届出が必要です。

## 国民年金加入者の手続き

| 種別                       | 対象者                                              | 保険料の納め方                                                                                                                                | 手続きが必要なとき                                                                                                                                                            | 届出先              |
|--------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 第1号被保険者                  | 日本に住所のある自営業・農林漁業・学生・無職等の人（20歳以上60歳未満）            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●納付書での納付（金融機関・コンビニ等）</li> <li>●口座振替での納付</li> <li>●クレジットカードでの納付</li> <li>●スマートフォンでの納付</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●会社勤めでない人や学生が20歳になるとき</li> <li>●退職して第2号被保険者でなくなったとき</li> <li>●配偶者の退職や本人の収入増で配偶者に扶養されなくなったとき</li> <li>●海外転出や転入をするとき</li> </ul> | 市役所<br>年金医療課     |
| 第2号被保険者                  | 厚生年金や共済組合等に参加している会社員・公務員等（原則として65歳未満）            | ●給料から天引きされている社会保険料に含まれています                                                                                                             | ●就職して厚生年金や共済組合等に参加するとき                                                                                                                                               | 勤務先              |
| 第3号被保険者                  | 第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）                   | ●厚生年金や共済組合等の制度全体で負担され、個別に納める必要はありません                                                                                                   | ●第2号被扶養者に扶養されるとき                                                                                                                                                     | 配偶者（第2号被保険者）の勤務先 |
| 任意加入被保険者（本人の希望により加入できる人） | ①日本に住所のある60歳以上65歳未満の人（65歳までに受給資格を満たしていない70歳未満の人） | ●原則、口座振替で納付                                                                                                                            | ●対象となる人が、老齢基礎年金の受給額を増やすこと（受給権を満たすこと）を希望する場合（上限480月）                                                                                                                  | 市役所<br>年金医療課     |
|                          | ②海外に住む20歳以上65歳未満の日本人                             | ●第1号被保険者に同じ                                                                                                                            | ●海外に居住し、任意加入で保険料を納めることで保険料納付済期間に応じた老齢基礎年金を受給することを希望する場合                                                                                                              |                  |

〈以下は広告スペースです〉

笑顔になれるように  
心を込めてサポートします

障害年金申請   老齢年金申請   遺族年金申請

**初回相談は無料です**

☎ 0774-34-5914

社会保険労務士よしだ事務所運営  
**京都年金相談所**

宇治市 障害年金   検索

宇治市志津川西組84






## 国民年金の保険料

**定額保険料** 月々の保険料は定額

(参考) 令和5年度: 16,520円、令和6年度: 16,980円

※賃金や物価の変動率で毎年改定されます。

**付加保険料**

月額400円(定額保険料に加えて納付すると老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます)。

\* 保険料の納付期限は、「納付対象月の翌月末」です。

\* 保険料を2年分、1年分、半年分前納すると割引されます。口座振替による毎月納付でも早割制度があります。

## 保険料の納付が困難な場合

国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付が免除される制度があります。申請して、被保険者・配偶者・世帯主のそれぞれの所得が基準額内であれば、保険料の全額または一部(4分の3・半額・4分の1)が免除されます。

### ▶ 学生納付特例制度

学生については、本人の所得が基準額内であれば保険料の納付が猶予されます。

### ▶ 納付猶予制度

50歳未満の人については、本人と配偶者の所得が基準額内であれば、保険料の納付が猶予されます。

## 国民年金の給付

|                 |        |                                                                                       |
|-----------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎年金            | 老齢基礎年金 | 保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上(最大40年)ある人が、原則として65歳から受け取ることができる年金                               |
|                 | 障害基礎年金 | 国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やけがで障害の状態になった人が受け取ることができる年金<br>※受給要件を満たしている必要があります。            |
|                 | 遺族基礎年金 | 国民年金加入者や保険料の納付(免除も含む)期間が25年以上ある人が死亡したとき、生計を維持されていた18歳未満の子のいる配偶者または子が受け取ることができる年金      |
| 第1号被保険者に対する独自給付 | 寡婦年金   | 保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある夫が老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳まで受け取ることができる年金 |
|                 | 死亡一時金  | 第1号被保険者として国民年金保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡し、その家族が遺族基礎年金を受け取ることができない場合に支給         |

年金

年金・保険  
▼ 国民年金 / 国民健康保険

## 年金についての問合せ先

### ▶ 第1号被保険者及び任意加入被保険者の手続き等に関すること

市役所年金医療課国民年金係

### ▶ 保険料納付、年金の記録、年金受給者の手続き等に関すること

京都南年金事務所 TEL 075-644-1165

## 国民健康保険

国民健康保険課

TEL 20-8729

## 国民健康保険

### ▶ 加入・脱退 14日以内に届け出を

#### 国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入したとき
- 職場の健康保険などの資格がなくなったとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき
- 外国籍の人で3カ月を超えて日本に滞在すると認められたとき

#### 国保を脱退するとき

- ほかの市区町村へ転出するとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 亡くなったとき
- 生活保護を受けはじめたとき

次ページへ続く

## ➡こんなときは届出を

| こんなとき         |                                                      | 届け出に必要なもの                                                                              |
|---------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 加入するとき<br>国保に | ほかの市区町村から転入してきたとき                                    |                                                                                        |
|               | 職場の健康保険をやめたとき                                        | <input checked="" type="checkbox"/> 職場の健康保険をやめた証明書                                     |
|               | 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき                                 | <input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者でなくなった証明書                                      |
|               | 子どもが生まれたとき                                           | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳     |
|               | 生活保護を受けなくなったとき                                       | <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給証明書                                          |
|               | 外国籍の人が加入するとき                                         | <input checked="" type="checkbox"/> パスポート                                              |
| やめるとき<br>国保を  | ほかの市区町村に転出するとき                                       | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証                                                |
|               | 職場の健康保険に加入したとき                                       | <input checked="" type="checkbox"/> 国保と職場の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)              |
|               | 職場の健康保険の被扶養者になったとき                                   | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 葬祭を行った証明書  |
|               | 国保被保険者が亡くなったとき                                       | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給証明書  |
|               | 生活保護を受け始めたとき                                         | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給証明書  |
| その他           | 市内で住所が変わったとき                                         |                                                                                        |
|               | 世帯主や氏名が変わったとき                                        | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証                                                |
|               | 世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき                               |                                                                                        |
|               | 修学のため、別に住所を定めるとき                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書      |
|               | 保険証をなくしたとき<br>(あるいは汚れて使えなくなったとき)                     | <input checked="" type="checkbox"/> 使えなくなった保険証など                                       |
|               | 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当するとき | <input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 |

またはマイナンバーカード(個人番号カード)、  
マイナンバーのわかる書類と本人確認書類

※世帯主に変更があった場合は、その世帯全員の保険証が必要となります。

## ～マイナンバーカードを保険証としてご利用ください～

令和6年12月2日以降は新規の保険証の発行を終了しています。令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間※使用することができます。※有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。

まだマイナ保険証をお持ちでない方は、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。

マイナ保険証を保有していない方は、「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

➡マイナンバーカードの申請方法は84ページへ。

➡マイナンバーカードの健康保険証利用の事前登録は、マイナポータルやセブン銀行などで。

## 国民健康保険の給付

### ➡自己負担割合

小学校入学前 **2割** 小学校入学後～70歳未満 **3割** 70歳以上75歳未満 **2割または3割**

### ➡療養費の支給

保険証を提示せず治療を受けた場合、また治療に伴ってコルセットなどの治療用装具・9歳未満の小児の弱視等治療用眼鏡等を作った場合などは、療養費支給の申請手続きをすると、審査のうえ、かかった費用から自己負担割合を除いた金額を支給します。

手続きに必要なもの

- ☒ 保険証
- ☒ 診療報酬明細書(レセプト)、領収書
- ☒ 補装具等を必要とした医師の証明書等
- ☒ 世帯主の預金口座番号

### ➡出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出産児1人につき50万円または48万8千円を支給します。妊娠85日以上であれば死産でも支給対象になります。ただし、職場の健康保険に1年以上加入の本人が、職場の健康保険を脱退後6カ月以内に産した場合、職場の健康保険から支給を受けることができます。

### 【出産育児一時金直接支払制度】

病院等から請求される出産費用について、国保から病院等に出産育児一時金を直接支払うことになるため、事前に多額の現金等を準備する必要がなくなります。

手続きに必要なもの

- ☒ 保険証
- ☒ 世帯主の預金口座番号
- ☒ 母子健康手帳
- ☒ 出産一時金医療機関直接支払制度同意書(合意書)
- ☒ 医療機関から交付された費用の内訳の記載された領収・明細書(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は制度対象分娩であることを証明する印が押印されたもの)

➡ 高額療養費の支給

ひと月の医療費の自己負担額が限度額を超えた時は、申請により限度額を超えた分を支給します。ただし、70歳未満と70歳以上75歳未満では計算方法や自己負担限度額が異なります。

手続きに必要なもの

- ☒ 保険証
- ☒ 領収書
- ☒ 世帯主の預金口座番号

➡ 限度額適用認定証等の申請

医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」(同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の世帯は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示することで、一医療機関での一部負担金の支払いが自己負担限度額までで済みます。該当する人は事前に認定証の交付申請をしてください。

手続きに必要なもの

- ☒ 保険証

➡ 高額介護合算療養費の支給

前年8月～7月の医療保険と介護保険の自己負担額それぞれの限度額を適用後の額を合算して基準額(年額)を超えたときは、その超えた分を支給します。

手続きに必要なもの

- ☒ 保険証
- ☒ 世帯主の預金口座番号
- ☒ 期間中医療保険や介護保険に異動があった場合は、その自己負担額証明書

➡ 交通事故の治療費

自動車事故など第三者の行為による傷病も保険診療を受けることができます。ただし、その場合は必ず国民健康保険課に至急届け出てください。本来、このような場合の医療費は加害者が支払い義務を負うもので、国保が負担した医療費は、後日、加害者へ請求することになります。届出がないままに治療を受けたり示談をしたりすると、後でトラブルの原因になります。

手続きに必要なもの

- ☒ 保険証
- ☒ 印かん
- ☒ 事故証明書(後日でも可)

➡ 入院時の食事療養費

入院中の食事にかかる費用は1食につき490円の自己負担が必要ですが、市民税非課税世帯の人は減額認定証の交付を受け、医療機関に提示することで1食につき230円になります。減額認定を受けてからの入院日数が過去1年間に90日を超えるときは、手続きをすることで91日目から1食につき180円になります。

手続きに必要なもの

- ☒ 保険証
- ☒ 減額認定証
- ☒ 過去一年間に90日を超える入院が確認できる書類

➡ 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に5万円を支給します。

手続きに必要なもの

- ☒ 葬祭執行者を確認できるもの(会葬礼状または葬儀の領収書等)
- ☒ 葬祭執行者の本人確認ができるもの

保険料

国民健康保険の保険料のお知らせは、納付義務者である世帯主あてに送ります。

保険料は、加入者の所得や人数等に応じて計算します。納付が困難なときはお早めにご相談ください。災害などで損害を受けたときや、病気・失業などにより納付がきわめて困難なときは、保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。

➡ 保険料の納め方

【特別徴収(年金からの天引き)】

対象者 次の条件にすべて該当する世帯

- 加入者全員が65～74歳
- 世帯主が介護保険料特別徴収対象者
- 世帯主の年金の年額が18万円以上
- 国保と介護の保険料の合計額が特別徴収対象となる年金の支給額の1/2以下
- 保険料の口座振替を利用していない

【普通徴収(納付書または口座振替により納付)】

対象者 特別徴収の事由に該当しない世帯

➡ 産前産後の保険料の減額

被保険者が出産したとき、その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月(または出産月)の前月から4ヶ月分を減額します(多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3ヶ月前から6ヶ月分)。妊娠85日以上であれば、死産も対象になります。

手続きに必要なもの

- ☒ 保険証
- ☒ 母子健康手帳
- ➡ 特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳ドック受診助成は94ページへ。



### 後期高齢者医療制度

宇治市が加入する京都府後期高齢者医療広域連合が運営を行います。届出や申請の受付などは市役所が行います。

#### 対象者

75歳以上の人と、65歳以上75歳未満で一定の障害があると広域連合の認定を受けた人です。

#### 加入するとき

75歳の誕生日当日から。また65歳以上75歳未満で一定の障害があり広域連合の認定を受けた日からです。

#### 保険料

被保険者一人ひとりが、後期高齢者医療の保険料を納めます。

国保や会社の健康保険の扶養家族であった人も75歳になると保険料を負担することになります。

#### 医療費の負担

医療機関での窓口負担は1割ですが、一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者は3割負担です。

➡このようなときは市役所に届け出をしてください。  
【資格の取得と喪失の手続き】

| こんなとき                       | 届け出に必要なもの                              | いつまで                |
|-----------------------------|----------------------------------------|---------------------|
| 京都府外から転入したとき                | ☑負担区分等証明書                              | 14日以内に              |
| 京都府外へ転出するとき                 | ☑保険証                                   | 14日以内に              |
| 京都府内で住所が変わったとき              | ☑保険証                                   | 14日以内に              |
| 死亡したとき                      | ☑保険証                                   | 14日以内に              |
| 生活保護を受けるようになったとき            | ☑保険証<br>☑生活保護受給証明書等                    | 14日以内に              |
| 65歳をすぎて一定の障害のある状態になったとき(任意) | ☑障害の程度が確認できる書類(国民年金[障害年金]の証書・身体障害者手帳等) | ※<br>一定程度の障害者になったとき |

※一定程度の障害についてはお問い合わせください。

➡このようなときは市役所に届け出をしてください。

【医療費の払い戻しの手続き】

| こんなとき                             | 申請に必要なもの                                                                          |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けたとき           | ☑保険証<br>☑診療報酬明細書<br>☑領収書<br>☑預(貯)金通帳                                              |
| 海外で急病やけがで診療を受けたとき                 | ☑保険証<br>☑診療報酬明細書<br>☑領収明細書<br>☑パスポート<br>☑同意書<br>☑日本語翻訳文<br>☑預(貯)金通帳               |
| 骨折・脱臼などで、柔道整復の施術を受けたとき            | ☑保険証<br>☑施術内容明細書<br>☑領収書<br>☑預(貯)金通帳                                              |
| 医師が必要と認めた、はり・灸・あんま・マッサージの施術を受けたとき | ☑保険証<br>☑施術内容明細書<br>☑医師の同意書<br>☑領収書<br>☑預(貯)金通帳                                   |
| 医師の指示によりコルセット等の治療用装具を購入したとき       | ☑保険証<br>☑医師の意見書・装着証明書又は治療用装具製作指示装着証明書<br>☑領収明細書<br>☑写真<br>(靴型装具の場合のみ)<br>☑預(貯)金通帳 |

【その他の申請】

|         |                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移送費     | 傷病で移動不能な患者が、治療を行える最寄りの医療機関に緊急移送されたとき、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。                                   |
| 訪問看護療養費 | 医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、費用の一部を支払うだけで、残りは広域連合が負担します。                                      |
| 葬祭費     | 被保険者が死亡した際、喪主に対して葬祭費を支給します。葬祭を行ったことが確認できる書類(葬祭執行者(喪主)の氏名が明記されているもの)と、喪主の預(貯)金通帳を持って申請してください。 |

➡交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によってけがをした場合でも、届け出により保険証を使って診療を受けられます。

示談の前に必ず市役所に相談してください。

➡健康診査・人間ドック受診助成は94ページへ。

➡後期高齢者歯科健診は93ページへ。





# 健康福祉

## 健康

健康づくり推進課

TEL 20-8793

### 各種健(検)診

対象者・場所・受診方法・実施期間など最新の情報を、市政だより(5月頃)・市ホームページ等で確認してください。



| 種類            | 対象者                          | 自己負担額(円)                   | 内容                                                     |
|---------------|------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------|
| 特定健診・健康診査     | ※年度中に40歳以上                   | 無料                         | 問診 血圧測定・身体測定<br>尿検査 診療 血液検査<br>(医師の判断により貧血検査、心電図、眼底検査) |
| 大腸がん検診        | 受診日に40歳以上                    | 600                        | 便潜血検査                                                  |
| 乳がん検診         | 受診日に40歳以上の女性(2年に1回)          | 1,600                      | マンモグラフィ検査<br>視触診(希望者のみ)                                |
| 子宮頸がん検診       | 受診日に20歳以上の女性(2年に1回)          | 1,600                      | 視診 内診 細胞診                                              |
| 前立腺がん検診       | 受診日に50歳以上の男性(2年に1回)          | 700                        | 血液検査                                                   |
| 肝炎ウイルス検診      | 年度中に40歳以上(過去に未受診の人)          | 700                        | 血液検査                                                   |
| 胃がん検診(胃内視鏡検査) | 受診日に50歳以上(2年に1回)             | 3,000                      | 胃内視鏡検査(胃カメラ)                                           |
| 胃がん検診(胃部X線検査) | 受診日に40歳以上(2年に1回)             | 1,400                      | 胃部X線検査(バリウム)                                           |
| 肺がん検診         | 受診日に40歳以上                    | 無料<br>(たんの検査者は<br>容器代300円) | 胸部X線検査<br>たんの検査(必要者のみ)                                 |
| 結核健診          | 受診日に65歳以上                    | 無料                         | 胸部X線検査                                                 |
| 成人歯科健診        | 20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳      | 無料                         | 口腔内診査                                                  |
| 後期高齢者歯科健診     | 前年度75歳                       | 無料                         | 口腔内診査 嚥下機能検査                                           |
| 胃がんリスク(ABC)検診 | 30歳・35歳・40～49歳<br>(過去に未受診の人) | 1,000                      | 血液検査                                                   |

令和6年9月1日現在

※国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している40歳以上の人(年度末までに40歳になる人を含みます)。  
ただし、当該年度の間ドック受診補助対象者を除きます。

く以下は広告スペースです

地域とつながる  
笑顔がつながる

**宇治病院**  
ケアプランセンター  
訪問リハビリテーション  
訪問看護ステーション  
平成老人保健施設  
福祉用具サービス

社会福祉法人  
あじろぎ会

宇治市五ヶ庄芝ノ東54-2  
☎0774-32-6000(代表)

笠取ふれあい福祉センター  
宇治市西笠取下荘川西7-2  
☎075-573-2002  
<http://www.uji-hosp.or.jp/>

トウデイ  
**TODAY**

訪問看護  
リハビリステーション

訪問自費リハビリ

- 健康増進、病気予防、認知症予防
- セラピストやAIによる姿勢分析  
運動提案
- 医療用インソール

宇治市小倉町神楽田47-39  
TEL/FAX: 0774-21-2616  
Mail: pollejoying@gmail.com

☎HOUKAN\_TODAY

弊社が考案したIBA義歯設計法と  
IBA義歯設計装置(世界7ヶ国特許)を使用して  
**装着感の良い入れ歯**を  
歯科医院に提供しています!

義歯専門歯科技工所  
**デンタルプレジデント**

宇治市横島町十一-135-1  
TEL-FAX 0774-20-2134  
<https://www.iba-denture.com/>

## ヘルスアップ相談(特定保健指導)

### 健康づくり推進課

国保特定健診等を受けた結果、内臓脂肪の蓄積の程度と危険因子(高血圧・高血糖・脂質異常など)から、生活習慣の改善の必要性が高い人には、個別にヘルスアップ相談の案内をします。

ヘルスアップ相談では、今の健康状態を確認しながら、生活習慣病の発症予防が図れるよう、3ヶ月程の期間面談や電話などで食生活や運動習慣の改善に向けての取り組みを支援します。

## 人間ドック・脳ドック受診補助

### 健康づくり推進課

国民健康保険(1年以上加入の35才以上の人)または後期高齢者医療制度に加入している人(受診日時点)を対象に、人間ドック・脳ドック受診料の補助を実施します。詳しくは、4月頃の市政だよりに掲載します。

※ただし、後期高齢者医療制度に加入している人は、人間ドックのみとなります。

## 健康づくり講座(無料・予約制)

### 健康づくり推進課

20歳以上の人を対象に、それぞれの年代に合わせた健康講座を行っています。

保健師や管理栄養士、運動講師が、あなたにオススメの健康情報をお届けします。

会場や日時などの詳細は、開催1～2ヶ月前の市政だよりに掲載します。

| 対象               | 講座名                                                    |
|------------------|--------------------------------------------------------|
| 20～55歳<br>(保育あり) | ずっと使える女性のためのヘルスケア講座                                    |
| 20～64歳<br>(保育あり) | からだメンテナンス講座～整う編～<br>からだメンテナンス講座～筋トレ・血糖値編～<br>適塩マイスター講座 |

〈以下は広告スペースです〉

**2025年4月開院**  
**「くみやま岡本病院」**



健診部門は  
**くみやま岡本病院に移転します**  
当院は宇治市の各種健康診査・がん検診の協力医療機関です

**各種健康診査 がん検診 ドック**

社会医療法人 岡本病院(財団)  
**京都岡本記念病院**  
京都府久世郡久御山町佐山西ノ口100番地 TEL.0774-48-5500(代表)

医療法人徳洲会  
**六地蔵総合病院**  
**健診センター**

大切なあなたと家族のために  
年1回、健診に行こう!

☎0774-33-1717  
お問い合わせ：平日・土13～17時

**人間ドック がん検診 各種健診**

当院は「宇治市の各種健診・がん検診  
乳がん・子宮頸がん検診協力医療機関」です。

各線六地蔵駅より駅近で便利!  
徒歩・地下鉄2分 JR5分 京阪8分  
京都府宇治市六地蔵奈良町9番地




**よつば向島整骨院**  
**土曜日 も開院**

| 受付時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00～13:00  | ○ | ○ | / | ○ | ○ | ○ | / |
| 16:00～20:00 | ○ | ○ | / | ○ | ○ | ○ | / |

定休日 水曜・日曜  
医療保険 療養費 支給申請可能です  
(骨折・脱臼の際は医師の同意が必要)

**近鉄向島駅徒歩5分**  
**宇治市榎島町落合159**  
(スーパー万代さんの隣です) **P有り**

☎0774-24-0818

| 対象                    | 講座名                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 20～64歳<br>(保育あり)      | 骨粗しょう症予防講座<br>時短!カンタン!適塩ワンプレート講座                                      |
| 小学1～4<br>年生の子と<br>保護者 | プロから学ぶ体幹を鍛える親子運動講座                                                    |
| 65歳以上                 | プロから学ぶ65からの本格筋トレ～基礎編～<br>プロから学ぶ65からの本格筋トレ～応用編～<br>管理栄養士から学ぶ筋肉を育てる栄養講座 |

※講座名・講座内容は変わることがあります。



ずっと使える  
女性のための  
ヘルスケア講座



適塩マイスター講座



プロから学ぶ  
65からの本格筋トレ  
～基礎編～

## 出前講座(無料・予約制)

### 健康づくり推進課

サークルや地域の集まりの場など、ご依頼があれば、保健師や管理栄養士が、健康のお話や体操などに伺います。詳しくは健康づくり推進課にお問い合わせください。

## 成人健康相談(無料・予約制)

### 健康づくり推進課

「健康診断結果の見方が知りたい」「食生活を見直したい」「ダイエットしたい」など、お悩みはありませんか?保健師や管理栄養士にお気軽にご相談ください。電話相談は随時しています。健康づくり推進課までお問い合わせください。

| 相談内容                                         | 場所                       | 日時       |
|----------------------------------------------|--------------------------|----------|
| 保健師または管理栄養士による健康相談<br>※必要に応じて血圧や体脂肪等の測定、血糖測定 | うじ安心館5階健康相談室<br>※自宅訪問もあり | 希望に応じて調整 |

## 健康展

### 健康づくり推進課

毎回テーマを決めて、健康に関する展示や各種測定を実施しています。



場 所 市民ギャラリーコーナー

日 時 開催前に市政だよりでお知らせします。

## 献血

### 健康づくり推進課

全国的に10～30代の献血者が減少しています。一人でも多くの方のご理解とご協力をお願いします。献血後、希望者には血液検査の結果が通知されます。

実施場所

実施日程・場所などは市政だよりでお知らせします。

対象者

|        | 200ml献血                | 400ml献血                       |
|--------|------------------------|-------------------------------|
| 年齢※    | 男女とも16～69歳             | 男性:17～69歳<br>女性:18～69歳        |
| 体重     | 男性:45kg以上<br>女性:40kg以上 | 男女とも50kg以上                    |
| 年間献血回数 | 男性:6回以内<br>女性:4回以内     | 男性:3回以内<br>女性:2回以内            |
| 献血の間隔  | 4週間後の同じ曜日から献血が可能       | 男性は12週間後、女性:16週間後の同じ曜日から献血が可能 |

※65歳以上の人の献血については、健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験がある場合に限りです。

## がんとの共生支援事業

### 健康づくり推進課

#### ▶がん患者のアピアランスケア支援

がん患者の皆さまの心理的負担の軽減や、就労等社会参加の促進、療養生活の質の維持向上を図ることを目的に、医療用ウィッグ等の補正具の購入費用を助成します。

#### ▶若年がん患者の在宅療養支援

若年がん患者の方が住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して生活できるように、在宅における生活で必要となるサービスや福祉用具の貸与・購入費等について助成します。

詳しくは健康づくり推進課にお問い合わせください。

## 休日・夜間の急患診療

### 健康づくり推進課

#### ▶休日急病診療所 TEL 39-9430

休日において緊急に医療を必要とする方を対象に応急的な診療を行います。

診療科目 内科、小児科、歯科

診療日 日曜、祝日、振替休日、年末年始(12月31日～1月3日、歯科のみ12月29日～)

受付時間

内科・小児科: ⑨9時～11時、12時半～16時(事前連絡制)  
＜当日事前連絡専用電話番号＞

TEL 39-9376

歯 科: ⑨9時半～11時半、13時～14時半

診療時間 内科・小児科: ⑨10時～12時、13時～17時  
歯 科: ⑨10時～12時、13時～15時

場 所 うじ安心館5階 (市役所向かい)

※流行している感染症の状況等により、受付時間や診療科目などを変更する可能性があります。

次ページへ続く

＜以下は広告スペースです＞

# 宇治久世薬剤師会

お薬や健康の事  
など薬剤師に  
相談してみよう

宇治市休日急病診療所(うじ安心館5階)に勤務する薬剤師の団体です。

※下記の薬局に勤務する薬剤師の外に、病院や宇治市及び久御山町以外の薬局の薬剤師も勤務しています。

#### 葵薬局

宇治市五ヶ庄日皆田8-15  
TEL:0774-33-5426

#### 新町薬局

宇治市宇治壱番4  
TEL:0774-21-2360

#### びわ薬局

宇治市琵琶台1-17-2  
TEL:0774-24-2436

#### シンシン薬局

久世郡久御山町栄4丁目1-86  
TEL:0774-43-2406

#### アサクラ薬局

宇治市大久保町北/山24-1 ホクエビル1F  
TEL:0774-45-3685

#### 松田明聖堂薬局

宇治市木幡西浦55-1  
TEL:0774-32-8819

#### カナオカ薬局

宇治市小倉町南堀池8-7  
TEL:0774-20-3649

#### ゆう愛堂漢方薬局

宇治市広野町宮谷225  
TEL:0774-26-6066

#### 西本薬局

宇治市南陵町1-1-368  
TEL:0774-24-2268

#### 在宅支援みさ薬局 おうばく店

宇治市五ヶ庄一番割73番1  
TEL:0774-34-1138



## ▶ 小児救急医療機関

小児科専門医が休日や夜間に小児救急患者を診察します。

希望する人はまず、電話にて各病院にお問い合わせください。

- 宇治徳洲会病院 (TEL 20-1111)  
救命救急センター、24時間小児救急体制を実施
- 京都田辺中央病院(京田辺市) (TEL 63-1111)  
24時間小児救急体制を実施
- 男山病院(八幡市) (TEL 075-983-0001)  
平日金曜の①18時～翌朝8時

- 京都きづ川病院(城陽市) (TEL 54-1111)  
日曜・祝日の①9時～13時

## 小児救急電話相談

休日・夜間の子どもの急な病気に医療機関を受診した方が良いかどうか、看護師または小児科医に電話で相談できます。

- 相談時間 年中無休 ①19時～翌朝8時  
(土曜(祝日・年末年始を除く)は15時～)
- 電話番号 #8000  
(繋がらない場合、TEL 075-661-5596)

## 歯科サービスセンター

TEL 39-9430

一般の歯科診療所では診察が困難な心身障害児・者を対象に歯科診療を行います。

- 診療日時 毎週水曜①13時半～15時半(予約制)
- 場 所 うじ安心館5階(市役所向かい)
- 対 象 者 市内にお住いの身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの人と特別児童扶養手当の対象児童

## 高齢者福祉

健康づくり推進課  
年金医療課  
長寿生きがい課

TEL 20-8793  
TEL 21-0413  
TEL 20-8712

## 認知症施策

### 長寿生きがい課

| 教室名等              | 内容                                                                                                                                                                              |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症あんしんサポーター養成講座  | 認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する市民を養成します。                                                                                                                                         |
| 認知症家族支援プログラム      | 認知症の人を介護している介護者家族に対し、専門家の講義等により認知症の理解を促進し、仲間づくりを行って、心身ともに介護負担の軽減を目指します。(年6回)                                                                                                    |
| 鈴の音会              | 認知症の人を介護している介護者家族に対し、仲間づくりを行い、交流を通じて心身ともに継続して介護負担の軽減を目指します。(年12回)                                                                                                               |
| 認知症初期集中支援チーム      | 認知症の心配がある方に対し、専門職が訪問し、必要な支援に向けてのサポートをします。                                                                                                                                       |
| れもんカフェ(認知症対応型カフェ) | 地域の人や認知症の人等が集う居場所、社会参加できる場、生きがいづくり、ピアサポートの場として実施します。                                                                                                                            |
| 宇治市高齢者等SOSネットワーク  | 認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録いただくことで、行方不明になられた場合に、すみやかに関係機関と連携・情報共有し、早期に発見保護することを目的とした取り組みです。<br>対象者 市在住で認知症等により行方不明になるおそれのある65歳以上の人、または認知症の診断を受けた64歳以下の人<br>登録期間 3年度間(更新有) |

〈以下は広告スペースです〉

## 「その人らしく」をモットーに介護を提供します。

### 介護保険外サービス



配食弁当



ネイル



訪問介護事業所



すずらん

TEL.0774-94-6693

宇治市宇治蔭山27-1 アベニュー中路105号室



## 介護予防事業

### 長寿生きがい課

| 教室名等             | 内容                                                         |
|------------------|------------------------------------------------------------|
| パワリハ<br>トレーニング教室 | 高齢者向けトレーニング機器等を使った運動の実施(週2回3カ月)                            |
| スロー<br>トレーニング教室  | 全身のバランスや持久力向上等を目的とした運動の実施(週1回6カ月)                          |
| はつらつ<br>トレーニング教室 | 心身の健康を保つために運動・栄養・口腔・認知機能の向上及び仲間づくりを目指した複合型教室の実施(週1回6カ月)    |
| あたまイキイキ<br>教室    | 認知症や高齢期の健康管理について学び、介護予防に向けた活動が広く実施されることを目的とした教室の実施(週1回6カ月) |
| 幸齢者健康づくり<br>教室   | レクリエーションや体操等参加者同士の交流や、認知症や介護予防について学び、高齢期の健康管理を目的とした教室      |
| セルフパワリハ          | 高齢者向けトレーニング機器を使った運動の実施                                     |
| B型リハビリ教室         | 閉じこもり予防のための教室を小学校区ごとに開催                                    |
| ボランティア<br>研修会    | 介護予防事業の参加者を支援するボランティアのための研修会を実施                            |

## 老人福祉医療費支給制度

### 年金医療課

65歳以上70歳未満で所得要件などの基準を満たしている人が、医療機関などを受診した場合の保険診療の自己負担額の一部を助成する制度です。

#### 対象者

65歳から69歳の健康保険に加入している所得税非課税世帯の人。

※ただし、後期高齢者医療制度・他の福祉医療制度・生活保護を受けている人を除きます。

## 重度心身障害老人健康管理事業

### 年金医療課

後期高齢者医療被保険者で、一定以上の障害がある人が、医療機関などを受診した場合の保険診療の自己負担額を助成する制度です。

#### 対象者

- ①身体障害者手帳1級、2級、3級(3級は療育手帳保持者の一部又は精神障害者保健福祉手帳2級保持者のみ)をお持ちの方
- ②精神障害者保健福祉手帳1級、2級(2級は療育手帳保持者の一部、身体障害者手帳3級保持者又は手帳更新で1級から2級になった方(次回更新時まで)のみ)をお持ちの方
- ③療育手帳A、Bをお持ちの方(年齢制限、所得制限あり)。



健康福祉  
▼ 高齢者福祉



次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

### ウチシルベ高齢者住宅仲介センター

#### 老人ホーム探しと 不動産のことなら

引越・家財処分・自宅売却  
賃貸紹介・空き家相談  
リフォーム・相続(遺言)相談



1974年設立  
株式会社 都ハウジング

京都市伏見区深草キト口町30番地

☎075-641-3180

info@miyako-h.co.jp

居住支援法人認定(府)



## 高齢者予防接種費用助成

### 健康づくり推進課

高齢者のインフルエンザや新型コロナウイルス、肺炎の発病予防や重症化予防のための予防接種です。

#### ▶ 高齢者等インフルエンザ予防接種

**対象者** 接種日に満65歳以上の人※

**実施時期** 市政だより及び市ホームページ等でお知らせします。

#### ▶ 新型コロナウイルス感染症予防接種

**対象者** 接種日に満65歳以上の人※

**実施時期** 市政だより及び市ホームページ等でお知らせします。

#### ▶ 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

**対象者** 接種日に65歳の人のうち、過去に23価の肺炎球菌ワクチンを接種したことのない人※

**実施時期** 通年

※接種費用を免除する制度がありますので、申し込み方法等については健康づくり推進課へお問い合わせください。又、60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓または呼吸器の機能障害で極度に日常生活が制限されている人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に介助なしでは日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人も対象となります。該当する人は事前申請が必要です。かかりつけ医に確認後、健康づくり推進課へお問い合わせください。

## 高齢者の在宅生活の支援

### 長寿生きがい課

#### ▶ 安心して在宅生活を送るためのサービス

※すべて宇治市民の人が対象になります。詳しくは長寿生きがい課へお問い合わせください。

#### 【要介護者等の住宅改造費の助成】

要介護者等の住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成します。

**対象者** 介護保険の認定を受け、市内に所在する住宅に居住する人

#### 【介護予防安心住まい推進事業】

住宅の改修工事に要した費用の一部を助成します。

**対象者**

- 65歳以上の市民税非課税世帯の人
- 介護保険の認定を受けていない人（認定申請中の人は対象外）
- 対象となる市内の住宅に居住している人
- チェックリストにおいて運動器の機能低下が見られ、近い将来、介護保険の認定を受けるおそれがあると認められる人

#### 【建築士による住宅改修相談】

1級建築士が訪問し、住宅を改修するためのアドバイスをを行います。相談料は無料です。

**対象者** 介護保険の認定を受け、市内に住宅がある人

**日時** 毎月1回定例日を設けて実施（第3火曜日）

#### 【家具等転倒防止金具等購入費の助成】

災害時における家具等の転倒防止金具等を設置する費用を助成します。

**対象者** 65歳以上で市民税非課税世帯の人

#### 【火災警報器の給付】

火災警報器の給付を行います。

**対象者** 65歳以上の一人暮らしで、市民税非課税の人

#### 【日常生活用具の給付】

電磁調理器や自動消火器の給付を行います。

**対象者** 在宅の65歳以上の一人暮らしで市民税非課税の人

#### 【緊急通報装置（シルバーホン）の設置】

緊急事態が起こった場合に、ボタンひとつ押すだけで消防本部に連絡がとれる緊急通報装置を貸与、設置します。

**対象者**

65歳以上の一人暮らしの人または未成年者、重度の心身障害者、ねたきりの配偶者と同居している65歳以上の人

※所得税非課税の方は月額使用料の自己負担を助成する制度があります。ご相談ください。

#### 【高齢者福祉電話貸与・電話料助成】

低所得の一人暮らしの高齢者または高齢者世帯で、電話によって安否確認や各種相談を行う必要のある人に、福祉電話を貸与、設置します。設置した人には、毎月の基本料及び通話料（月額300円を上限）を助成します。

**対象者**

65歳以上の一人暮らしの人または高齢者世帯で、現に電話のない所得税非課税世帯の人

#### 【在宅ねたきり者へのリサイクル福祉用具の貸与】

市民等からリサイクル用に寄付された福祉用具を有効活用するため、特殊寝台、車いすなどを貸与します。

**対象者**

40歳以上で、疾病、負傷等により家庭においてねたきりの状態にある人またはこれに準ずる状態にある人

#### ▶ 在宅で介護されている方へのサービス

※すべて宇治市民の人が対象になります。詳しくは長寿生きがい課へお問い合わせください。

#### 【認知症等高齢者家族介護者へのGPS機器の貸与】

位置探索ができる機器を貸与します。機器利用にかかる初期費用と月額利用料金を助成します。

**対象者**

40歳以上で、認知症などの理由により、行方不明になるおそれのある市民を常時介護している家族

## 【介護者のリフレッシュ】

介護者が日常の介護から一時的に離れ、身体的・精神的にリフレッシュしていただけるよう、交流会をはじめとする文化教養行事等を開催します。

### 対象者

介護保険の認定を受けた人を在宅で介護している家族等

## 【紙おむつ等の給付】

紙おむつ等の給付を行います。

### 対象者

在宅で生活している要介護4・5で市民税非課税の人を介護している家族で、本人を控除対象配偶者または扶養親族とする人が市民税非課税であることが必要です。

## 【家族介護慰労金の支給】

要介護4・5で低所得世帯の要介護高齢者等を介護保険のサービスを利用せずに(10日以内のショートステイを除く)1年間在宅で介護している主たる介護者1人に年1回、介護慰労金10万円をお渡しします。(該当する人には、市より、申請に関する案内を送付します。)

## 【障害者控除対象者認定書の発行】

寝たきりや認知症の高齢者に対して、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市、府民税の申告時に本人またはその扶養者が障害者控除の適用を受けることができます。ただしすでに身体障害者手帳などで控除を受けている人、非課税で申告する必要のない人は対象になりません。

## 【介護知識・技術習得教室】

介護者の適切な介護知識・技術等の習得を目的とした教室等を開催します。

### 対象者

介護保険の認定を受けた人を在宅で介護している家族等(介護者または要介護者が市民)

## ▶健康・生きがいのためのサービス

※すべて宇治市民の人が対象になります。詳しくは長寿生きがい課へお問い合わせください。

## 【老人園芸ひろば】

60歳以上の人を対象に、土地を3年間貸与し、園芸を楽しんでいただけます。利用されるにあたり、協力金を納めていただけます。

募集については、市政だより等でお知らせします。

## 【老人運動ひろば】

ゲートボールやグラウンド・ゴルフ等のひろばを開設しています。現在市内に1カ所(新成田)あり、利用できる人は60歳以上の人です。

## 【浴室・デイルームの開放】

高齢者の憩いの場として、地域福祉センターなどの浴室・デイルーム・娯楽室を無料で開放します。

対象者 60歳以上の人

開放時間 娯楽室・デイルーム 9時～17時  
浴室 13時～15時

## 【喜老会(老人クラブ)】

おおむね60歳以上の人による老人クラブです。心と体の健康活動、互いに支え合う友愛活動、地域での奉仕活動を通して、明るく楽しいまちづくりを進めています。詳しくは宇治市連合喜老会(TEL 24-0187)へお問い合わせください。

## 【高齢者アカデミー】

京都文教大学・京都文教短期大学にて、現役の大学生とともに科目の履修等ができる高齢者アカデミーを開講しています。(受講料は一部受講者負担)

### 対象者

- 65歳以上の人
- 2年間(1年＝秋期・春期)継続して受講できる人

## 【宇治市シルバー人材センター】

高齢者の知識・経験・技能を社会に活かすため、会員に合った仕事を提供し生きがいの充実を目指します。

### 依頼内容

家具の移動・運び出し、家事補助、植木の剪定、草刈り、大工仕事、掃除など

詳しくは、シルバー人材センター(TEL 20-1734)へお問い合わせください。

## 【宇治市老人福祉センターサークル協議会(U・S・K)】

宇治市総合福祉会館で活動する各サークルの自主活動の向上と緊密な連携を図り、広く社会福祉への貢献と学習活動の交流を深めることを目的としたサークルです。詳しくは宇治市社会福祉協議会事務局(TEL 22-5650)へお問い合わせください。

## 【宇治源輝人(うじげんきびと)講座】

いつまでも元気ではつらつと輝く人生を送るためのヒントを学ぶ講座です。講座受講後には、「健康長寿サポーター」として登録できます。受講案内については、市政だより等でお知らせします。

### こんな人におすすめ

- 超高齢社会での生き方に関心がある
- 健康長寿を目指している
- 住み慣れた地域で活躍したい

次ページへ続く

く以下は広告スペースです

# 会員募集中

## 働く喜び見つめませんか？

- ◆家事援助
- ◆簡単な大工仕事
- ◆駐車(輪)場管理
- ◆植木剪定
- ◆除草
- ◆筆耕
- ◆チラシ配布 など

市内在住 60 歳以上の方、  
お気軽にお問い合わせ下さい。

(公社)宇治市シルバー人材センター  
宇治市宇治東内36-5  
TEL 0774-20-1734 FAX 0774-20-0580



地域包括支援センターは、宇治市が設置する高齢者総合相談窓口です。高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で健やかに安心して生活をしていけるよう、介護、福祉、健康、医療などのご相談に応じています。

主任ケアマネジャー、保健師・看護師、社会福祉士などの専門職が連携してみなさんの生活を支援しています。

| 名称               | 住所                              | 電話番号    | FAX     |
|------------------|---------------------------------|---------|---------|
| 東宇治北地域包括支援センター   | 木幡金草原43<br>「ハーモニーこはた」内          | 33-8270 | 33-8284 |
| 東宇治南地域包括支援センター   | 五ヶ庄折坂5-149<br>「東宇治地域福祉センター」内    | 38-1250 | 38-2347 |
| 南部・三室戸地域包括支援センター | 菟道岡谷16-3<br>「宇治明星園」内            | 23-6115 | 23-6118 |
| 中宇治地域包括支援センター    | 宇治琵琶1-3<br>「宇治市福祉サービス公社中宇治事業所」内 | 28-3180 | 28-3190 |
| 槇島地域包括支援センター     | 槇島町郡50-1<br>「宇治さわらび園」内          | 21-6605 | 21-6860 |
| 北宇治地域包括支援センター    | 小倉町西畑1-4<br>「小倉デイサービスセンター」内     | 21-8123 | 21-6800 |
| 西宇治地域包括支援センター    | 小倉町山際63-1<br>「西小倉地域福祉センター」内     | 28-6180 | 22-4094 |
| 南宇治地域包括支援センター    | 大久保町平盛91-3<br>「平盛デイサービスセンター」内   | 45-1544 | 45-2941 |

〈以下は広告スペースです〉

高齢者複合福祉施設  
社会福祉法人一竹会  
宇治さわらび園

悠久の地にゆったりとたたずむ

ケアハウス さわらび 特別養護 老人ホーム ショートステイ

デイサービス センター ホームヘルパー ステーション

宇治市槇島町郡 50-1  
TEL.0774-21-6603 FAX.0774-21-6860

槇島地域包括支援センター  
TEL.0774-21-6605  
居宅介護支援事業所 TEL.0774-21-6247  
<https://www.i-sawarabi.or.jp/>

住まいの心配 解決します!

全てのサービス 無料!!

電話・メール 相談

介護施設

同行見学 入居されるまで 全面的にバックアップ

面談

京都シニア住宅紹介センター  
京都市東山区今熊野宝蔵町3  
ダイヤル 0120-993-224  
〔運営法人〕朝日新聞サービスアンカーASA東山  
株式会社 HI-TAZ ハイタツ  
E-mail: kyotoseniorjyutaku@gmail.com  
HP: <https://seniorjyutaku.jimdofree.com/>

暮らしを守る安心の  
家づくりを。

田村建築工房ではバリアフリー工事、積極承り中です!  
(介護保険を活用した改修工事にも対応。)  
ご用命の際には遠慮なくご相談下さい。

バリアフリー工事 リフォーム工事 新築工事

総合建築 田村建築工房  
宇治市槇島町北内4 TEL.0774-28-1230

経験豊富な看護師とセラピストによる、  
充実したケアで心と体をサポートします。  
24時間かけつける安心に介護保険が使えます。

終末期の看取り看護も対応しています。

詳しくはお問い合わせください。

0774-94-6349

※電話対応は、平日9:00~17:00となります。

Tsuki elderly care center  
訪問看護ステーション月  
株式会社 傍楽(はたらく)  
久御山町栄3丁目1-20

訪問エリア  
宇治市全域

利用者様(ご家族様)への  
悩み相談・サポート

精神・小児在宅ケア対応

各種保険適応外  
サービスにも対応

ベテランのケアマネージャーが  
適切な介護サービスを受けられるよう  
お手伝いします。

2024年10月

ケアプランセンター月 OPEN

TEL 0774-34-0710



## 介護保険のしくみ・介護保険に加入する人

介護保険制度とは、40歳以上の人が入会者(被保険者)となり介護が必要になったときには、安心して介護サービスを利用できるしくみです。介護サービスが必要になったとき、利用者の負担割合(1～3割)に応じてサービスを利用することができます。利用料の保険給付分(9～7割)は保険料と公費負担(税金)から支払われます。

## ▶ 加入対象者

## 【第1号被保険者(65歳以上の人)】

介護や支援が必要であると認定を受けた人は、介護保険のサービスが利用できます。

## 【第2号被保険者(40～64歳の人で医療保険に加入している人)】

加齢が原因とされる特定の病気(特定疾病)により、介護や支援が必要であると認定を受けた場合に、介護保険のサービスが利用できます。

## 介護サービス利用の手順

## 【要介護・要支援認定を受ける場合】

サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

## 認定の申請



市の窓口で認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

## 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書(市にあります)
- 介護保険被保険者証(65歳以上及び40～64歳ですでに介護認定をうけられている方)
- 医療保険被保険者証(40～64歳の方は必ず)

●介護認定に係る聞きとり票(市にあります)  
申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。



## 要介護認定



## 訪問調査

認定調査員が自宅を訪問し心身の状態など調査します。

## 主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

## 認定審査

医療・保健・福祉の専門家による介護認定審査会で審査します。



## 認定結果

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

「要介護」の人は「介護サービス」を、「要支援」の人は「介護予防サービス」を受けられます。

非該当

## 介護サービス(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス(予防給付)  
介護予防・生活支援サービス事業※

地域包括支援センター等に依頼

65歳以上の方は一般介護予防事業が利用できます。

## ※【介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合】

地域包括支援センターや市の窓口で基本チェックリストを受けましょう。その結果、日常生活に必要な機能や社会との関わりといった「生活機能」の低下がみられた場合、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と認定され「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

サービスの内容は、訪問型サービスと通所型サービスがあります。

次ページへ続く

## 介護保険で利用できるサービス

次のサービスが利用できます。自分が受けられるサービスの上限などをよく確認して上手に利用しましょう。

### ▶ 居宅サービス

| 要介護1～5                        | 要支援1・2                |
|-------------------------------|-----------------------|
| <b>【通所して利用する】</b>             |                       |
| 通所介護（デイサービス）                  | 通所型サービス               |
| 通所リハビリテーション（デイケア）             | 介護予防通所リハビリテーション（デイケア） |
| <b>【訪問を受けて利用する】</b>           |                       |
| 訪問介護（ホームヘルプ）                  | 訪問型サービス               |
| 訪問入浴介護                        | 介護予防訪問入浴介護            |
| 訪問リハビリテーション                   | 介護予防訪問リハビリテーション       |
| 訪問看護                          | 介護予防訪問看護              |
| 居宅療養管理指導                      | 介護予防居宅療養管理指導          |
| <b>【在宅での暮らしを支える】</b>          |                       |
| 福祉用具貸与                        | 介護予防福祉用具貸与            |
| 特定福祉用具購入（販売）                  | 特定介護予防福祉用具購入（販売）      |
| 住宅改修費支給                       | 介護予防住宅改修費支給           |
| <b>【短期間入所する】</b>              |                       |
| 短期入所生活介護（ショートステイ）             | 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） |
| 短期入所療養介護                      | 介護予防短期入所療養介護          |
| <b>【有料老人ホームなど（施設サービスを除く）】</b> |                       |
| 特定施設入居者生活介護                   | 介護予防特定施設入居者生活介護       |

### ▶ 施設サービス

要支援1・2の人は利用できません

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
※原則、要介護3以上の人が利用できます  
介護老人保健施設  
介護医療院

### ▶ 地域密着型サービス

一部サービスを除き、要支援1・2の人は利用できません

小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型通所介護  
※要支援1・2の人も利用できます  
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）  
※要支援2の人も利用できます  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
※原則、要介護3以上の人が利用できます  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
看護小規模多機能型居宅介護  
地域密着型通所介護

＜以下は広告スペースです＞

## 在宅支援 みさ薬局 おうばく店

### お薬をご自宅までお届けします

例えば…

- お薬が多く整理が必要な方
- 栄養剤や点滴など重い荷物を持って帰られる方
- 錠剤などが飲み込みづらくなってきた方 など
- ◎ 訪問には医師の指示が必要です ◎ 介護保険または医療保険が利用できます

お薬での困りごとは、ご相談ください



宇治市五ヶ庄一番割73-1 TEL.0774-34-1138 (24時間対応) FAX.0774-34-1139



障害者手帳

身体障害者手帳

身体機能に一定以上の障害があると認められた人に交付されます。障害の種類や程度により1級から6級までの等級があり、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 指定医師の身体障害者診断書・意見書
- 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

療育手帳

知的な障害があり、一定の基準に該当すると認められた人に交付されます。程度によりAとBの区分があります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)
- 調査書
- 生育歴

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 診断書または障害年金証書
- 同意書(障害年金証書にて申請の場合)
- 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

手帳交付後の変更届について

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 障害程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 手帳を紛失、破損したとき
- 本人が死亡したとき

自立支援医療

➡ 更生医療(18歳以上)

身体障害者手帳を持つ人が、手帳に記載されたその障害を除去・軽減するために必要な医療を受ける場合に、医療費の自己負担額が軽減されます。

➡ 育成医療(18歳未満)

身体に障害、もしくは将来障害になり得る疾病のある児童が、その障害を除去・軽減するために必要な医療を受ける場合に、医療費の自己負担額が軽減されます。

対象者 (更生医療・育成医療 共通)

- 以下のすべてに当てはまる人
- 視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体・心臓・じん臓・小腸・肝臓・免疫機能のいずれかの障害について、障害者手帳に記載のある人 ※育成医療(18歳未満)は、手帳の有無は問わない。
- 申請を行い、指定の医療機関において、その障害等を軽くしたり取り除いたり、進行を防ぐことができると判定された人
- 世帯の所得が基準内である人

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

1957年創業  
京都の補聴器専門店

**岡崎補聴器(株)**  
宇治小倉店

まずは補聴器のプロに  
相談・試聴無料

**0774-20-5554 (予約優先)**  
FAX: 0774-20-6093

【営業時間】9:30～17:00  
【定休日】木・日・祝

〒611-0042  
宇治市小倉町西浦 88-57

ワールドタクシー ●聖骨院  
(駐車場あり)

京都市内の方は  
今出川店・西条店をご利用ください



**精神疾患その他の  
障がいでお困りの方**

相談したい  
など  
自分らしく過ごせる  
居場所がほしい

**お気軽にご連絡ください。**

障害福祉サービス事業所  
憩いの場 **ほっとハウス**

ショートステイわたしの寝床

**TEL 0774-20-5409**  
宇治市小倉町西山70-8  
特定非営利活動法人 ほっとうがらし



## ▶精神通院

精神疾患（「てんかん」を含む）の通院治療を受ける場合に、医療費の自己負担が1割に軽減されます。デイケアや訪問看護、院外処方による調剤薬局での薬代についても適用されます。（有効期間は1年）

### 対象者

精神疾患により、継続的に通院治療を必要とされる人

## 各種手当・助成・減免

### ▶特別障害者手当

#### 対象者

著しく重度の身体、知的または精神の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人

※このほかにも所得制限などがあります。

### ▶障害児福祉手当

#### 対象者

重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人

※このほかにも所得制限などがあります。

### ▶特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育監護している人に支給されます。

#### 対象児童の例

- 療育手帳A及び療育手帳Bの一部（中程度以上の発達障害）
- 統合失調症等により日常生活に著しい制限が必要な人
- おおむね身体障害者手帳3級以上（ただし、内部疾患を除く）
- 長期にわたる安静を必要とする程度の状態である人

### ▶補装具の給付

身体上の障害を補うための用具（補装具）の購入・修理のための費用が支給されます。

### 対象者

身体障害者または難病等の人で、かつ判定等により補装具が必要と認められた人

### 補装具の種類例

- 義肢・装具
- 車椅子
- 補聴器
- 眼鏡
- 視覚障害者安全つえ等

## ▶重度心身障害者に対する福祉医療費支給制度

### 年金医療課

TEL 21-0413 FAX 21-0406

nenkiniryo@city.uji.kyoto.jp

一定以上の障害がある人が医療機関などを受診した場合の保険診療の自己負担額を助成する制度です。

### 対象者

- ①身体障害者手帳1級、2級、3級（3級は療育手帳保持者の一部又は精神障害者保健福祉手帳2級保持者のみ）をお持ちの方
- ②精神障害者保健福祉手帳1級、2級（2級は療育手帳保持者の一部、身体障害者手帳3級保持者又は手帳更新で1級から2級になった方（次回更新時まで）のみ）をお持ちの方
- ③療育手帳A、Bをお持ちの方（年齢制限、所得制限あり）。

### ▶日常生活用具の給付

重度障害者の日常生活がより円滑に行われるよう用具の給付を行っています。

### 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人、または難病等の人（品目ごとに障害とその程度および年齢に制限があります。）

### 日常生活用具の種類例

- 特殊寝台
- 入浴補助用具
- 電気式たん吸引器
- 頭部保護帽
- パルスオキシメーター
- 人工喉頭
- ストーマ用装具等
- 特殊マット
- 移動・移乗支援用具
- 聴覚障害者用通信装置
- 透析液加温器
- 拡大読書器
- 紙おむつ
- 人工鼻

〈以下は広告スペースです〉

精神科・脳神経内科・内科・心療内科・リハビリテーション科  
医療法人 栄仁会

## 宇治おうばく病院

～よりそって医療、よりそってケア～

〒611-0011 宇治市五ヶ庄三番割32-1  
TEL0570-024089（ナビダイヤル）  
FAX(0774)32-6358  
https://www.eijinkai.or.jp

診療時間 9:00～12:00 13:30～16:00  
（内科は午前のみ、日・祝休診）

※入院は随時受付 JR興楽駅より毎日送迎バスあり

当院は、京都府指定の認知症疾患医療センターとしても、地域で安心して生活できるお手伝いをします

ケアサポート  
むつき

ケアサポートむつきは、  
障害を持つ方と、そのご家族が、  
幸せで、自分らしい生活を送り続けられるよう  
様々なサポートをご提供いたします。

居宅介護支援 重度訪問介護  
同行援護 訪問介護

## TEL0774-34-0645

〒610-0121  
城陽市寺田垣内後29-17



## ▶ 住宅改修費の助成

住環境の改修(範囲限定)を行う場合は、改修に要する額の一部(改修の内容や障害程度、介護保険の利用により限度額100,000円～300,000円)を助成します。

※事前にご相談ください。

※市民税課税世帯は自己負担5%

### 対象者

下肢・体幹または運動機能障害(移動機能障害)のある身体障害者手帳(1級・2級・3級)の所持者(特殊便器については療育A)

※この他、所得制限などがあります。

### 改修の範囲

- 手すりの取り付け ● 床段差の解消
- 滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器へ取り替え
- その他、これらの住宅改修に附帯して必要となる住宅改修
- リフト ● エレベーター ● 特殊便器

## ▶ 有料道路の通行料金の割引

障害者が自ら運転する場合、または介護者が運転し障害者が同乗する場合に、有料道路の通行料金が割引されます。

### 対象者

- 障害者自らが運転する場合  
身体障害者手帳を持っている人
- 介護者が運転する場合  
身体障害者手帳(各等級の第1種)または療育手帳(A)を所持する障害者を同乗させている人

## ▶ 自動車運転免許取得費の助成

身体障害者が自動車運転免許(第一種普通免許)を取得するための教習を受けた場合は、運転免許取得に要した教習費用の2/3(限度額100,000円)を助成します。

### 対象者

身体障害者手帳の所持者で、運転免許の交付を受けた人  
※この他、所得制限などがあります。

## ▶ 自動車改造費助成

身体障害者が所有する自動車を自動車運転免許証に付された免許の条件に基づく改造をする場合は、その改造に要する経費(限度額100,000円)を助成します。

対象者 次のすべての要件を満たす人

- 障害の程度が上肢・体幹機能障害(1～3級)、下肢機能障害(1～4級)の人
  - 自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある人
- ※この他、所得制限などがあります。

## ▶ NHK放送受信料の減免

障害者手帳を持っている人がいる世帯で次に該当する場合に、NHK放送受信料が全額免除または、半額免除されます。

### 全額免除対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人の世帯全員が、市府民税非課税の場合

### 半額免除対象者

- 身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者が世帯主で契約者の場合
- 重度の身体障害者手帳(1級・2級)・療育手帳(A)・精神障害者保健福祉手帳(1級)を所持する人が世帯主で契約者の場合

## 障害福祉サービス

障害者および障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費)を提供します。

## ▶ 介護給付費

| サービスの種類 | 内容                                                                                         |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護    | ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、通院の同行等を行います。                                                   |
| 重度訪問介護  | 重度の肢体障害、知的障害、精神障害により行動上著しく困難である人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、洗濯や掃除、外出時の移動支援や介護を総合的にを行います。 |
| 同行援護    | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出する際の必要な援助を行います。                       |
| 行動援護    | 知的障害や精神障害により、行動上、著しい困難を有する人が行動する際の危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。                               |
| 施設入所支援  | 施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の支援を行います。                                                |
| 療養介護    | 長期入院に加え、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護、医学管理下での介護及び日常生活上の支援を行います。                      |
| 生活介護    | 常に介護を必要とする人に、施設内で、日中、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。                             |
| 短期入所    | 自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。                                     |

次ページへ続く



## ▶ 訓練等給付費

障害者の自立した日常生活、社会生活又は就労に向けた自立訓練、就労継続支援、就労移行支援などのサービスです。

| サービスの種類                                  | 内容                                               |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <b>自立訓練<br/>(機能訓練・生活訓練)</b>              | 一定期間、身体機能又は生活能力の向上の訓練を行います。                      |
| <b>就労移行支援</b>                            | 一般企業等への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。   |
| <b>就労継続支援<br/>(A型=雇用型、<br/>B型(非雇用型))</b> | 一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| <b>就労定着支援</b>                            | 一般企業等に就労した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。         |
| <b>共同生活援助</b>                            | 共同生活をする住居において夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。             |

## ▶ 障害児通所支援

身近な地域で、専門施設へ通所する障害児に対して療育的支援を行うサービスです。

**対象者** 発達障害を含む障害児または難病等の児童

| サービスの種類                 | 内容                                          |
|-------------------------|---------------------------------------------|
| <b>児童発達支援</b>           | 未就学児を対象に、日常生活における基本動作や集団生活への適応訓練などの療育を行います。 |
| <b>放課後等<br/>デイサービス</b>  | 就学児を対象に、放課後や長期休暇時に生活能力の向上のための訓練等を行います。      |
| <b>保育所等<br/>訪問支援</b>    | 保育所等へ訪問支援員が出向き、障害児が集団生活へ適応できるよう支援を行います。     |
| <b>居宅訪問型<br/>児童発達支援</b> | 居宅を訪問し、日常生活の基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。   |

## 地域生活支援事業

### ▶ 日中一時支援

日中における活動の場を確保することによる、家族の就労支援もしくは日常的に介護している人の一時的な休息のための支援を行います。

### ▶ 移動支援

社会参加等を目的とした外出の際の移動の支援を行います。

### ▶ 身体障害者訪問入浴サービス

在宅の身体障害者の人に、浴槽を持参して入浴のサービスを提供します。

**対象者** 重度の身体上の障害のため入浴が困難な人

**自己負担** 1回 250円

※世帯の所得に応じて負担額が設定されます。

＜ 以下は広告スペースです ＞

児童発達支援  
**エンジョイリズム**




"地域と共に支えあう児童発達支援事業"

◎発達支援 生きる力を育む療育、専門的かつ多面的アプローチを行います  
◎家族支援 ご家族にとっても嬉しい場になるよう、寄り添います  
◎地域支援 コンサートやイベントなど、地域との交流を行い地域活性化を目指します

見学・体験 随時受付中！  
お電話または  
お問い合わせフォームで受付中♪  
**TEL:0774-39-4647**

合同会社 エンジョイリズム  
〒611-0025 京都府宇治市神明石塚66

社会福祉法人 同胞会  
**DOHOグループ**  
- 障害・高齢・医療部門 -

本部 0774-20-6760  
(代表) 宇治市伊勢田町毛語144-1

■ どうぼうの家 ■ クロス ■ ベテル事業所  
■ グループホームおりぶ ■ イサク事業所  
■ コヘレト事業所 ■ 本部事務所 ■ Noa  
■ Noa-cube

運 〇 まちのコミュニティスペース クロス  
営 〇 Cafe Rigoletto

HPはこちら→



DOHO

心と心が触れ合う介護  

一般社団法人 **日和**

**サポートセンター五ヶ庄**  
居宅介護・重度訪問・行動支援・相談支援  
移動支援・日中一時支援  
**TEL.0774-31-8773 FAX.0774-31-8780**

**ショートステイサンサン**  
短期入所  
**TEL.0774-39-3506 FAX.0774-39-3507**

**ひなたぼっこ**  
生活介護  
**TEL.0774-39-8130 FAX.0774-31-8780**  
宇治市木幡南端11番地

## 生活保護

生活支援課

TEL 20-8760

### 生活保護制度

生活保護は、病気、事故、失業やその他の理由で生活に困っている人に、程度に応じて、最低限度の生活を保障し、再び自立できるよう援助する制度です。

保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があります。

詳しくは、生活支援課までお問い合わせください。

## 生活支援

### 生活困窮者自立支援制度

地域福祉課

TEL 20-8784

生活や仕事などでお困りの方に対する相談窓口として「生活困窮者自立支援制度相談窓口(くらしとしごとの相談窓口)」を開設しています。

相談員が、あなたの悩みに寄り添って、どうしたら良いか、一緒に考えていきます。お気軽にご相談ください。

また、就労に向けた支援や住居確保給付金の支給、子どもの学習支援等も行っています。

#### 事業内容

- 自立相談支援事業
- 住居確保給付金の支給
- 就労準備支援事業
- 家計改善支援事業
- 子どもの学習支援事業
- 一時生活支援事業

詳しくは、地域福祉課までお問い合わせください。

## 社会福祉

地域福祉課

TEL 20-8730

### 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは法に基づき設置された地域のボランティアです。市では厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員が、福祉に関する生活上の相談や困りごとを解決するため、関係機関との「つなぎ役」として活動しています。相談などで知った情報を守ること(守秘義務)が法律で定められています。お住まいの地域の担当委員は地域福祉課までお問い合わせください。

### 日本赤十字社京都府支部宇治市地区

日本赤十字社京都府支部宇治市地区では、活動資金・義援金の募集を行っております。

「活動資金」は、

- ①国内外の災害や紛争の救援活動
- ②救急法の講習や奉仕団の育成
- ③病院の運営
- ④献血等の血液事業

に活用されます。

「義援金」は、被災地の方々へ全額届けられます。皆様のご協力をお願いします。



健康福祉

生活保護／生活支援／社会福祉

〈以下は広告スペースです〉

What kind of company is Blue Stage?

働き続ける力 ブルーステージってどんなところ?

就職をめざす人たちが、ブルーステージでの作業活動などを通して訓練を積み重ね、「就職して働ける力」を身につけていく場所です。少しずつでも、段階を踏みながら、自分の力を伸ばしていけるようにサポートをしています。

うれしい3つのポイント!

- 仕事の確保
- 送迎サービス
- 就活の支援

step01 日々の作業 step02 企業実習・施設外就労 step03 就職活動

特定非営利活動法人 ブルーステージ

〒613-0024 久世郡久御山町森川端73

TEL.075-631-0860 FAX.075-631-0861

久御山町 ブルーステージ 検索 送迎サービス有

藤田行政書士事務所

行政書士 藤田 昌輝

社会福祉士

遺言 任意後見契約

死後事務委任契約 相続

まずはご相談ください。

TEL 0774-24-3255

〒611-0021 宇治市宇治琵琶3-53



# 子育て

## 妊娠

保健推進課

TEL 20-8728

## 親子健康手帳

対象 妊娠した人

内容

妊娠された場合は、できるだけ早期に届け出てください。保健師等による面談後、親子健康手帳と妊産婦健康診査受診券等を交付します。

手続きに必要なもの

- ☒ 妊娠届出書(受診医療機関で発行)
- ☒ 「個人番号カード」または「通知カードと身元確認できる証明書(運転免許証等)」

## 妊婦面談事業

親子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行います。妊娠中の過ごし方や事業等の紹介、様々な疑問や不安等の相談にお答えし、各ご家庭の状況に合わせて安心して出産を迎え、子育てができるよう支援していきます。

対象 宇治市に住民票のある妊婦

実施場所 宇治市役所 2階 保健推進課

※面談には時間を要しますので、時間の余裕をもってお越しください。

## 妊産婦健康診査

対象 妊婦及び産婦

内容 親子健康手帳交付と同時に受診券を交付します。本市の委託医療機関等で利用できます。

## 妊婦歯科健康診査

対象 妊婦

内容 親子健康手帳交付と同時に受診票を交付します。本市の委託医療機関等で利用できます。

## 出産

保健推進課

TEL 20-8728

## 新生児聴覚検査

対象 新生児

内容 親子健康手帳と同時に受診票を交付します。本市の委託医療機関等で利用できます。

## 新生児・低体重児の家庭訪問

お子さんが生まれたら、保健師等が家庭訪問を行い、体重測定や育児相談等を実施します。

手続きに必要なもの

出産後、親子健康手帳の交付時にお渡ししている「新生児出生通知書兼低体重児出生届出書」(ハガキ)を必ず提出してください。(窓口へ持参、TELでも可)

## 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業

対象 生後4カ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭  
ただし、「新生児・低体重児の家庭訪問」を受けている家庭は対象外

内容

保健師等がご家庭を訪問し、育児等に関する不安や悩みを聞き、地域の子育てサービスの紹介など、子育て支援に関する情報提供をします。

対象の家庭には、訪問日時を電話又は郵送でお知らせします。

〈以下は広告スペースです〉

医療法人  
**浅妻 医院**  
診療科目 小児科・アレルギー科

| 診療時間         | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| AM9:00~12:00 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| PM1:00~      | / | / | ※ | ※ | / | / |
| PM4:00~ 7:00 | ● | / | / | / | ● | / |

※水曜日 10ヶ月健診 休診:日曜日、祝日  
木曜日 予防接種

予約専用アドレス  
<https://ssc6.doctorqube.com/asazumaclinic/>  
宇治市伊勢田町名木3-1-30  
☎0774-44-0888  
**浅妻医院パピールーム**  
(病児保育)  
☎0774-45-2876

近鉄京都線「小倉」駅より徒歩約2分

小児科 アレルギー科

**たなか医院**

| 診療時間        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~12:00  | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 16:30~18:30 | ● | ● | / | ● | ● | / |

休診日 水曜・土曜午後、日曜、祝日  
※予防接種・乳児健診は上記時間とは別に行います。

TEL.0774-66-2994  
宇治市小倉町神楽田16  
駐車場あり(約15台)

当院へようこそ!  
一生を健康であるためにスタッフ一同サポートします。

**いなみ矯正歯科**  
院長 居波 薫

| 診療時間           | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 祝 |
|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| AM10:00~PM1:00 | ● | ● | ● | / | ● | ● | / | / |
| PM 2:00~PM6:00 | ● | ● | ● | / | ● | ● | / | / |

〈休診日〉 木曜日・日曜日・祝、祭日

ご予約  
お問い合わせは **0774-44-3143**  
〒611-0031 宇治市広野町東裏62-1

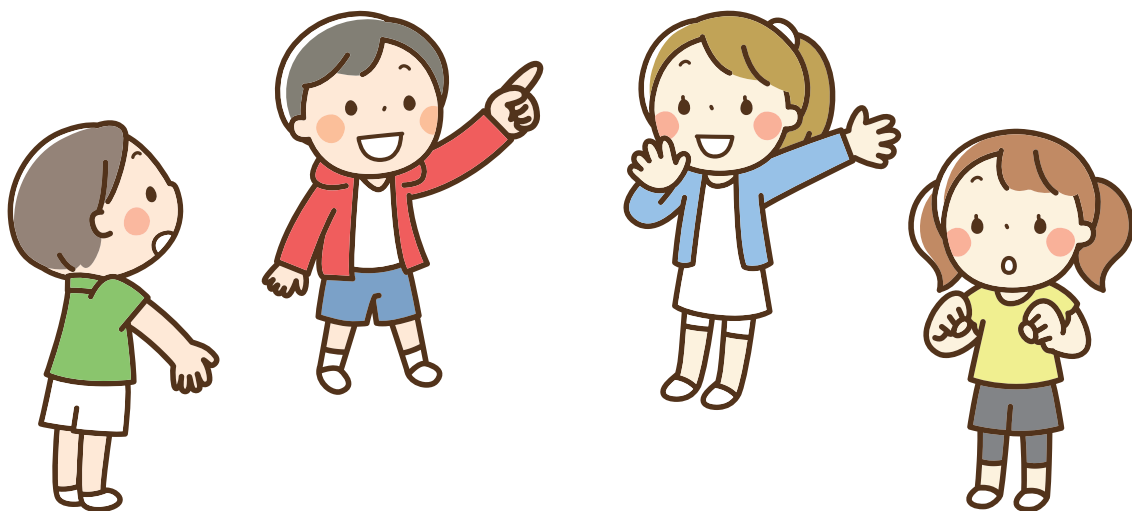
宇治市 いなみ矯正歯科 検索  
URL: <https://www.inaortho.com/>

詳しくは  
ホームページ  
より





| 種目         |                     | 対象年齢※a               |                | 回数                           | 標準的な接種方法                                                      | 時期                                                        | 場所 |            |
|------------|---------------------|----------------------|----------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----|------------|
| 個別接種       | B型肝炎                |                      | 1歳未満           |                              | 3回                                                            | 2回目は、1回目の接種から27日以上の間隔をおいて接種。3回目は、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。 | 通年 | 予防接種協力医療機関 |
|            | ロタウイルス※2            | ロタリックス               | 生後6週～24週       |                              | 2回                                                            | 27日以上の間隔をおいて2回もしくは3回経口接種。ワクチンの種類によって接種回数が異なる。             |    |            |
|            |                     | ロタテック                | 生後6週～32週       |                              | 3回                                                            |                                                           |    |            |
|            | 5種混合(DPT-IPV-Hib)※3 |                      | 生後2カ月以上90カ月未満  | 1期(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ) | 初回3回                                                          | 各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種。                                   |    |            |
|            |                     |                      |                |                              | 追加1回                                                          | 追加は、初回(3回目)の終了から6～18カ月までの間隔をおいて接種。                        |    |            |
|            | 4種混合(DPT-IPV)       |                      | 生後2カ月以上90カ月未満  | 1期(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)    | 初回3回                                                          | 各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種。                                   |    |            |
|            |                     |                      |                |                              | 追加1回                                                          | 追加は、初回(3回目)の終了から12～18カ月までの間隔をおいて接種。                       |    |            |
|            | 麻しん・風しん混合(MR)       |                      | 生後12カ月以上24カ月未満 | 1期                           | 1回                                                            |                                                           |    |            |
|            |                     |                      | 小学校就学前の1年間     | 2期                           | 1回                                                            |                                                           |    |            |
| 水痘(水ぼうそう)  |                     | 生後12カ月以上36カ月未満       |                | 2回                           | 生後12～15カ月に至るまでに1回目の接種を行い、2回目の接種は6～12カ月までの間隔をおいて、接種。           |                                                           |    |            |
| 日本脳炎※4     |                     | 生後36カ月以上90カ月未満※b標準年齢 | 1期             | 初回2回                         | 初回、1回目と2回目の間は6～28日までの間隔をおいて接種。追加は初回(2回目)の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。 |                                                           |    |            |
|            |                     |                      |                | 追加1回                         |                                                               |                                                           |    |            |
|            |                     | 9歳以上13歳未満            | 2期             | 1回                           |                                                               |                                                           |    |            |
| 2種混合(DT)※5 |                     | 11歳以上13歳未満           | 2期(ジフテリア・破傷風)  |                              | 1回                                                            |                                                           |    |            |



## ▶ おたふくかぜ予防接種助成制度

**対 象** 1歳～2歳未満の子ども

**内 容** 1人1回限り、医療機関の定める接種費用より3,000円を助成します。

※a…対象年齢：法律で定められた接種年齢

※b…標準年齢：国が接種を奨める望ましい年齢（詳しくは親子健康手帳か予防接種手帳をご覧ください。）

※1…接種開始年齢によって、接種回数が異なります。詳しくは市ホームページでご確認ください。

※2…●初回接種については、生後2カ月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間とします。

●原則として同一ワクチンを複数回（2回もしくは3回）接種します。

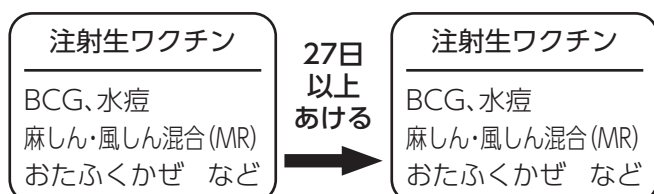
※3…5種混合ワクチンは4種混合ワクチンとヒブワクチンを合わせたワクチンです。これから接種を開始される方は、5種混合ワクチンを接種しましょう。また、4種混合ワクチンとヒブワクチンで接種を開始した人は、4種混合ワクチンとヒブワクチンで接種を完了しましょう。

※4…日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成7年4月2日生～平成19年4月1日生）は、20歳未満までの間に定期接種として不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種できます。

※5…5種混合、4種混合または3種混合ワクチン接種の基礎免疫（1期）に続き、追加免疫を与えるために接種。

◆長期の療養を必要とする病気にかかった人で定期接種の対象年齢で予防接種を接種することができなかった人は、お問い合わせください（注：対象疾患あり）。

◆下記以外の異なるワクチンを接種するときの間隔の規定はなくなりました。



注）同一種類のワクチンを接種する場合は、ワクチンごとで定められた間隔で接種してください

## 妊娠・産後支援

保健推進課

TEL 20-8728

### 妊婦訪問・妊娠中のプレママ応援面談

助産師または保健師が訪問や電話による相談を実施しています。

### パパママ教室

#### ▶ 妊婦さんの交流会～助産師とストレッチ～

妊婦さん同士の交流や妊婦体操の体験を実施します。（要予約）

#### ▶ プレママの食事～知っておきたい栄養の話～

妊娠中の栄養に関するミニ講話と簡単に作れるレシピの紹介と試食があります。（要予約）

#### ▶ パパとママの沐浴・お世話体験

赤ちゃん人形を使い、お風呂の入れ方や抱っこの仕方など、お世話の基本について学びます。そのほか、ママとパパのこころの話や母乳とミルクの話もあります。（要予約）

### 産後ケア事業

助産師等の訪問や、産院等での宿泊、旅館等への日帰りを実施しています。

**対 象** 市に住民票のある1歳までの赤ちゃん和妈妈

**利用料** 所得に応じ自己負担あり



子育て  
▼ 出産／妊娠・産後支援

次ページへ続く





## ほっこり育児相談会

産後のママやパパを対象に保健師等による育児相談を実施しています。さらに、歯科衛生士によるお口のケアや栄養士による離乳食などの相談もできます。(要予約)

**対 象** 生後2～6カ月までの赤ちゃん・ママ・パパ

## パパとママのためのおはなし会

妊娠中や産後の体のケアについてや子育てに関するミニ講座の他、参加者同士の交流タイムを実施します。

**対 象** 妊婦または1歳未満の子どもとその保護者

## 乳幼児相談

毎月、育児や子どもの食事・発達等の相談を行っています。

**対 象** 生後2カ月から就学前の子どもと保護者

**内 容** 身長・体重計測、育児相談、栄養相談、発達相談

## 離乳食教室

**対 象** 市に住民票のある生後5カ月頃の赤ちゃんの保護者(赤ちゃんの生まれ月によって対象月が決まっています。)

**内 容** 生後5カ月～8カ月頃までの赤ちゃんの発達に合わせた離乳食の進め方などを説明します。(試食あり)

## 不妊治療等助成制度

**対 象** 不妊治療等を受けている人

**内 容** 健康保険が適用される不妊治療等及び先進医療に要した費用の一部を助成します。

**助成金額** 自己負担額の2分の1。ただし、1年度(4月1日～3月31日)の治療につき、6万円(先進医療を含む場合は10万円)を限度。

## 子育て

### 子育て支援医療費支給制度

年金医療課

TEL 21-0413 FAX 21-0406

✉nenkiniryo@city.uji.kyoto.jp

以下の負担で受診できるよう保険診療の自己負担額の一部を助成します。

| 区分    | 対象者                           | 概要                |
|-------|-------------------------------|-------------------|
| 外来・入院 | 中学校3年生まで(15歳到達後最初の3月31日までの児童) | 1カ月1医療機関200円の自己負担 |

### 未熟児養育医療

保健推進課

TEL 20-8728 FAX 21-0408

✉hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

出生時体重が2,000g以下の場合または生活機能が未熟なまま生まれた赤ちゃんについて、所得に応じ、入院に必要な医療費の一部が公費負担されます。医療機関より「養育医療意見書」を受け取られたら、保健推進課まで申請してください。その後、養育医療券を交付します。

### 福祉医療費支給制度(ひとり親)

年金医療課

TEL 21-0413 FAX 21-0406

✉nenkiniryo@city.uji.kyoto.jp

**対象者**

母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、または両親のいない児童(いずれも18歳到達後最初の3月31日まで)  
※所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**内 容**

保険証を使って医療機関などを受診した場合に、保険診療の自己負担額を助成します。



## 児童手当

こども福祉課

TEL 20-8733 FAX 21-0408

✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

**対 象** 高校生年代まで(18歳到達後最初に迎える3月31日まで)の児童がいる家庭

### 支給月額

- (1) 3歳未満: (第1子・第2子) 15,000円  
(第3子以降) 30,000円  
(2) 3歳～高校生年代: (第1子・第2子) 10,000円  
(第3子以降) 30,000円

## 児童扶養手当

こども福祉課

TEL 20-8733 FAX 21-0408

✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

### 対 象

ひとり親家庭および児童の父または母に重度の障害のある家庭など(状況により、対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。)

### 支給月額

所得や扶養親族数に応じ、手当が支給されます。ただし、請求者および同居の親族に所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 特別児童扶養手当

障害福祉課

TEL 21-0419 FAX 22-7117

✉ shougai Fukushima@city.uji.kyoto.jp

### 対 象

20歳未満で中程度以上の障害(おおむね身体障害者手帳3級以上、療育手帳AまたはBの一部など)のある児童を家庭で養育している父母または養育者  
※このほかにも所得制限などがあります。

**支給月額** 月額 1級55,350円、2級36,860円  
(令和6年4月1日現在)

## 地域子育て支援拠点

こども福祉課

TEL 20-8733 FAX 21-0408

✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

宇治市には、おもに就学前のお子さんと保護者の方が気軽に集い、相互に交流を図ることができる「ひろば」がたくさんあります。「ひろば」は、時間内であればいつでも来て遊んでいただくことができます。また、そのほかにもいろいろな事業がありますので、お子さんと一緒にぜひご利用ください。詳しくは、各拠点へお問い合わせください。

**対 象** 産前～就学前の子どもと保護者

### ➡ 西部地域子育て支援センター

TEL 39-9209 FAX 39-9108

**場 所** 小倉双葉園保育所2階 小倉町西畑13

**開設日時** 月～金曜日(祝日、年末年始等を除く)  
⑨9時～12時、14時～16時

### ➡ げんきひろば

TEL 39-9309 FAX 39-9210

✉ famisapo@ujifukushien.or.jp

**場 所** 宇治里尻5-9 ゆめりあ うじ3階

**開設日時** 火～土曜日(祝日、年末年始等を除く)  
⑨9時～16時

### ➡ 南部地域子育て支援センター

TEL 44-3692 FAX 44-8070

**場 所** 同胞こども園 大久保町旦椋72-2

**開設日時** 月～金曜日(祝日、年末年始等を除く)  
⑨10時～15時

### ➡ 東部地域子育て支援センター

TEL 32-5580 FAX 32-5531

**場 所** なかよし保育園・分園「あいあい」1階  
五ヶ庄二番割5-5

**開設日時** 月～金曜日(祝日、年末年始等を除く)  
⑨10時～15時半

### ➡ 北部地域子育て支援センター

TEL 33-6201 FAX 46-9800

**場 所** 第2登りこども園「ほーぷるのぼり」  
六地藏奈良町74-1  
パデシオン六地藏フォレストタワー1F

**開設日時** 月～金曜日(祝日、年末年始等を除く)  
⑨9時～14時

## ➡ りぼん

TEL・FAX 44-2112 (開設日のみつながります)  
✉ [ribon@raku-kosodate.net](mailto:ribon@raku-kosodate.net)

場 所 平和堂100BAN店2階 広野町西裏100

開設日時 月～土曜日のうち5日開設  
①10時～16時  
(土曜日開設の週は水曜日がお休み)

## ➡ ぶんきょうにここルーム

TEL・FAX 25-2525  
✉ [kodomo@po.kbu.ac.jp](mailto:kodomo@po.kbu.ac.jp)

場 所 京都文教学園宇治キャンパス 月照館1階  
槇島町千足80

開設日時 月～金曜日 ①10時～16時半  
(水曜日は京都文教大学・短期大学による開設)  
※年末年始、夏季休暇、祝日および京都文教学園行事等による休室日をのぞく

## ➡ ひあ にしおぐら

TEL・FAX 51-2084 (開設日のみつながります)  
TEL 090-1221-6075 (出張ひろばの日はこちら)  
✉ [hatarakitai-hia@kcn.jp](mailto:hatarakitai-hia@kcn.jp)

場 所 小倉町南浦18-92「家庭まるごとベース」内  
(近鉄小倉駅より西へ徒歩約5分)

開設日時 火・木・土曜日(祝日、年末年始等を除く)  
①10時～15時

## ➡ toridori(トリドリ)

TEL・FAX 31-2430  
✉ [hatarakitai.toridori@gmail.com](mailto:hatarakitai.toridori@gmail.com)

場 所 莒道平町28-1 アル・プラザ宇治東 2階

開設日時 月・火・木・金・日曜日(祝日、年末年始等を除く)  
①10時半～15時半

## ➡ ぽけっと

TEL 070-1764-5463 (開設日のみつながります。)  
✉ [ribon@raku-kosodate.net](mailto:ribon@raku-kosodate.net)

場 所 ①ぽけっと伊勢田こども園(火曜日開設)  
伊勢田町ウトロ1-6  
伊勢田こども園ホール

②ぽけっとおうち(月・木・金曜日開設)  
伊勢田町浮面31-35

開設日時 月・火・木・金曜日(祝日、年末年始等を除く)  
※曜日により、開催場所が異なります。  
①①0時～15時  
②①0時～12時半、13時～15時半

## 宇治市ファミリー・サポート・センター

### こども福祉課

TEL 20-8733 FAX 21-0408

宇治市に在住または在勤している「子育て等の助けをしてほしい人(依頼会員)」を「子育て等のお手伝いをしたい人(援助会員)」がサポートします。なお、利用する人は事前に会員登録が必要です。(入会金・会費は無料)

詳しくは、宇治市ファミリー・サポート・センター(運営法人:社会福祉法人宇治福祉園)にお問い合わせください。

場 所 宇治里尻5-9 ゆめりあ うじ3階

受付時間 火～土曜日(祝日、年末年始を除く)  
①9時～17時

### 利用料金

- 月～金曜日の①7時～20時…1時間700円
- 上記以外の時間帯、および土日・祝日・年末年始…1時間800円
- ただし、0時までに援助活動を開始した場合の①0時～7時…2,800円

問い合わせ TEL 39-9309 FAX 39-9210

✉ [famisapo@ujifukushien.or.jp](mailto:famisapo@ujifukushien.or.jp)

## 来庁者子育て支援コーナー

### こども福祉課

TEL 20-8733 FAX 21-0408

✉ [kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp](mailto:kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp)

市役所1階市民交流ロビーに「来庁者子育て支援コーナー」を開設しています。

お子さんと一緒に市役所に来られた親御さん等が、窓口で手続きなどをされている間、保育士がお子さんを一時的にお預かりします。

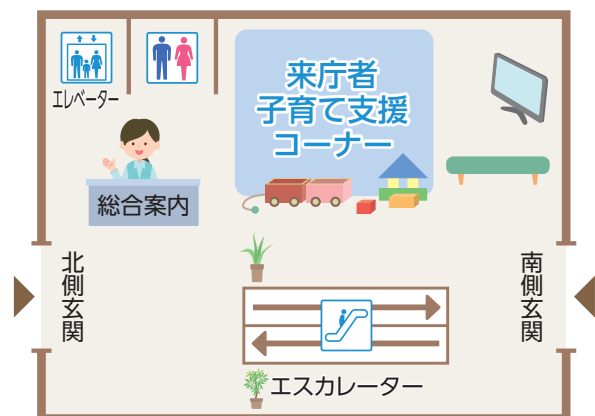
また、保育士や専門相談員による子育てに関する心配や悩みなどの相談や、子育て支援事業の紹介などを行っています。

なお、相談の際は、お子さんと一緒に入室していただくこともできますので、お気軽にご利用ください。

場 所 市役所1階市民交流ロビー

開設日 月～金曜日(祝日をのぞく)

時間 ①9時～16時半 ※予約不要・無料



市役所1階市民交流ロビー



## 病児保育(乳幼児健康支援一時預かり)事業

こども福祉課

TEL 20-8733 FAX 21-0408 E-mail kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

子どもが病気やけがの際に、急に仕事を休めない保護者の代わりに保育を行います。

### 対象

生後2カ月以上小学校6年生までの児童  
感染症の児童も利用可能(ただし、利用できない病気もありますので、事前に各施設にお問い合わせを)

### 利用料金

1人1日(10時間までの利用) 2,000円、食事代300円  
※10時間を超える場合、別途1時間あたり200円が必要  
※薬剤費・処置等の料金は別途必要  
※生活保護・非課税等により減免措置有

### 利用方法

事前に各施設に電話で予約

| 実施施設               | 所在地            | 電話番号    | 保育時間                                 | 定員 |
|--------------------|----------------|---------|--------------------------------------|----|
| 浅妻医院パピールーム         | 伊勢田町名木一丁目1-235 | 45-2876 | 平日9時～19時／土曜9時～15時<br>※日祝日・年末年始・お盆は休み | 6名 |
| 宇治徳洲会病院<br>ひまわりルーム | 槇島町石橋145       | 25-5887 | 平日9時～19時／土曜9時～18時<br>※日祝日・年末年始・お盆は休み | 9名 |

## こどもショートステイ事業

こども福祉課

TEL 20-8733 FAX 21-0408

E-mail kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

保護者の入院や出張などの際に、数日に渡ってお子さんを預かる事業です。利用料、利用の申し込みはこども福祉課窓口にて。

※施設の状況により、ご利用いただけない場合があります。

**対象** 生後2カ月以上小学校6年生までの児童(施設により対象年齢が異なります。)

**実施施設**

- 桃山学園(伏見区 TEL 075-602-4225)
- 京都大和の家(精華町 TEL 98-3840)
- 和敬学園(上京区 TEL 075-241-3320)
- 平安養育院(東山区 TEL 075-561-0680)
- メリーアティックボンド  
(伏見区 TEL 080-3837-2869)
- ヴェインテ(山科区 TEL 075-583-6777)

**利用料金** 1人につき1日 【2歳未満】5,350円  
【2歳以上】2,750円

※生活保護・非課税等により減額有

## 保育所(園)・認定こども園

保育支援課

TEL 20-8732

保育所(園)・認定こども園の保育部分(2・3号認定)(以下「保育所等」という。)は、保護者等の仕事、妊娠中(出産直後)、病気、障害などの事情により保育を必要とする状態にある乳幼児を、保護者に代わって保育するところです。保育所等によって、入所定員・開所時間・入所月齢などが違いますので確認してください。

### 入所受付

- 4月一斉入所…前年の11月頃に市政だよりなどでお知らせします。
- 年度途中入所…入所希望月の2カ月前の1日から、受け付けます。詳しくは、保育所等入所申し込みのしおりを確認してください。

### 支給認定(2・3号認定)

保育を受けるために、入所受付時に保育支援課への申請が必要です。

### 入所選考

保育所等では児童の年齢ごとに受入枠を設けており、受入枠よりお申込みが多数となる場合は選考となり、世帯・就労状況など、保育の必要性が高いと判断される順に入所を決定します。選考の結果入所できない場合は、空きが出るまで入所保留となり、年度内は翌月以降も選考します。

### 保育所等の空き情報

毎月1日現在の保育所等の空き情報を、学年別別に公表しています。市ホームページをご覧ください。保育支援課までお問い合わせください。(空き情報の更新は毎月5日前後に行います。)

宇治市 保育所 空き情報 検索



### 保育所等の見学

各施設で随時受け付けています。見学を希望される場合は事前に各施設へ電話で確認をお願いします。

### 保育料

保育料は、3～5歳児及び0～2歳児の市民税非課税世帯のみ無料となります。0～2歳児の市民税課税世帯の保育料は児童の属する世帯の市民税額により決定します。

### 認定こども園の教育部分(1号認定)への入所

直接園での受付となります。詳しくは各園にお問い合わせください。



子育て  
▼  
子育て



〈以下は広告スペースです〉

安心して過ごせる  
“もうひとつのおうち”でありたい

季節の楽しいイベント多数!!

生後5ヶ月から小学校就学まで

社会福祉法人 白菊福祉会

**いずみこども園**

宇治市槇島町本屋敷167

**TEL.0774-20-0064**

<https://www.izumi-hoiku.net/>

子育て支援

**1歳児クラス**

**さくらんぼ**

時間 8:30~16:30

はじまりは幼稚園から・・・  
こどもたちの素敵な未来へ

**ひろのようちえん**

〒611-0031 京都府宇治市広野町丸山9  
<https://hirono-k.ed.jp>

**TEL 0774-41-6308**



〈以下は広告スペースです〉

社会福祉法人 同胞会

**同胞こども園**

いつも子どもたちを第一に、そして子どもたちの人権が守られることに、力を尽くします。



Instagramはじめました



宇治市大久保町旦稜72番地2 同胞こども園

**TEL.0774-44-3632**

**こひつじこども園**

キリスト教の愛の精神で子ども一人ひとりの思いに寄り添い、発達に応じた遊びから、学びに向かう力を育みます。



宇治市小倉町堀池94番地の1

**TEL.0774-20-1295**



## ➡ 保育所(園)

| 保育所(園)名 | 所在地        | 電話番号                 | 定員          |
|---------|------------|----------------------|-------------|
| 民間      | 広野         | 広野町丸山9               | 43-0242 160 |
|         | なかよし(本園)   | 羽戸山一丁目8-4            | 32-5335 150 |
|         | なかよし(分園)   | 五ヶ庄二番割5-5            | 32-5580     |
|         | くりくま       | 大久保町平盛42-3           | 44-4621 120 |
|         | あさひ        | 菟道大垣内10              | 24-1551 165 |
|         | みんなのき Hana | 宇治里尻5-9<br>ゆめりあ うじ2F | 21-8739 60  |
| 公立      | 宇治         | 宇治式番84-10            | 39-9211 165 |
|         | 小倉双葉園      | 小倉町西畑13              | 39-9207 220 |
|         | 西小倉        | 伊勢田町遊田69             | 39-9215 100 |
|         | 木幡         | 木幡東中10-2             | 39-9213 165 |
|         | 大久保        | 大久保町旦棕25             | 39-9302 120 |
|         | 北木幡        | 木幡陣ノ内1               | 39-9221 120 |
|         | 善法         | 宇治善法116-2            | 39-9223 50  |

※入園に関する問い合わせは保育支援課 (TEL 20-8732) へ。

## ➡ 認定こども園

| 認定こども園名 | 所在地          | 電話番号                                 | 定員          |
|---------|--------------|--------------------------------------|-------------|
| 民間      | 登り(本園)       | 木幡赤塚8-1                              | 32-3811 375 |
|         | 登り(分園)       | 木幡須留7-1                              | 38-1235     |
|         | 第2登り(本園)     | 六地藏奈良町74-1<br>パデシオン六地藏<br>ザ・ミッドモール3F | 38-0113 149 |
|         | 第2登り(分園)     | 六地藏奈良町67-30<br>2F                    | 31-1670     |
|         | みんなのき 三室戸    | 菟道荒瀬37                               | 23-3224 215 |
|         | みんなのき 黄檗(本園) | 五ヶ庄梅林72-9                            | 31-3715 205 |
|         | みんなのき 黄檗(分園) | 木幡西浦38-9                             | 33-3303     |
|         | 南浦           | 小倉町南浦62-57                           | 23-5882 155 |
|         | 南浦くすのき       | 宇治蔭山10-5                             | 23-0600 66  |
|         | いずみ          | 榎島町本屋敷167                            | 20-0064 145 |
|         | ひいらぎ         | 神明石塚65-3                             | 44-0652 248 |
|         | 同胞           | 大久保町旦棕72-2                           | 44-3632 165 |
|         | こひつじ         | 小倉町堀池94-1                            | 20-1295 176 |
|         | 伊勢田          | 伊勢田町ウトロ1-6                           | 43-5126 217 |
|         | 明星っ子         | 五ヶ庄芝ノ東19-5                           | 32-0704 150 |
|         | 榎島           | 榎島町大川原75-1                           | 28-4780 186 |
|         | ひいらぎ         | 榎島町大川原75-1                           | 28-4780 186 |
|         | のぞみ          | 榎島町園場14-8                            | 24-1222 93  |

※教育部分(1号認定)への入園に関する問い合わせは各園へ。

保育部分(2・3号認定)への入園に関する問い合わせは保育支援課 (TEL 20-8732) へ。

＜以下は広告スペースです＞

**0才～10才まで預けて安心**  
社会福祉法人 **あけぼの会**

**はだしっこ・はしっこのぼりっこが  
育ち合う空間があります。**

**のぼりこども園**  
TEL 0774-32-3811  
宇治市木幡赤塚8番地の1

**ほーぷるのぼり**  
TEL 0774-38-0113  
宇治市六地藏奈良町74番地の1 パデシオン六地藏 ザ・ミッドモール3階

ぴっころのぼり 子育て支援センター  
ほのぼの のぼり児童館  
保育ママ 小規模保育所

**みんなの生きたい園へ**  
社会福祉法人 宇治福祉園

みんなのき三室戸こども園  
みんなのき黄檗こども園(木幡分園)  
みんなのき いろは(誰でも通園制度)  
みんなのき Hana 保育園  
児童発達支援・放課後デイ事業  
地域子育て支援拠点事業 げんきひろば  
宇治市ファミリーサポートセンター

ujifukushien.net

近鉄奈良線「伊勢田駅」徒歩13分  
**幼保連携型認定  
かおり福祉会  
伊勢田こども園**

ワクワクドキドキ・笑顔いっぱい  
楽しいこども園

〒611-0043 宇治市伊勢田町ウトロ1-6  
**TEL.0774-43-5126**  
<http://www.isedakodomoen.jp/>





# 教育・スポーツ・生涯学習

## 教育

学校教育課  
こども福祉課  
各図書館

TEL 20-8757  
TEL 20-8733

## 幼稚園入園手続

公立・私立幼稚園とも連絡のうえ、見学できます。

### 公立幼稚園

学校教育課

TEL 20-8757

✉ gakkoukyouikuka@city.uji.kyoto.jp

対象

3歳児(3年保育)・4歳児(2年保育)・5歳児(1年保育)

| 幼稚園名  | 所在地      | 電話番号    |
|-------|----------|---------|
| 公立 木幡 | 木幡檜尾47-1 | 39-9292 |
| 東宇治   | 五ヶ庄梅林官有地 | 39-9290 |
| 立 神明  | 宇治野神57   | 39-9288 |



※全ての公立幼稚園で預かり保育を試行実施しています。  
※東宇治幼稚園では、3年保育を試行実施しています。  
※令和7年4月1日より、神明幼稚園、東宇治幼稚園、木幡幼稚園の3園を統合し、現東宇治幼稚園の敷地において、新たに「ひがしうじ幼稚園」を開設します。

### 私立幼稚園

#### 各幼稚園(連絡先は右の一覧表)

各幼稚園独自の教育内容を工夫しています。入園に関する手続き、募集時期等については各幼稚園にお問

く(以下は広告スペースです)

二〇二四年現役合格

滋賀医科大学 医学部 医学科(二名)  
防衛医科大学 医学部 医学科(三名)  
京都大学 法学部 工学部 農学部(二名)  
大阪大学 工学部(二名)  
福知山公立大学(二名)  
東京大学 理I(二名)  
帯広畜産大学(一名)  
神戸大学 工学部(一名)  
防衛大学 理工学部(十名)

京大高(一名)  
桃山高(二名)  
大谷高(二名)  
堀川高(二名)  
西京高(二名)  
洛南高(二名)  
菟道高(一名)  
京女高(一名)  
同女高(一名)  
同志社高(一名)

**森田塾**

宇治市菟道谷下り 36-5

**TEL.0774-24-1889**

1974年創立

明日の教育を創造する

**大和塾**  
YAMATO

大和塾には、50年を超える伝統と実績があります。  
学ぶことが楽しいと感じ、自ら学ぶ姿勢が身に付きます。

|            |                                                                                           |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>小学部</b> | 育脳コース(小1~3年生対象)<br>小学生スタンダード(小4~6年生対象)<br>中学受験コース(小4~6年生対象・個別指導)                          |
| <b>中学部</b> | 中学生スタンダードクラス(中1~3年生対象)<br>中学生プラスαクラス(中1~3年生対象)<br>私立中学生クラス(中1~3年生対象)<br>中学生個別指導(中1~3年生対象) |
| <b>高等部</b> | スタンダードコース+徹底個別指導                                                                          |

Wonder Kids Academy

英会話(小学生・中学生・高校生・社会人)  
バスル道場(小学生対象)/LOGIC TREE(数学能力開発)  
理科実験教室(小学生対象)/書道教室(小学生以上対象)  
ロボット教室(年長~小学生対象)

【お問い合わせ】事務局  
**0774-45-3101** (13:00~22:00)

[寺山校] 宇治市広野町宮谷111-1 TEL 0774-45-3101  
[神明校] 宇治市広野町小根尾111-1 TEL 0774-23-0650  
[一里山校] 宇治市広野町一里山34-5 TEL 0774-41-2280

<https://yamatojuku.com/> 大和塾 検索

筋トレ+バランス+脳トレ

→ **ボルダリング**

これから始めたい方、初心者の方歓迎

キッズからシニアまで

クライミングジム ロシェ・マキシマ

宇治市横島町落合138-4  
近鉄向島駅から徒歩10分  
京都文教大学から西900m  
万代宇治桐島店の南

**0774-66-6766** グーグルマップ

い合わせください。

※京都府私立幼稚園連盟のホームページ

<https://www.kyoshiyoh.com/renmei>

| 幼稚園名     | 所在地         | 電話番号    |
|----------|-------------|---------|
| 大谷大学附属大谷 | 木幡御蔵山39-727 | 31-8867 |
| かおり      | 五ヶ庄戸ノ内50-18 | 31-5355 |
| こぞくら     | 宇治里尻60-14   | 21-3931 |
| みのり      | 神明石塚65      | 43-1177 |
| 宇治       | 小倉町中畑53     | 24-0821 |
| 小倉       | 小倉町南堀池105   | 22-1628 |
| 堀池       | 小倉町南堀池22-2  | 23-4625 |
| 西小倉      | 伊勢田町遊田5-1   | 23-2536 |
| 広野       | 広野町丸山9      | 41-6308 |

### 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化を実施しています。詳しい内容は、市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/kosodate/7028.html>

## 小・中学校

### 小・義務教育学校への入学

入学される年の1月末までに、保護者へ「就学通知書」を送付します。また、入学に先立って、入学4カ月前までに就学時健康診断を実施しますので受診してください(事前に保護者へ通知します)。10月1日以降に宇治市へ転入された場合や宇治市内で転居された場合、府立や私立小学校などへ入学される場合は、市役所6階学校教育課(就学時健康診断については、学校管理課 TEL 20-8756)へ連絡してください。

### 中・義務教育学校への入学

入学される年の1月末までに、保護者へ「就学通知書」を送付します。その後、宇治市へ転入された場合や宇治市内で転居された場合、私立中学校などへ入学される場合は市役所6階学校教育課へ連絡してください。

## ➡ 教育の援助制度

教育の援助制度は以下のとおりです。詳しくは市役所6階学校教育課へ問い合わせてください。

| 制度名         | 対象                                   | 援助の内容              |
|-------------|--------------------------------------|--------------------|
| 就学援助        | 経済的に困窮している世帯の児童・生徒の保護者等              | 学用品費・学校給食費・修学旅行費など |
| 特別支援教育就学奨励費 | 経済的に困窮している世帯で特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者等 | 学用品費・学校給食費・修学旅行費など |

※宇治市立の小中学校に在籍している児童・生徒のみ

## 育成学級

こども福祉課

TEL 20-8733 FAX 21-0408

✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

育成学級とは、小学生の放課後、就労、妊娠中、病気、看護等の理由で保護者等による適切な保護が受けられない児童を組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図ることを目的として、宇治市内の20小学校で開設・運営しています。入級は必ず在籍する小学校の育成学級に入級することになります。また、各小学校の育成学級によって入級定員がありますのでご注意ください。

## ➡ 入級受付

- 4月入級一斉受付…1月上旬～中旬頃。詳細については前年の12月頃に市政だよりなどでお知らせします。
- 年度途中入級受付…随時。

## ➡ 学童保育協力金

学童保育協力金は児童の属する世帯の前年度分の市町村民税により決定します。

## 図書館

図書館は皆様の読書や学習、調査研究、地域の課題解決等を支えるため、幅広い分野の資料や情報を提供しています。

また、図書展示や朗読会、講座、子ども向けのおはなし会等、様々なイベントを開催し、魅力的で快適な図書館づくりに努めています。

### 開館時間

- 中央図書館 平日 9時～18時  
土日祝日 9時～17時
- 東宇治図書館・西宇治図書館 9時～17時

### 休館日

- 月曜日(祝日の場合は翌日)
- 毎月の第4木曜日(祝日の場合は翌日)
- 祝日の翌日(土日の場合は平日に振替)
- 12月28日から翌年1月4日まで
- 特別整理期間

※詳しくは各図書館にお問い合わせください。

### 貸出について

貸出券が必要です。図書館のカウンターでお申し込みください。

申込みができるのは、宇治市か京都市に在住の人、または宇治市内に通勤、通学している人に限ります。運転免

許証、マイナンバーカードなど、氏名・住所を確認できる公的な書類をご提示ください。また、市内在勤、在学の人は、社員証、学生証など通勤先、通学先を確認できる書類を合わせてご提示ください。

図書等の資料は1人10点まで(うち、CD・DVDは各1点)3週間借りられます。

### 返却について

各図書館のカウンターまたは市役所や公共施設に設置している返却ポストへお返しください。

図書館が閉まっているときは各図書館の返却ポストをご利用ください。(ただし、CD・DVDは図書館カウンターへ)

### 予約・リクエストについて

資料の予約・リクエストはお一人20点以内、うち、CD・DVDは、各1点まで予約できます。

### 予約図書配本所について

事前に予約された図書館の本や雑誌などを、市内7カ所の「配本所」で貸出・返却することができます。(CD・DVDは借りることができません)

- 木幡公民館 ● 槇島コミュニティセンター
- 南宇治コミュニティセンター ● 開地域福祉センター
- ゆめりあ うじ(男女共同参画支援センター)
- 京都文教大学図書館 ● アクトパル宇治

### 障害者サービスについて

視覚障害のある人を対象としたデージー図書の貸出や視覚障害者専用電子図書館サービス、外出が困難な人を対象とした郵送貸出等を行っています。

### 京都市図書館との相互利用

宇治市内に在住の人は、京都市図書館を利用することができます。

※京都市図書館で貸出券の申込みをしてください。また、京都市図書館で借りた資料は、京都市図書館にお返しください。

### 電子図書館について

パソコンやスマートフォンを使っていつでもどこでも電子書籍を読むことができます。(通信料は利用者の負担となります)利用できるのは、宇治市在住の人、ま

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

**完全自園給食**

**伸びる子どもに明るい保育**



- 2才児・満3才児保育あり
- 預かり保育(18:00まで)
- ネイティブの先生によるイングリッシュの時間もあります。
- リトミック・音楽・体操は専門の先生による指導あり。

学校法人 美育学園

**かおり幼稚園**

宇治市五ヶ庄戸ノ内50-18

☎0774-31-5355

<https://www.kaori.ed.jp>





たは宇治市内に通勤、通学している人に限ります。運転免許証、マイナンバーカードなど、氏名・住所を確認できる公的な書類をご提示ください。また、市内在勤、在学の人は、社員証、学生証など通勤先、通学先を確認できる書類を合わせて提示ください。

電子書籍は1人2点まで2週間借りることができます。

#### 問い合わせ

- 中央図書館 TEL 39-9256  
折居台一丁目1 宇治市文化センター内
  - 東宇治図書館 TEL 39-9182  
五ヶ庄三番割36-5 東宇治コミュニティセンター1階
  - 西宇治図書館 TEL 39-9226  
小倉町山際63-1 西小倉地域福祉センター3階
- ◎図書館ホームページでは本の検索等ができます。  
また、図書館LINEや図書館Facebook、図書館Instagramでは各館からのお知らせ等を随時発信していますので、ぜひご活用ください。



宇治市図書館のHP



宇治市図書館のLINE



宇治市図書館のFacebook



宇治市図書館のInstagram

## 運動公園

### 公園緑地課

TEL 20-8795

### 黄檗公園

宇治川を境として東地区のスポーツレクリエーションの拠点として、また散策ゾーンとしても親しまれており、体育館を中心に野球場、プール、弓道場などの運動施設が配置されています。黄檗体育館は、2つのアリーナやトレーニングルームを備え、体力・心身の健康づくりにご活用いただけます。



所在地 五ヶ庄三番割25-1 TEL 39-9249

### 西宇治公園

宇治川を境として西地区のスポーツレクリエーションの拠点として、体育館、プール、多目的広場などを配置しています。体育館は2つのアリーナやトレーニングルームも備えており、体力、心身の健康づくりにご活用いただけます。



所在地 小倉町蓮池20-1 TEL 39-9251

### 東山公園

運動施設として、テニスコート(クレーコート3面、人工芝コート3面)を配置しており、隣接する宇治市文化センターとともに、市民の憩いの場として幅広く親しんでいただいています。



所在地 折居台1丁目2 TEL 39-9249(黄檗公園)

## 生涯学習

### 生涯学習課

TEL 20-8758

### アクトパル宇治

自然体験・林間学習をはじめ、スポーツや勉強合宿、各種研修、家族や仲間とバーベキューやキャンプなど誰でも利用できます。自然いっぱいの笠取(かさとり)で、のんびりと過ごすことができます。



アクトパル宇治のHP

所在地 西笠取辻出川西1

TEL 075-575-3501

FAX 075-575-3511

予約専用TEL 075-575-3535

休所日 月曜日(祝日・夏休み期間は営業)、年末年始(12月28日～1月4日)

## 生涯学習センター・公民館

市民の生涯学習、社会教育にかかわる活動のために、講座の実施、学習情報並びに自主活動の場の提供などを行っています。

### 生涯学習センター

所在地 宇治琵琶45-14

TEL 39-9500 FAX 39-9501

休所日 月曜日(祝日は開所)、年末年始(12月28日～1月3日)

### 公民館

#### ➡中央公民館

所在地 折居台一丁目1 TEL 39-9258

休所日 月曜日、年末年始(12月28日～1月3日)

#### ➡木幡公民館

所在地 木幡内畑34-7 TEL 39-9193

休所日 日曜日、年末年始(12月28日～1月3日)

#### ➡小倉公民館

所在地 小倉町寺内91 TEL 39-9274

休所日 日曜日、年末年始(12月28日～1月3日)

#### ➡広野公民館

所在地 広野町寺山17-403 TEL 39-9276

休所日 日曜日、年末年始(12月28日～1月3日)

## 文化

### 文化スポーツ課

TEL 20-8724

### 文化センター

文化会館・中央図書館・中央公民館・歴史資料館、4施設の複合施設のこと。文化会館を指す言葉として使われることもあります。





文化会館には、大ホール(約1,300席)と小ホール(約400席)があり、各種の公演等が行われています。

茶室・和室(練習室3・4)もあります。ぜひご利用ください。

所在地 折居台一丁目1 TEL 39-9333

## 市民活動

市民協働推進課

TEL 20-8721

## コミュニティセンター

コミュニティセンターは市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、福祉の増進、市民文化の向上を図るための地域活動の拠点施設として、市内に4カ所設置しています。

### → 西小倉コミュニティセンター

所在地 小倉町南堀池107-1 TEL 39-9180

### → 東宇治コミュニティセンター

所在地 五ヶ庄三番割36-5 TEL 39-9183

### → 南宇治コミュニティセンター

所在地 大久保町上ノ山42-3 TEL 39-9185

### → 槇島コミュニティセンター

所在地 槇島町大川原27-5 TEL 39-9189

## スポーツ

文化スポーツ課

TEL 20-8759

## スポーツイベント

### 10月 市民スポーツまつり

市民の豊かなスポーツライフの実現を目指すもので、スポーツコーナーや健康コーナーなど、誰もが1日中楽しめる内容になっています。

場所 太陽が丘・木下アカデミー京都アイスアリーナ

問い合わせ先 文化スポーツ課

### 12月 市民駅伝競走大会

家族や学校、職場の仲間と気軽に参加できます。

駅伝を走った後のランフェスタでは、ご家族や初心者の人にも気軽に楽しんでもらえるよう、「1500m タイムトライアル」などの内容を実施します。

場所 太陽が丘

問い合わせ先 文化スポーツ課

### 2月 宇治川マラソン大会

宇治川マラソンは、世界文化遺産登録の「平等院」や「宇治上神社」、また源氏物語の「宇治十帖」ゆかりの地や風光明媚な宇治川畔など、お茶と歴史に育まれた街並みとアップダウンに富んだコースになっております。

場所 太陽が丘

問い合わせ先 実行委員会

### 3月 市民ファミリーバドミントン大会

生涯スポーツの推進及び参加者の交流を目的としています。ファミリーバドミントンは、老若男女問わず誰でも気軽に楽しむことができるニュースポーツとして、広く親しまれています。

場所 西宇治体育館

問い合わせ先 文化スポーツ課

### 5月～ ニュースポーツひろば

ニュースポーツの実践機会の提供により生涯スポーツの推進及び参加者の交流を目的としています。また、スポーツ推進委員によるニュースポーツの技術指導やルール説明を行いますので、初めての人でも気軽に参加できます。

場所 西宇治体育館・黄檗体育館

問い合わせ先 文化スポーツ課

## その他

### JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあ うじ)

JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあ うじ)には男女共同参画支援センター、げんきひろば、ファミリー・サポート・センター、みんなのきHana保育園、観光振興課、宇治市観光協会、観光案内所、宇治駅前交番があります。

場所 宇治里尻5-9

TEL

●男女共同参画支援センター

TEL 39-9377

●げんきひろば、ファミリー・サポート・センター

TEL 39-9309

●みんなのきHana保育園

TEL 21-8739

●観光振興課

TEL 39-9408

●宇治市観光協会

TEL 23-3353

●観光案内所

TEL 22-8783

●宇治駅前交番

TEL 23-6370



# 産業

## 商工業

産業振興課

TEL 39-9621

### 宇治市中小企業低利融資(マル宇)

事業者の皆さんに対し、事業資金の融資を低利であらせし、経営の安定と健全な発展を図ることを目的とした制度です。また、利用者の負担を軽減するために、信用保証料と支払利子の一部を補給します。

**融資額・期間** 運転資金:2,000万円・5年以内  
設備資金:3,000万円・7年以内

**融資利率** 1.3%

**融資対象** 市内に1年以上住所を有し、継続して1年以上事業を営み、市税を完納し、京都信用保証協会の保証対象となる事業者

**連帯保証人** 原則として法人代表者以外不要

**補給内容** 信用保証料の2分の1を補助  
2年間の支払利子を補助

※利子補給金の交付を申請する日の属する年の1月1日現在において、融資を受けたときから継続して宇治市内に住所を有し、市税を完納していること。当該融資に関し京都信用保証協会による代位弁済が行われた場合などを除く

**申込窓口** (株)京都銀行・(株)南都銀行・(株)滋賀銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫の本・支店

### マル経制度に対する利子補給

株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経)を利用した事業者に対し、支払利子の一部を補給します。

**融資額・期間** 運転資金:2,000万円・7年以内  
設備資金:2,000万円・10年以内

**融資利率** 変動(日本政策金融公庫にご確認ください)

**融資対象** 商工会・商工会議所の経営指導を6カ月以上受け、同一の商工会等地区内で1年以上事業を行っている小規模事業者

**補給内容** 融資実行から3年間、支払利子のうち年利率1.4%相当額(融資利率が1.4%を下回る場合は支払利子額)を補助

※利子補給金の交付を申請する日の属する年の1月1日現在において、宇治市内に引き続き1年以上住所(法人にあっては、本・支店所在地)を有し、市税を完納していること。

### 京都府開業・経営承継支援資金に対する保証料補給

京都府開業・経営承継支援資金(創業(開業)型、事業転換・多角化型及び創業無保証人型に限る。)を利用した人に対し、信用保証料の一部を補給します。

**融資額・期間** 創業(開業)型:1,500万円・10年以内  
事業転換・多角化型:2,000万円・10年以内

**融資対象** 府内に住所を有し、京都信用保証協会の保証対象となる事業者

**補給対象** 市内に住所(法人にあっては、本・支店所在地)を有し、市税を完納している中小企業者

**補給内容** 信用保証料の2分の1

## 農業

農林茶業課

TEL 20-8723

### 新規就農

新たに仕事として農業を始めようとする人に対して、京都府等の関係機関と共に相談を受け、準備段階に応じた支援策をご提案します。

### 山城マルシェ・宇治あぐりPR

地元農産物を「知る」・「買う」・「食べる」きっかけになるよう、市内産や山城地域産の農産物・加工食品を生産者から直接消費者に届ける直売の機会をつくっています。

#### 【山城マルシェ】

京都府山城地域の取り組み、「やましろ産ごちそうさんプラットホーム」に参画し、JR宇治駅等で年間5回ほど開催。

#### 【宇治あぐりPR】

各種イベントに参加連携する形で市内産農産物等を出展します。

開催日時は市政だよりやHPなどでお知らせしますので、ぜひお越しください。

### 農業振興に関する支援

地域農業振興のため、経営強化や地元農産物の消費拡大などに取り組む農業者を支援します。

- 新たな知識・技術の習得
  - スマート技術の導入
  - 研修
  - 商談会等への参加、部活動 など
- 詳細はお問い合わせください。



産業  
▼ 商工業 / 農業

## 農地

農業委員会事務局

TEL 20-8754

### 農地を売買したり転用したりする場合

#### 【農地を売買贈与、貸借等する場合】

農地法第3条許可申請

#### 【市街化区域外の農地を農地以外に利用する場合】

農地法第4条許可申請・5条許可申請

#### 【市街化区域内の農地を所有者が自ら宅地などに転用する場合】

農地法第4条転用届出

#### 【市街化区域内の農地を農地等の権利を取得して宅地などに転用する場合】

農地法第5条転用届出

※農用地区域については、「農業振興地域の整備に関する法律」による制限がありますので、農林茶業課にお問い合わせください。

※生産緑地地区については、公園緑地課へお問い合わせください。

## 林業

農林茶業課

TEL 20-8723

### 伐採及び伐採後の造林の届出

#### 届出対象者

地域森林計画内の森林所有者・立木を買い受けた方などです。

立木を伐採する方と伐採後の造林を行う方が異なる場合は、共同で提出してください。

#### 届出期間

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出:

伐採を始める90日前から30日前まで

(2) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:

造林を完了した日から30日以内

#### 提出先

伐採・造林する森林が宇治市にある場合は宇治市長(受付:農林茶業課)

#### 留意事項

市長が、宇治市森林整備計画に適合した施業が行われるよう、届出があった計画に対し変更や遵守を命じることがあります。また、無届で伐採した場合等には、市長が伐採の中止及び造林を命じることがあります。

## 森林の土地の所有者届出制度

#### 届出対象者

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を出している方は対象外です。

#### 提出期間

土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市町村の長に届け出をしてください。

#### 留意事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有者移転の原因、土地の所在場所及び面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

## 宇治市豊かな森を育てる事業補助金の申請をする場合

#### 補助金の概要

##### ①森林施業路の開設

###### ア. 事業主体

施業路を開設する森林の所有者

###### イ. 補助率および補助金額

補助率2分の1で最大150万円

###### ウ. 主な採択基準

受益面積が1ha以上であること

##### ②危険木の伐採

###### ア. 事業主体

当該危険木の所有者(ただし、危険木の所有者による伐採が困難な場合は、危険木による被害を受ける恐れのある者も可能とする)

###### イ. 補助金額および補助率

補助率2分の1で最大30万円

###### ウ. 主な採択基準

- 民家(日々居住している家の敷地内の建物であること)に倒れる危険性のある木であること。庭木は対象外です。
- 地域森林計画区域内の森林に生えている危険木であること。

## 漁業

農林茶業課

TEL 20-8723

### 河川種苗放流事業

水産資源の保護・増殖を図るため、河川種苗放流事業の支援を行います。宇治川漁業協同組合が宇治川の水産資源の増殖を図る目的で実施する種苗放流に対して補助を行っています。







# 暮らし

## ごみ

まち美化推進課

TEL 20-8762

※お住まいの地域により収集曜日が異なります。

もえないごみ

午前収集地域：朝9時までに  
(週2回) [□・□曜日]  
午後収集地域：昼1時までに

### ●出せるもの

台所ごみ、紙くず、木切れ・剪定枝、枯葉・草・花、皮革製品、食用油、布切れ、たばこの吸い殻、紙おむつ など

### ●出し方ワンポイント



台所のごみはしっかり水切りをしてごみ袋へ



てんぷら油は少量ずつ紙や布に染み込ませるか、凝固剤で固まらせて出す※拠点回収もしています



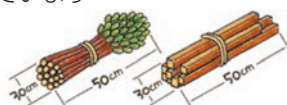
竹串は折って厚紙かガムテープで包む



紙おむつは汚物を取り除いてトイレに流してから出す



皮革製品は金属部分を取り除いてから出す



木切れ・剪定枝はひもでくる(径5cm以下のものに限り)1回の収集で3束もしくは3袋まで、多量の場合は有料臨時ごみ収集で

### ●乾電池について

●使用済み乾電池は、「もえるごみ」の日に別袋で出してください。



充電電池・上記以外のボタン電池は、市で収集できません。家電量販店等の回収ボックスへ出してください

もえないごみ

朝9時までに  
(週1回) [□曜日]

### ●出せるもの

金属類、陶磁器類、ガラス類、プラスチック製品、電球・蛍光灯、家具、電化製品、ふとん・座ぶとん、自転車(電動自転車のバッテリーは不可)、灰、ゴム・スポンジ類、コンロ・ストーブ、よしず・すだれ、かさ など

### ●出し方ワンポイント



ガラス・電球・コップなどは新聞紙などに包み《割れ物》と表示して出してください



カミソリ・針などはガムテープか厚紙でつつむ



ふとん・カーペットはひもでくる(2枚まで)



自転車は《ごみ》と分かるように貼り紙をする

家具は1点まで

マットレスはシングルサイズまで  
セミダブル以上は臨時ごみ(有料)で  
ソファは2人掛けまで  
3人掛け以上は臨時ごみ(有料)で



よしず・すだれ・ものほしざおは2m以内に切り、くる



石油ストーブは灯油を完全に抜き、電池を取る  
ガスコンロ・レンジは電池や携帯ポンプを取る



ライターは必ず中身を使い切る  
透明・白色半透明で中身の見える袋に入れて他のもえないごみと分けて出す

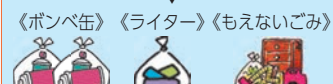
### ●使用済みスプレー缶

カセットボンベ缶、ライターは必ず使い切る

穴をあけずに



透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる



もえないごみの日に別袋で出してください

〈以下は広告スペースです〉

## TRASHサービス

一般廃棄物収集運搬業



〒611-0027

京都府宇治市羽拍子町47番地の7

TEL (0774)44-8629番

カメラ、古銭、金券、テレカ、勲章、鉄道模型、  
ブランド食器など買取品目多数



不用品を現金に変えませんか!  
査定無料 現金買取  
買取専門店  
大吉

0120-0774-66  
宇治市宇治樋ノ尻79-1 フレンドマート宇治1階

ブランド品

時計 バッグ

ダイヤモンド・  
ジュエリー

金・プラチナ

古物商 京都府公安委員会許可 第611281630014号 時計宝飾品商

フレンドマート  
宇治店1階レジ前

●営業時間/10:00-19:00

古物営業法に基づき、ご来店の際は身分証明書(運転免許証・保険証)をお持ちください

最新情報  
チェック!



※お住まいの地域により収集曜日が異なります。

|     |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資源物 | <p>週1回：□曜日朝9時までに</p> <p>プラマーク</p> | <p> 商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の「容器」や「包装」が「プラマーク」です。左記のマークを目印に、汚れたものは簡単な水洗いをして出してください。</p> <p>●出せるもの<br/>袋類、薬の容器、カップ・トレイ類、発泡トレイ類、チューブ類、網・ネット類、ボトル類、キャップ・ラベル類、フィルム類 など</p> <p>●出せないもの<br/>プラスチックでできたバケツやおもちゃなど容器や包装でない製品そのもの<br/>▶「もえないごみ」の日に出してください。</p> <p>●汚れているもの<br/>▶簡単な水洗いで汚れが落ちないプラマークは、「もえるごみ」の日に出してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|     | <p>隔週：□曜日朝9時までに</p> <p>ペットボトル</p> | <p>●出せるもの<br/>飲み物・しょうゆ・みりん・焼酎などの入っていたペットボトル</p> <p></p> <p> このマークのついていないものに限ります</p> <p>①キャップ・ラベルを必ずはずす<br/>②必ず中身を出す<br/>③簡単な水洗いをする<br/>④透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる</p> <p>●出せないもの<br/>洗剤のボトル・シャンプー・サラダ油のボトル・マヨネーズなどの容器・わさびなどのチューブ・卵のパック<br/>▶「プラマーク」の日に出してください。ただし、汚れの落ちないものは「もえるごみ」の日に出してください。</p>                                                                                                                                                                                                    |
|     | <p>隔週：□曜日朝9時までに</p> <p>びん</p>     | <p>●出せるもの<br/>飲み物・食べ物・調味料のガラス・びん</p> <p></p> <p>①キャップを必ずはずす<br/>②必ず中身を出す<br/>③簡単な水洗いをする<br/>④透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる</p> <p>●出せないもの<br/>食品以外が入っていたびん(化粧品・香水など)・コップ・食器類・ガラス・電球・蛍光管<br/>▶「もえないごみ」の日に出してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|     | <p>月2回：□曜日朝9時までに</p> <p>缶</p>     | <p>●出せるもの<br/>飲み物・食べ物のアルミ缶・スチール缶</p> <p>①必ず中身を出す<br/>②簡単な水洗いをする<br/>③透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる</p> <p>●出せないもの<br/>スプレー缶・ボンベ缶・一斗缶・フライパンなどの金属製品<br/>▶「もえないごみ」の日に出してください。スプレー缶・ボンベ缶は使い切ってから他のもえないごみと別袋に入れて出してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 古紙類 | <p>決められた日</p>                     | <p>●出せるもの<br/>《新聞紙・チラシ》《雑誌・その他紙》《ダンボール》《古布》<br/>新聞紙・チラシ・雑誌・その他紙・ダンボール・古布</p> <p>   </p> <p>ひもでしっかりとくる</p> <p>透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる</p> <p>●出せないもの<br/>ノーカーボン紙・裏カーボン紙・写真・紙コップ・感熱紙(FAX用紙)・防水加工紙・ビニールコート紙・油紙 など<br/>▶「もえるごみ」の日に出してください。</p> <p>●雑紙のリサイクルにご協力を！<br/>ビールなどの紙ケース・紙の芯・封筒・ハガキ・紙箱・包装紙などは雑誌類といっしょに出してください。</p> |

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉



収集・運搬 おまかせください

事業ゴミ

家庭の大型ゴミ

引越しゴミ

エコスター Ecostar

エコスター 株式会社

宇治市許可第 1002 号

0774-33-5117 0774-33-5107

〒611-0003 京都府宇治市平尾台 2 丁目12の11 k-akiyoshi@ecostar-kyoto.com

LINE









市に引き取りを依頼する(収集日は毎週木曜日)

- ①郵便局で「家電リサイクル券」を購入する。  
※製造メーカー(テレビ・冷蔵庫の場合はサイズ含む)でリサイクル料金が変わります。
  - ②市に収集の予約をする。
  - ③収集日には立会いのうえ
    - 家電リサイクル券
    - 収集運搬料金3,300円/家電1台ごと
    - 処分したい家電製品(道路際まで出しておく、家屋内からの収集はできません)を引き渡す。
- ※令和6年4月1日現在

## パソコンの処分方法

パソコンの回収は、各メーカーの受付窓口へ直接申し込んでください。

【各メーカーの回収窓口の紹介・自作パソコン・事業撤退等によりメーカー不在のパソコンの受付窓口】

一般社団法人パソコン3R推進協会

TEL 03-5282-7685

<https://www.pc3r.jp>



デスクトップパソコン

市役所へ持ち込む場合

- 月～金曜日 8時半～17時15分  
まち美化推進課窓口へ
- 月～金曜日 17時15分～21時および土日 8時半～21時  
市役所の地下受付(警備員室)へ

引き取り依頼する場合

まち美化推進課へ電話で申し込む。

引き取ったペットの行方

動物専用焼却炉で火葬します。

※火葬の立会いや墓参はできません。

## 亡くなった犬・猫・小動物の引き取り

➡費用について

※令和6年4月1日現在

|       | 市役所へ持ち込む | 引き取りを依頼する |
|-------|----------|-----------|
| 犬     | 2,200円   | 3,300円    |
| 猫・小動物 | 1,100円   | 2,200円    |

※なお、のら犬、のら猫等は無料です。

※首輪をはずして箱などに入れてください。

## 資源物の拠点回収※拠点回収に出すとリサイクルされます！

P128の施設に紙パック回収箱を設置し、資源物として紙パックの拠点回収を行っています。また、の施設ではてんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電・インクカートリッジの回収も行っています。なお、持ち込むことが難しい場合、紙パック・てんぷら油(てんぷら油は固めるか、布などにしみ込ませる)は「もえるごみ」として、ペットボトルキャップは「プラマーク」として、蛍光管・小型家電(パソコン以外)は「もえないごみ」として出してください。

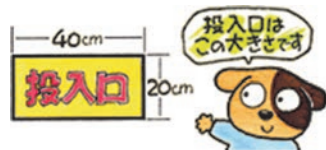
| 紙パック                                                                                                                                                                                                               | てんぷら油                                                                                                                                                                                                                                  | ペットボトルキャップ                                                                                                                                                                                                   | 蛍光管                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <br>よく洗い、切り開きよく乾かす<br><br>束ねて、ひもでくくり、回収箱に入れる | <br>ペットボトルに油を入れキャップをしっかりとめる。<br><br>回収箱に入れる<br>必ず <b>ロック</b> をする | <br>簡単な水洗いをする<br><br>袋などから出し回収箱に入れる | <br>購入時の包装箱に入れる<br><br>回収箱に入れる |
| <b>●出せないもの</b><br>内側が茶色もしくはアルミコーティング(銀色)されたものは拠点回収には出せません。「もえないごみ」として出してください。                                                                                                                                      | <b>●出せないもの</b><br>ガソリン、灯油、エンジンオイルなどは拠点回収には出せません。購入店・専門業者等にご相談ください。<br>                                                                              | <b>●出せないもの</b><br>しょうゆ、みりん、焼酎の入っていたペットボトルのキャップは拠点回収には出せません。「プラマーク」として出してください。                                                                                                                                | <b>●出せないもの</b><br>LED電球、白熱電球などは拠点回収には出せません。「もえないごみ」として出してください。電球の形をしていても中身が蛍光管であれば対象になります。<br>                      |

## ➡小型家電の回収について

出せるもの

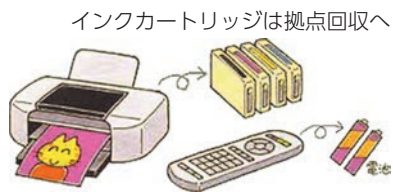
回収箱の投入口(40cm×20cm)に入る小型の電化製品に限ります。

詳しい対象品目は、市ホームページやごみ分別辞典を参照してください。



出し方の注意点

投入口に入らないものは、必ず持ち帰ってください。電池、インクカートリッジは取り外し、個人情報が含まれるものは、データを削除してください。



インクカートリッジは拠点回収へ

次ページへ続く

## ➡紙パック回収箱設置場所

の施設ではてんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電・インクカートリッジの回収も行っています。

|            |           |                  |                   |                   |
|------------|-----------|------------------|-------------------|-------------------|
| 六地藏公会堂     | 西川原集会所    | 半白集会所            | 広野地域福祉センター        | 榎島十一集会所           |
| 木幡公民館      | 福角集会所     | 川東集会所            | 小根尾集会所            | 吹前集会所             |
| 木幡熊小路集会所   | 羽戸山集会所    | 市役所庁舎            | 緑ヶ原集会所            | 小倉公民館             |
| 木幡地域福祉センター | 菟道南集会所    | 菟道ふれあいセンター       | 広野公民館             | 蓮池中集会所            |
| 平尾集会所      | 三室戸集会所    | 白川集会所            | 広野寺山集会所           | 東堀池集会所            |
| 南山集会所      | 菟道集会所     | 中央公民館            | 尖山集会所             | 西小倉集会所            |
| 御蔵山集会所     | 車田集会所     | 琵琶台集会所           | 南宇治<br>コミュニティセンター | 西小倉<br>コミュニティセンター |
| 東木幡集会所     | 三室戸北集会所   | 宇治野神集会所          | 平盛集会所             | 西小倉地域福祉センター       |
| 平尾台東集会所    | 菟道北集会所    | 城南荘集会所           | 伊勢田集会所            | 東宇治<br>コミュニティセンター |
| 南部公会堂      | 明星集会所     | 榎島<br>コミュニティセンター | 砂田集会所             | 大和田集会所            |
| 志津川集会所     | 開地域福祉センター | 西目川集会所           | 名木西集会所            |                   |
| ゆめりあうじ     | 南陵南集会所    | 天神台集会所           | 榎島集会所             |                   |

## 自己搬入など

家庭から出るごみのうち、以下の品目は処理施設へ自己搬入ができます。ごみを搬入する際は、事前に下記の連絡先まで必ずお問い合わせください。

※P126の市で収集できないものについては、処理施設への自己搬入もできません。購入店、専門業者等にご相談ください。

| 品目           | 搬入先                           | 処理費用(100kg毎) | 連絡先                                          |
|--------------|-------------------------------|--------------|----------------------------------------------|
| もえるごみ(除草ごみ等) | クリーン21長谷山<br>城陽市富野長谷山1-270    | 1,500円(税込)   | 事前手続きが必要です。<br>搬入方法等詳細は、まち美化推進課までお問い合わせください。 |
| もえないごみ(家具類等) | リサイクルセンター長谷山<br>城陽市富野長谷山1-270 |              |                                              |
| 剪定枝          |                               |              |                                              |
| 土砂等          | グリーンヒル三郷山<br>久御山町佐古梶石1-3      | 1,200円(税込)   |                                              |

※令和6年4月1日現在

## し尿処理

### ➡し尿収集の届出

汲み取り式便所のある家庭や事業所は、住民登録とは別に「し尿収集の届出」が必要です。まち美化推進課へ届けてください。

- 新規届…転入・転居したとき、または事務所等を使い始めたとき
  - 変更届…代表者氏名、請求先等を変更したとき
  - 廃止届…汲み取りの必要がなくなったとき(廃止届の提出がなければ、し尿処理手数料の請求が続くことになります)
- 収集日は、市政だより(毎月15日号)に掲載されます。  
収集は、おおむね20日間隔で行われます。

料 金 一世帯あたり900円(月額)

※令和6年4月1日現在

## ふれあい収集

介護が必要な方や、身体に障害のある方・産後ケア事業の対象者など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対し、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声かけ(安否確認)を行っています。

### 対象となる方(世帯)

- 介護認定が要介護度1以上
- 身体障害者手帳1級または2級
- 療育手帳A
- 精神障害者保健福祉手帳1級
- 介護認定が要支援で、人的サービス利用
- 産後ケア事業の対象者

### サービスの内容

正しく分別されている“もえるごみ”、“もえないごみ”、“資源物(缶・びん・ペットボトル・プラマーク・古紙類)”を、玄関先で週1回一括で収集します。

### 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、まち美化推進課へ。



## 出前講座

ごみ減量やリサイクルの大切さを伝える出前講座を市内で実施しています。

### 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、まち美化推進課へ。

## 海外リユース事業

市内のご家庭で使わなくなった「かばん、くつ、ぬいぐるみ、ベルト、古着、帽子、毛布など」を東南アジアなどでリユースする取り組みを実施しています。市役所、木幡公民館、西小倉・榎島コミュニティセンター、京都中央信用金庫木幡支店に回収箱を設置しています。

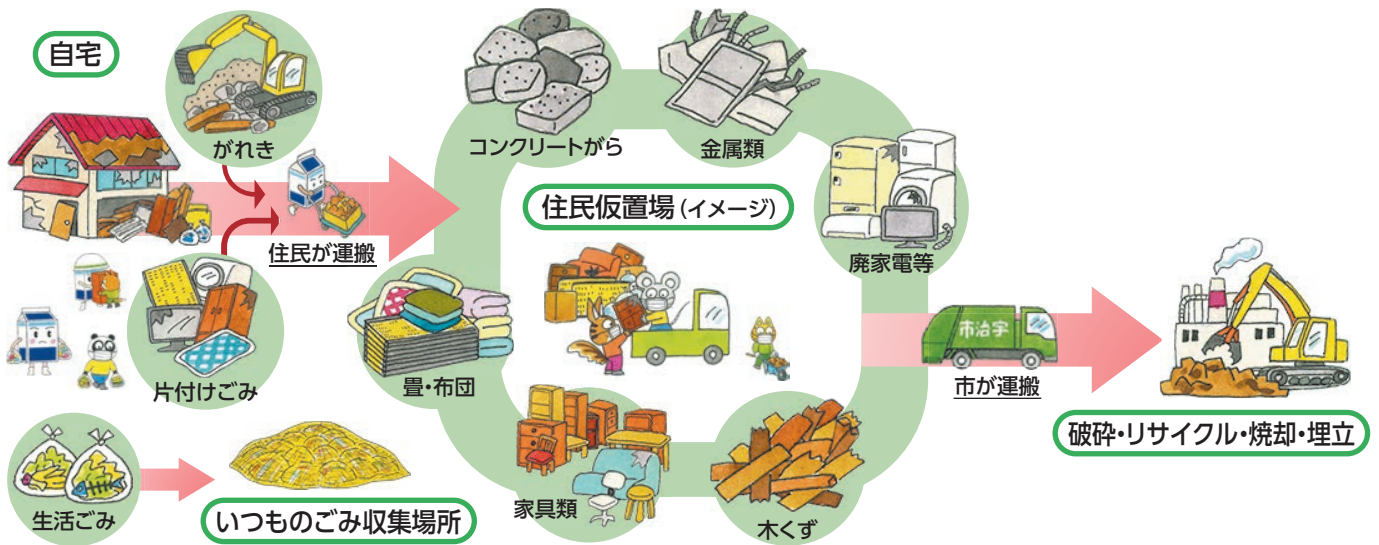
### 出し方の注意

クリーニングは不要ですが、汚損しているものはリユースできません。

## 災害で出るごみについて

大規模な災害が発生した場合、「がれき類」や「片付けごみ」といった災害廃棄物が多量に発生します。このような災害廃棄物は、一度に収集や処理ができないため、市が指定する災害廃棄物を出す集積場所（住民仮置場）に出してください。

### ▶ 災害廃棄物の処理の流れ



### ▶ 住民仮置場について

住民仮置場とは、自宅から出た災害廃棄物を一時的に保管しておく集積場所のことで、身近な公園等運びやすい場所を被害状況に合わせて市が選定します。

### ▶ 【住民仮置場での主なルール】

- 住民仮置場ではスムーズな収集運搬やリサイクルのため、災害廃棄物の種類ごとに決められた場所に出してください。
- 生活ごみは出せません。（生活ごみはいつものごみ収集場所に出してください。）
- 災害に無関係な廃棄物や産業廃棄物を出せません。

## 市立中学校の制服リユース

卒業や成長で着られなくなった宇治市立の中学校の制服を引き取り、必要としている生徒に無償でリユースしています。制服の引き取りや提供を希望される方はまち美化推進課へ。

## 羽毛ふとんリサイクル事業

ダウン率50%以上の羽毛布団をリサイクルしています。（破れていても、汚れていても引き取り可）  
引き取りを希望される場合はまち美化推進課へ。

## 集合住宅の自転車無料引き取り

宇治市内の集合住宅を対象に、3台以上で無料引き取りいたします。  
引き取りを希望される場合はまち美化推進課へ。

### ▶ 生活ごみの収集について

災害発生時、被害状況によっては通常の収集を行うことができない場合があります。生活ごみは、生ごみ等の腐敗しやすいごみから優先的に、いつものごみ収集場所に出してください。その他の資源物等はできる限り自宅等で保管してください。

### ▶ 日ごろからできること

家具や家電製品を壁に固定しておくことや、不要なものを日ごろから整理しておくことで、地震等の発生時に家屋内の散乱を防ぎ、災害時の被害や災害廃棄物を減らすことにつながります。

【参考】宇治市災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理ハンドブック



## 上水道

### 各種手続きについて 事前の届出が必要です

- 水道の使用開始や、使用中止をする場合
- 水道使用者の名義変更や、納付書等の送付先を変更する場合
- 水道の使用用途が変わる場合

**届出先** 営業課(市役所本庁2階)

- 電話による届出もできます。(TEL 20-8775)
- 集合住宅にご入居の場合は、家主様や管理会社様にご確認をお願いします。

### 水道メーターの検針

営業課検針窓口

TEL 20-8775

- 検針は2カ月に1度、1～10日の間に行っています。(東地区:偶数月、西地区:奇数月)
- お留守でもメーターが検針できる場所にある場合は検針します。
- お問い合わせ等については、検針受託会社が対応いたします。

#### ▶ご協力をお願いします

- メーターボックスの上やその周りに物を置いたり、植物を植えたりしないでください。
- メーターボックス内に汚水や土砂等が流れ込まないようにしてください。
- 犬はメーターボックスから離れたところに繋いでください。

※上記の理由以外であっても、門扉に鍵がかかっている等の理由で検針ができない場合があります。

その際は後日お伺いする案内を投函します。それでも検針ができない場合は、メーターの指示数をご報告いただくためのハガキを投函しますので営業課宛てに返送してください。

## 水道メーターの取替え

配水課

TEL 20-8765

### ▶メーターには有効期限があり、取替えが必要です

- 計量法により、水道メーターの有効期限は8年と定められています。このため有効期限が満了する前に、市では水道メーターの取替えを行っています。(費用は無料)
- 有効期限は各家庭で異なり、取替え対象のお宅にはあらかじめ「水道メーター取替えのお知らせ」チラシの投函、もしくはハガキを送付し、お知らせしています。

### ▶取替作業

- 作業は市の受託者証明書を持参した取替業者が行います。
- 立ち会いは不要です。
- 取替時間は15分程度です。受水槽がない場合はその間、断水となります。
- 取替完了後「水道メーター取替完了のお知らせ」を投函します。

※取替には万全を期しておりますが、わずかに濁り水や空気が出る事があります。取替後は全ての蛇口をゆっくり全開にし、水だけを約1分間流してください(濁りや空気が十分に抜けるまで給湯器や浄水装置、トイレには通さないでください)。

132ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

**宇治市は出張無料ですぐに駆けつけます**  
 蛇口の水漏れ トイレつまりなど リピーターさん急増中!!  
**水に関するトラブルをおまかせ!**  
 お見積りのみでも依頼OK! 親切・丁寧  
 スピード対応 最短30分で訪問 相談無料

|                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| 蛇口・パイプの水漏れ修理<br>1,200円より  | トイレの水漏れ修理<br>1,200円より   |
| パイプ・トイレのつまり修理<br>1,200円より | 雨漏りなどその他の水のトラブルもおまかせ下さい |

「宇治市くらしの便利帳」特別割引 基本料金3,000円→0円  
 水道修理即日施工業者  
**近畿水道サポートセンター**  
 ☎0120-194-887  
 24時間、土・日・祝も対応しています  
<https://www.suido-support.com/>  
 (営業所) 宇治市小倉町山原48-17 (本社) 茨木市玉水町1-47-1-21

**水のトラブル つまり 水漏れ**  
 ●出張お見積0円  
 ●パッキンの交換1200円(税込)より  
**24時間年中無休 深夜料金なし/安心のサポート体制**  
**ひまわり水道サービスセンター**  
 本社 〒599-8103 堺市東区菩提町5丁70-4  
 各営業所よりお伺いします!  
 まずはお気軽にご相談ください  
**0120-622-220**



宇治市の水のトラブルは **出張見積無料** ですぐに駆けつけ!

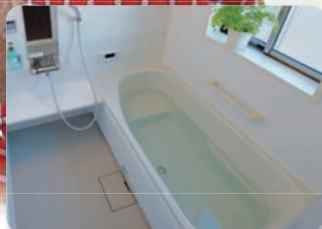
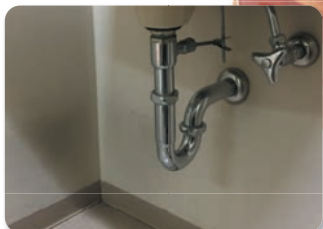
# 水漏れ・つまり 救急解決!

24時間受付 年中無休

最短30分で到着

365日スピード対応

作業料金  
980円~



キッチントラブル



水漏れ・つまり



トイレ修理



浴室修理

## 水のトラブルおまかせください!

出張無料ですぐに駆けつけます  
「宇治市くらしの便利帳」特別割引

基本料金3,000円

0円

見積り 出張費

キャンセル料金

0円

水道修理即日施工業者

Pro techno Service

・プロテクノサービス・



0120-151-554

〒611-0041 京都府宇治市槇島町落合91-1

<https://www.protechnoservice.com/>

## 漏水

### 営業課

TEL 20-8775

水道管の老朽化等により、気がつかないうちに漏水が発生することがあります。水道メーターよりも宅地内で漏水した水量分は、水道料金及び下水道使用料が発生しますので、心当たりがないのに使用水量が多くなったときなど異常がある場合は、早めの点検や修理をお願いします。

※漏水の調査・修理等の費用は個人の負担となります。

#### ➡ 漏水の調べ方

宅地内のすべての蛇口を締め切っても、メーターボックス内のパイロット(メーターの文字盤のコマ)が回っているときは、漏水の疑いがあります。



#### ➡ 漏水時の料金について

下記の①～④の要件全てを満たせば、漏水した水量分の料金の一部を減額できる場合があります。

- ①埋設された給水管などからの漏水であること  
(蛇口・トイレ・給湯器・風呂・太陽光熱温水器等の不良によるものは対象外)
- ②善良な管理義務を果たしていること
- ③漏水の属する期別の水道使用量が、前年同期または修理後の期別の水道使用量の1.2倍以上であること
- ④修理後1年以内に申請されていること

#### 減額できる範囲

- 漏水により増加したと思われる水量の50%に相当する水道料金と100%に相当する下水道使用料
- 修理日以前の1年間で漏水により水量が増加した期間のうち、最大4カ月(2期)分

#### 手続き方法

修理した業者から「漏水修理証明書」の交付を受け、「料金等減額申請書」と共に、営業課に申請ください。必要書類は営業課窓口または市ホームページにあります。

## 修繕依頼

- メーターBOX内の水もれ
- メーターの止水栓が回らない
- 自分の家だけあるいは近所一帯水が出ない
- 赤や白い水が出る

問い合わせ 配水課 (TEL 20-8765)

- 自宅内の水もれ・蛇口パッキン交換・水道工事

問い合わせ 市指定給水装置工事事業者へ

- 水洗トイレ、ガス湯沸し器、電気温水器、太陽熱温水器などのトラブル

問い合わせ 器具を取り付けた業者または市指定給水装置工事事業者へ

※市指定給水装置工事事業者は市ホームページに掲載しています。

市指定給水装置工事事業者の連絡先がわからない場合は、右記の漏水受付センター連絡先へ



宇治市指定給水装置工事事業者指定一覧表

## 漏水受付センター連絡先

TEL 21-7474

漏水受付センターは上下水道部が業務委託している企業体です。漏水の修理や調査についてのご相談、市指定給水装置工事事業者の紹介など、年間を通じ24時間体制で受付しています。

## 水道工事の申し込み

### 工務課

TEL 20-8764

家屋の新築や増改築に伴い水道の新設または改造等を行うには、市へ給水装置工事の申し込みが必要です。その際は市指定給水装置工事事業者を通じてお申し込みください。市指定給水装置工事事業者の一覧表を市ホームページに掲載しています。

## 貯水槽水道(受水槽・高置水槽等)の管理

貯水槽水道とは、マンションなどの建物で水道水を一旦貯水槽にため、貯水槽からポンプにより蛇口まで給水する仕組みをいいます。一旦貯水槽に貯めて給水していますので、水が汚染されないよう貯水槽の設置者の皆様におかれましては、適正な管理や定期検査を受けていただく必要があります。定期検査の結果につきましては、工務課までお知らせください。

## 上下水道料金の支払い

### 営業課

TEL 20-8775

支払方法は●口座振替と●納付書(納入通知書)払いです。クレジットカードの取扱いはしていません。

#### 【口座振替の場合】

検針月の翌月15日(金融機関休業日は翌営業日)に指定の口座より振り替えます。

#### 【口座振替手続きについて】

- ①口座振替依頼書(市内金融機関窓口にあります。)
  - ②「水道ご使用量のお知らせ」等水栓番号と地区整理番号がわかるもの
  - ③金融機関お届け印
- 上記①～③を持参し、ご利用の金融機関窓口でお手続きください。

#### 【納付書(納入通知書)払の場合】

検針月の月末(または翌月初め)に納付書を送付しますので、営業課窓口・金融機関・コンビニエンスストア・一部スマートフォンアプリで納期限までにお支払いください。

納付場所は納付書裏面または市ホームページでご確認ください。



# 宇治市上下水道部指定工事店/水道有資格工事店

## 水道修理サポートセンター

宇治市指定給水装置工事業者 指定番号 第511号

トイレ キッチン お風呂 洗面所 給湯器  
洗濯機 散水栓 排水枡 排水溝 店舗/事業所

24時間365日

お気軽にご相談ください

水漏れやつまりなどのトラブルでお困りの方は

通話料無料

24時間365日受付



0120-967-192



近くの作業スタッフが  
最短30分で駆けつけます!

出張見積り費用は  
いただいております



### 水道修理サポートセンターの安心・信頼への取り組み

1.



信頼と実績の  
水道局指定工事店

2.



作業開始前に  
必ず事前見積り

3.



作業後も安心  
アフターフォロー

#### トイレ

つまり  
4,180円(税込)～



水漏れ  
3,080円(税込)～



#### キッチン

つまり  
4,180円(税込)～



水漏れ  
3,080円(税込)～



#### お風呂・浴室

つまり  
4,180円(税込)～



水漏れ  
3,080円(税込)～



#### 洗面所

つまり  
4,180円(税込)～



水漏れ  
3,080円(税込)～



#### 洗濯機回り

排水口のつまり  
4,180円(税込)～



蛇口の水漏れ  
3,080円(税込)～



水道修理サポートセンターでは、安心してサービスをご利用いただけるように、オペレーターや作業スタッフ一同取り組んでおります。当社では各市町村より水道局指定工事店の指定を頂いておりますが、さらにご安心して頂けるように作業開始前の事前見積りや作業後のアフターフォローをはじめとした安心サービスのご提供を進めてまいります。

株式会社 コネクトライフ

【本社】大阪府堺市堺区向陵西町4-7-26

## 低所得者への上下水道料金減額制度

営業課

TEL 20-8761

同居者全員の前年の合計所得金額の合算が基準額以下の世帯を対象に、上下水道料金を減額する制度があります(基準額は毎年見直します。)

詳細は市ホームページまたは営業課までお問い合わせください。

## 下水道

下水道計画課

TEL 20-8744

## 公共下水道への早期接続のお願い

各ご家庭で使用された水をきれいにして河川等へ放流するという公共下水道の効果を最大限に発揮するためには、各ご家庭で接続工事を行っていただく必要があります。法令に基づいて供用開始(下水道が使えるようになった日)後3年以内の接続工事をお願いしていますので、供用開始された地域でまだ工事をされていない方は早期の接続をお願いします。

## 流れにくいときの対応

下水道施設保全課

TEL 20-8734

| 水が流れにくい場所                     | 原因及び対処法                                        |
|-------------------------------|------------------------------------------------|
| 台所や洗面台、お風呂、洗濯機等(雑排水)のみが流れにくい。 | 雑排水管が詰まっている可能性があります。防臭ますのお手入れができていますか確認しましょう。  |
| トイレの排水のみが流れにくい。               | トイレの排水管が詰まっている可能性があります。下水道業者に確認しましょう(有料の場合あり)。 |
| 家庭内の全ての排水が流れにくい。              | 公共下水道に支障が出ている可能性があります。宇治市下水道施設保全課まで連絡してください。   |

※排水設備や公共汚水ますの周りに草木を植えると、根が侵入し、つまりなどの原因になることがあります。

## 防臭ますの手入れ

- ①防臭ますのふたをあける ②防臭弁をはずす



- ③穴の開いたお玉等で汚れを取り除く。 ④防臭弁を元に戻し、ふたをしめる。

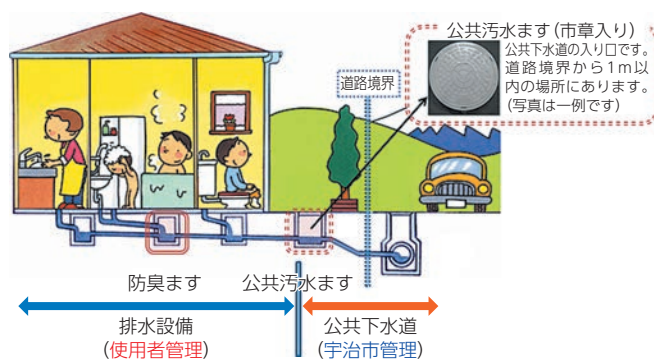


※写真は一例です。

※③で取り除いた汚れは、燃えるゴミとして、定められた収集日に出してください。

## 公共下水道と排水設備の管理区分

公共下水道はトイレや台所等の排水をキレイにすることができる重要な施設ですが、快適に使うためには適切に維持管理する必要があります。公共下水道の管理境界は道路境界と異なり、公共汚水ますを境に下流(道路側)(←→部分)は宇治市の管理、上流(敷地側)(←→部分)は使用者の管理となるので注意してください。



〈以下は広告スペースです〉

浄化槽管理  
廃水処理メンテナンス  
大切な水を守る

**新光テクノ株式会社**

浄化槽管理・水処理技術を通じて  
自然にやさしい暮らしに  
貢献していきます

京都府南丹市美山町萱野  
TEL (0771) 75-1981(代)  
若者たちの働きやすい  
環境づくりに努めて  
UIターンを支援します!

## 住まい・道路など

|            |             |
|------------|-------------|
| 住宅課 住宅係    | TEL 20-8740 |
| 住宅課 空き家対策係 | TEL 21-0418 |
| 都市計画課      | TEL 20-8743 |
| 歴史まちづくり推進課 | TEL 20-8918 |
| 建設総務課      | TEL 20-8735 |
| 環境企画課      | TEL 20-8726 |
| 維持課        | TEL 20-8737 |

## 市営住宅

市営住宅に入居を希望する場合は、所定の手続きが必要です。入居の募集は、市政だよりや市ホームページなどでお知らせします。詳しい申込方法、申込資格については、住宅課住宅係までお問い合わせください。

### 入居申込資格

- 現に同居し、または同居しようとする親族がある人
- 現在、住宅に困っていることが明らかな人
- 公営住宅法及び宇治市市営住宅条例で定められた収入の範囲内であること
- 現に市内に居住していること
- 申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- 入居にあたっては原則として2名の連帯保証人が必要です

## 都市計画

### ➡ 用途地域など

良好で快適なまちづくりのため、都市計画法により住宅・商業・工業などまちのあるべき姿を誘導するため、建築物の用途など土地利用に様々なルール(規制)を設けています。土地の売買や住宅の建築などをお考えの場合は、各種規制について都市計画課の窓口、または、市ホームページで確認することができます。また、一部の情報については「京都府・市町村共同統合型地理情報システム(GIS)」にも掲載しています。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

### ➡ 都市計画施設の区域内における建築の許可申請

都市計画道路など都市計画施設の区域内において、建築物を建築する場合は、市の許可が必要です。

都市計画施設の区域や申請に必要な書類は、都市計画課の窓口、または、市ホームページで確認することができます。詳しくは、事前に都市計画課までお問い合わせください。

### ➡ 地区計画の区域内における建築等の届出

地区計画の区域内において、建築物の建築などの行為をする場合は、その行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です。

地区計画の区域や届出に必要な書類は、都市計画課の窓口、または、市ホームページで確認することができます。

## 宇治市未来につなぐ都市づくりプラン

都市再生特別措置法に基づき、宇治市未来につなぐ都市づくりプランの居住誘導区域外における住宅開発等や、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地に係る建築行為等を行う場合には、その行為に着手する日の30日前までに、市への届出が必要です。各区域や届出に必要な書類は、都市計画課の窓口、または、市のホームページで確認することができます。

## 屋外広告物

屋外広告物には、看板や広告塔、貼紙など様々な種類があり、景観を構成する重要な要素となっています。また、老朽化した広告物は落下などにより重大な事故を引き起こす恐れもあります。市では条例を制定し、屋外広告物掲出のルールを定めていますので、掲出するには申請が必要な場合があります。詳しくは、歴史まちづくり推進課までお問い合わせください。

## 風致地区

風致地区とは、都市の風致を維持するために良好な自然環境を保持している区域、史跡、神社仏閣等がある歴史的なまちなみを有する区域など、都市計画法に基づき定めた地域地区のひとつで、風致地区内で建築その他の行為を行う場合には、市長の許可が必要となります。詳しくは、歴史まちづくり推進課までお問い合わせください。

## 景観計画

市では、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民と協働で快適でうるおいのある景観づくりを進めるために、景観法に基づく景観計画を策定しています。建築物や工作物の建築や開発行為等を行う場合には、市への届出が必要な場合があります。詳しくは、歴史まちづくり推進課までお問い合わせください。



## 道路・河川など

➡ **市が管理する道路・河川の一部を使用(占有)や改築をするとき**  
個人でやむを得ず市が管理する道路・河川を使用(占有)や改築をしなければならないときは、申請書を提出し、許可を受けてから工事または使用(占有)してください。詳しくは、建設総務課へお問い合わせください。

- 水道管、下水管、ガス管、その他のこれらに類する管類
- 工事中足場、工事中車両等
- 個人の土地への進入のための河川や道路側溝等へ蓋架けや橋架け

### ➡ 側溝清掃用具の貸出

町内会もしくは個人で道路側溝の清掃をする際に、溝ぶたあげ機やスコップ、バールの貸出しを行っています。平日には用具の配達、回収も行いますので、ご利用の際は維持課までお問い合わせください。



### ➡ 河川・排水路の清掃

河川や排水路に土砂が堆積している場合は、水の流れて悪くなっていないかなどを調査し、必要に応じて泥や草の除去などの清掃を行いますので維持課までご相談ください。

### ➡ 街路樹の剪定

街路樹の枝が伸びたり、落葉の堆積などで通行しにくい場合は、剪定や清掃を行いますので維持課までご相談ください。

### ➡ 防犯灯・街路灯の故障

防犯灯や街路灯の故障(球切れや点滅)を発見されたときは、灯具の近くに取り付けてある黄色地に黒文字のナンバープレートに記された番号を維持課までお知らせください。灯具の交換や修理を行います。



### ➡ カーブミラーの修繕

カーブミラーが見えにくい、また破損を発見されたときは、柱に貼り付けられた白地に黒文字のナンバープレートの番号を維持課までお知らせください。カーブミラーの角度調整や修繕を行います。



## 空き家等アドバイザー

宇治市に空き家を所有している方は専門業者に活用や解体、管理方法などを相談することができます。

### 申込み

申請用紙に記入の上、住宅課空き家対策係まで提出(申請用紙は住宅課空き家対策係窓口に備え付けてある他、市ホームページからもダウンロード出来ます。)

料金 初回のみ相談無料

## 空き家出前講座

市の担当職員と、司法書士などの専門家が同行し、所有者や相続人が空き家になった時の対策などを事前に知る機会として、地域の皆さんの集まりに出向いて、講座を開催します。

対象 市内在住の団体

申込方法 申込書に必要事項を記入の上、住宅課空き家対策係へ。

## 空き家の見守りサービス

空き家を所有しているが、住居から遠いなどの理由で空き家の状態の把握が難しい場合に、本市と協定を締結した事業者が代わりに見守りを行うサービスです。建物の様子や、屋外の庭木の様子を目視で確認し、所有者(依頼者)に報告します。

料金 2,750円(税込)

### 申込先

- 公益社団法人 宇治市シルバー人材センター

TEL 0774-20-1734 FAX 0774-20-0580

- 一般社団法人 宇治高齢者事業団

TEL 0774-21-6685 FAX 0774-21-6685

## 脱炭素社会の推進

脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出量削減につながる取組を行っています。

### ➡ 宇治環境フェスタ

環境のことを楽しく学べるイベントです。

### ➡ エコ・アクション・ポイント

環境イベントへの参加や資源ごみ拠点回収などの環境にやさしい行動でポイントがもらえます。貯めたポイントは様々な商品などに交換できます。

### ➡ 親子で学ぶゼロカーボンツアー

子どもとその保護者が施設見学や体験を通して自ら考え、環境にやさしい行動ができることを目指すツアーです。

### ➡ ゼロカーボンセミナー

市民や事業者を対象とした脱炭素に関するセミナーです。

### ➡ ゼロカーボン出前講座

小学校や自治会に講師を派遣します。

### ➡ 各補助金

太陽光発電設備・蓄電池の同時設置、電気自動車等のZEV、電気自動車等充電設備、V2H充放電設備、ZEHなどの導入に対する補助制度を設けています。

詳しくは、環境企画課までお問い合わせください。

## 犬を飼うとき

狂犬病予防法により、生後91日以上飼育犬は、市町村に登録し、毎年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。

登録手数料(鑑札) 3,000円

注射済票交付手数料 550円

引越などにより登録事項に変更が生じたときは、環境企画課で手続きしてください。転入されてきたときは、旧住所地の市町村が交付した鑑札をお持ちください。(旧住所地がマイクロチップ制度に参加されている場合は、環境企画課までお問い合わせください。)

## 斎場・墓地

### 斎場

TEL 39-9203

火葬場と葬祭場を併設しています。

2種類の式場があり、家族葬や大きな葬儀にもご利用いただけます。

利用申込 斎場または葬儀事業者へお問い合わせください。

#### 使用料

| 区分                                        | 単位             | 市内                                         | 市外                |
|-------------------------------------------|----------------|--------------------------------------------|-------------------|
| 火葬場                                       | 大人(12歳以上)      | 1体 12,000円                                 | 90,000円           |
|                                           | 小人(12歳未満)      | 1体 8,000円                                  | 60,000円           |
|                                           | 妊娠4月以上の死産児     | 1体 6,000円                                  | 45,000円           |
|                                           | 妊娠4月未満の死産児     | 1体 3,600円                                  | 27,000円           |
|                                           | 肢体の一部及び胎盤      | 4キログラムまで 3,600円<br>4キログラムを超え1キログラムごとに 800円 | 27,000円<br>6,000円 |
| 第1葬祭場                                     | ①16時から翌日の16時まで | 52,000円                                    | 186,000円          |
|                                           | ②0時から16時まで     | 26,000円                                    | 93,000円           |
| 第2葬祭場及び第3葬祭場<br>(第1葬祭場を2分の1ずつに区画したものという。) | ①16時から翌日の16時まで | 26,000円                                    | 93,000円           |
|                                           | ②0時から16時まで     | 13,000円                                    | 46,500円           |
| 安置室                                       | ①16時から翌日の16時まで | 3,600円                                     | 12,900円           |
| 待合室                                       | 1室2時間          | 2,400円                                     | 8,600円            |

## 天ヶ瀬墓地公園

TEL 39-9205

### 墓所

宇治市にお住まいの方であれば申し込みます。

墓所使用者の募集がある場合は、募集開始前に市政だよりに掲載します。詳細や資料請求は、天ヶ瀬墓地公園管理事務所にお問い合わせください。

使用開始後の納骨や承継などの手続きについても、天ヶ瀬墓地公園管理事務所にお問い合わせください。

| 種別        | 墓所使用料      | 墓園管理料(年額) |
|-----------|------------|-----------|
| 2平方メートル墓所 | 500,000円   | 4,000円    |
| 3平方メートル墓所 | 750,000円   | 6,000円    |
| 4平方メートル墓所 | 1,000,000円 | 8,000円    |

### 合葬式墓地

複数の焼骨を合同で埋蔵するお墓です。

維持管理は市(指定管理者)が行い、毎年の管理費は不要です。墓石の建立や承継の必要がないため、单身の方や、お墓を引き継ぐ方のない場合でも安心してご利用いただけます。(宇治市民以外でも申し込みます。)

65歳以上であれば、生前の申込みができます。

詳しくは、天ヶ瀬墓地公園管理事務所または環境企画課にお問い合わせください。

#### 使用料

| 施設の区分            | 金額(1体につき) |          |
|------------------|-----------|----------|
|                  | 市民        | 市民以外     |
| 合葬室へ直接埋蔵         | 55,000円   | 82,500円  |
| 10年間個別安置後に合葬室へ埋蔵 | 110,000円  | 165,000円 |
| 20年間個別安置後に合葬室へ埋蔵 | 165,000円  | 247,500円 |
| 記名板              | 55,000円   | 82,500円  |

〈以下は広告スペースです〉

自然に包まれるやすらぎ

# 城陽動物霊園

全て個別火葬

☎0120-11-5958

☎(0774)56-7161

城陽市寺田大谷175-1(城陽霊苑内)(東城陽中学校となり)

- 火葬 小動物・猫・小型犬～特大型犬まで
- 個別供養 墓地・墓石一式
- 合同供養 永代供養
- モニュメント 写真彫刻

お気軽にご相談下さい

暮らし ▼ 住まい・道路など／斎場・墓地



# 相談・情報公開

## 各種相談

### 各種相談あんない

※問い合わせの電話番号がないものは、すべて市役所 TEL 22-3141 (代表番号) へ

※相談窓口によって、12時～13時は休憩時間場合があります

※年末年始は、相談日にその記載があるものを除き、受け付けしていません

| 相談名      | 相談できる内容                 | 相談日                                                                                           | 場所／問い合わせ                                            |
|----------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 宇治市      | 人権相談                    | 毎月第1木曜日<br>①10時～12時、13時～15時<br>(毎年1月及び祝日の場合は第2木曜日)<br>人権擁護委員による相談                             | 市役所会議室 人権啓発課<br>(TEL 20-8725 FAX 20-8778)           |
|          |                         | 月～金曜日(祝日を除く)<br>①8時半～17時15分<br>上記以外については京都地方法務局宇治支局へお問い合わせください                                | 京都地方法務局 宇治支局<br>(TEL 24-4122 FAX 24-4127)           |
|          | 行政相談                    | 毎月第3木曜日<br>①13時～16時<br><br>上記の相談日以外に、行政相談委員に相談することもできます<br>※相談方法については、市民協働推進課市民相談係へお問い合わせください | 市役所会議室<br>市民協働推進課市民相談係<br>(TEL 20-8713)             |
|          | 市政相談                    | 月～金曜日(祝日を除く)<br>①8時半～17時15分                                                                   | 市役所市民相談室<br>市民協働推進課市民相談係<br>(TEL 20-8713)           |
|          | 消費生活相談                  | 月～金曜日(祝日を除く)<br>①9時～12時、13時～16時                                                               | 市役所消費生活センター<br>(TEL 20-8796)                        |
| ふれあい教育相談 | ●学習や家庭教育、学校における活動に関すること | 月～金曜日(祝日を除く)<br>①8時半～17時15分                                                                   | 教育支援センター<br>メールアドレス<br>(k-soudan@city.uji.kyoto.jp) |
|          | ●いじめ・不登校や子どもの行動で気になること  |                                                                                               | 学校教育課 (TEL 21-1879)<br>教育支援課 (TEL 21-1890)          |

〈以下は広告スペースです〉

こんな仕事をお引きいたします。

- 樹木の剪定・草刈り
- 家庭内の整理・清掃
- 空き家の見回り・草刈り



設立  
47年

信頼と実績の

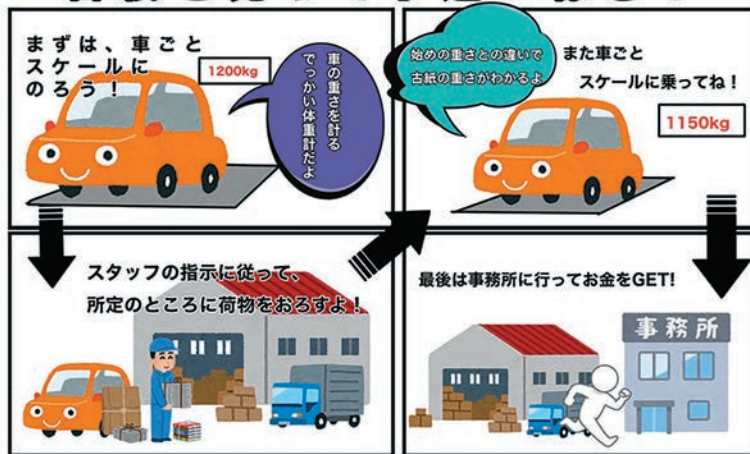
一般社団法人宇治高齢者事業団

TEL&FAX 0774-21-6685

宇治市槇島町外1-21



古紙を売って小遣い稼ぎ！



アルミ缶も高価買取しています

古新聞

古雑誌

ダンボール

の回収

年中無休

株式会社

七海

宇治市槇島町石橋4-7

営業時間

AM 8:30

PM 6:00

0774-2280173



|     | 相談名        | 相談できる内容                                                                                                                    | 相談日                                                                                                                                                                                   | 場所／問い合わせ                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宇治市 | 女性のための相談   | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性が抱えているさまざまな悩み全般にかかわること(内容によっては、法律相談やフェミニスト・カウンセリング、こころとからだの相談におつなぎします)</li> </ul> | 一般相談(面接/電話・要予約)<br>女性のカウンセラーによる相談<br>火・木曜日、第2日曜日<br>(祝日を除く)<br>①13時半～16時半<br>第3火曜日(祝日を除く)<br>①10時半～12時半、<br>13時半～16時半<br><br>予約のいない電話相談<br>女性問題アドバイザーによる相談<br>火～金曜日(祝日を除く)<br>①9時～12時 | 男女共同参画支援センター<br>(TEL 39-9379)                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|     | 男性のための電話相談 | <ul style="list-style-type: none"> <li>男性が抱えているさまざまな悩み全般にかかわること</li> </ul>                                                 | 毎月第3金曜日<br>①18時～20時<br>(祝日の場合は第2金曜日)                                                                                                                                                  | 男女共同参画支援センター<br>(TEL 39-9377)                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|     | 女性のチャレンジ相談 | <ul style="list-style-type: none"> <li>起業、NPO、地域活動、コミュニティビジネスなど</li> </ul>                                                 | 毎月第2・4金曜日(要予約)<br>①13時～19時<br>(祝日の場合は日程が変わります)                                                                                                                                        | 男女共同参画支援センター<br>(TEL 39-9377)                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|     | 成人健康相談     | <ul style="list-style-type: none"> <li>20歳以上の人を対象にした健康・栄養相談(電話予約が必要)</li> </ul>                                            | 月～金曜日(祝日を除く)<br>①9時～16時                                                                                                                                                               | うじ安心館 健康づくり推進課<br>(TEL 20-8793)                                                                                                                                                                                                                                                                |
|     | 防火相談       | <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や事業所での防火対策・消火器のこと</li> <li>住宅用火災警報器のこと</li> </ul>                                 | 毎日                                                                                                                                                                                    | 各消防署<br>■中消防署 (TEL 39-9410 FAX 39-9412)<br>■榎島消防分署 (TEL 39-9417 FAX 24-5105)<br>■西消防署 (TEL 39-9413 FAX 20-3900)<br>■東消防署 (TEL 39-9415 FAX 31-8759)                                                                                                                                             |
|     |            |                                                                                                                            | 月～金曜日(祝日を除く)<br>①8時半～17時15分                                                                                                                                                           | 予防課<br>(TEL 39-9402 FAX 39-9406)                                                                                                                                                                                                                                                               |
|     | 高齢者総合相談    | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者やその家族などからの介護・健康・生活・権利擁護・高齢者虐待に関する事など</li> </ul>                                  | 月～土曜日(祝日を除く)<br>①9時～17時<br>高齢者虐待の通報は、時間外及び日曜・祝日・年末年始も受け付けています                                                                                                                         | 地域包括支援センター<br>■東宇治北 (TEL 33-8270 FAX 33-8284)<br>■東宇治南 (TEL 38-1250 FAX 38-2347)<br>■南部・三室戸 (TEL 23-6115 FAX 23-6118)<br>■中宇治 (TEL 28-3180 FAX 28-3190)<br>■榎島 (TEL 21-6605 FAX 21-6860)<br>■北宇治 (TEL 21-8123 FAX 21-6800)<br>■西宇治 (TEL 28-6180 FAX 22-4094)<br>■南宇治 (TEL 45-1544 FAX 45-2941) |
|     |            |                                                                                                                            | 月～金曜日(祝日を除く)<br>①8時半～17時15分<br>高齢者虐待の通報は、時間外及び日曜・祝日・年末年始も受け付けています                                                                                                                     | 長寿生きがい課 (TEL 20-8712)<br>・時間外のお問い合わせ(虐待に関する相談)<br>22時までは<br>(TEL 22-3141 FAX 20-8780)<br>22時以降、土・日曜日、祝日、年末年始は<br>(TEL 22-3142 FAX 20-8780)                                                                                                                                                     |
|     | 障害者生活相談    | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害(児)者の生活相談など</li> </ul>                                                            | 月～金曜日<br>(祝日を除く)<br>①8時半～17時15分                                                                                                                                                       | ・障害者生活支援センター「そら」<br>(TEL 32-8441 FAX 32-8459)<br>・相談支援センターkokua(コクア)<br>(TEL 20-4087 FAX 46-5561)                                                                                                                                                                                              |
|     | 障害者虐待対応窓口  | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の虐待に関する事</li> </ul>                                                              | 月～金曜日(祝日を除く)<br>①8時半～17時15分<br>・時間外のお問い合わせ<br>22時までは<br>(TEL 22-3141 FAX 20-8780)                                                                                                     | 障害福祉課<br>(TEL 21-0419 FAX 22-7117)                                                                                                                                                                                                                                                             |
|     | 児童虐待相談     | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の虐待に関する事</li> </ul>                                                               | 22時以降、土・日曜日、祝日、<br>年末年始は<br>(TEL 22-3142 FAX 20-8780)                                                                                                                                 | こども家庭相談 (TEL 39-9178)<br>こども福祉課 (TEL 20-8733)                                                                                                                                                                                                                                                  |

次ページへ続く

|            | 相談名       | 相談できる内容                                               | 相談日                                                        | 場所／問い合わせ                                                                                                                              |
|------------|-----------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宇治市        | ヤングケアラー相談 | ●ヤングケアラーに関すること                                        | 月～金曜日(祝日を除く)<br>☎8時半～17時15分                                | ヤングケアラー相談<br>(TEL 21-0433)                                                                                                            |
|            | 認知症相談     | ●認知症に関すること                                            | 月～金曜日(祝日を除く)<br>☎9時～17時                                    | 東宇治北地域包括支援センター<br>(TEL 33-8270)<br>中宇治地域包括支援センター<br>(TEL 28-3686)<br>北宇治地域包括支援センター<br>(TEL 21-8123)<br>西宇治地域包括支援センター<br>(TEL 28-6180) |
|            | 子育て相談     | ●子育てに関する心配や悩み、家庭・学校・地域でのことなど(18歳未満の子ども・保護者)           | 月～金曜日(祝日を除く)<br>☎9時～12時、13時～16時                            | こども家庭相談<br>(相談専用 TEL 39-9178)                                                                                                         |
|            |           | ●子育てに関する心配や悩み、子育て支援事業の紹介など                            | 月～金曜日(祝日を除く)<br>☎9時～16時半                                   | 来庁者子育て支援コーナー<br>(市役所1階市民交流ロビー内)<br>こども福祉課                                                                                             |
|            |           | ●子育てに関する心配や悩みなど<br>※相談場所はP113・114の地域子育て支援拠点を確認してください。 | 月～金曜日(祝日を除く)<br>☎9時～16時                                    | ■西部地域子育て支援センター<br>(TEL 39-9209 FAX 39-9108)                                                                                           |
|            |           |                                                       | ☎10時～15時                                                   | ■南部地域子育て支援センター<br>(TEL 44-3692 FAX 44-8070)                                                                                           |
|            |           |                                                       | ☎10時～15時半                                                  | ■東部地域子育て支援センター<br>(TEL 32-5580 FAX 32-5531)                                                                                           |
|            |           |                                                       | ☎9時～14時                                                    | ■北部地域子育て支援センター<br>(TEL 33-6201 FAX 46-9800)                                                                                           |
|            |           |                                                       | 火～土曜日(祝日を除く)<br>☎9時～16時                                    | げんきひろば<br>(TEL 39-9309 FAX 39-9210)                                                                                                   |
|            |           |                                                       | 月～土曜日のうち5日(祝日を除く)<br>☎10時～16時                              | りぼん (TEL・FAX 44-2112)                                                                                                                 |
|            |           |                                                       | 月～金曜日(祝日を除く)<br>☎10時～16時半                                  | ぶんきょうにこここルーム<br>(TEL・FAX 25-2525)                                                                                                     |
|            |           |                                                       | 火・木・土(祝日を除く)<br>☎10時～15時                                   | ひあ にしおぐら<br>(TEL・FAX 51-2084)                                                                                                         |
|            |           |                                                       | 月・火・木・金・日曜日(祝日を除く)<br>☎10時半～15時半                           | toridori(トリドリ)<br>(TEL・FAX 31-2430)                                                                                                   |
|            |           |                                                       | 月・火・木・金曜日(祝日を除く)<br>☎10時～15時半                              | ぽけっと<br>(TEL 070-1764-5463)<br>(開設日のみつながります。)                                                                                         |
|            | 犯罪被害者相談   | ●犯罪被害者の支援、見舞金に関する相談                                   | 月～金曜日(祝日を除く)<br>☎8時半～17時15分                                | 総務課 (TEL 20-8700)                                                                                                                     |
|            | ひきこもり相談   | ●ひきこもり状態にある人や家族からの相談                                  | 月～金曜日(年末年始・祝日を除く)<br>☎10時～17時<br>☎12時～13時は電話相談のみ(受付は16時まで) | 総合福祉会館内 相談ルーム<br>あんど・ゆー<br>(NPO法人ほっこりスペースあい)<br>(TEL 25-2781)                                                                         |
| 宇治市社会福祉協議会 | 福祉なんでも相談  | ●福祉に関するサービスや制度とその実施機関や相談先の紹介など                        | 月～金曜日(祝日を除く)<br>☎9時～17時                                    | 総合福祉会館<br>社会福祉協議会内                                                                                                                    |
|            | 法律相談      | ●法律に関すること(定員8人・1人20分。予約が必要。相談日の2週間前の木曜日9時から予約受付開始。)   | 木曜日(祝日を除く)<br>☎13時半～17時                                    | ふれあい福祉センター<br>(TEL・FAX 23-0857)                                                                                                       |

|            | 相談名         | 相談できる内容                                            | 相談日                                                                 | 場所／問い合わせ                                                              |
|------------|-------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 宇治市社会福祉協議会 | 年金・社会保険相談   | ●年金・健康保険・雇用保険・労災保険・労務に関する書類の見方、手続きなどについて(予約優先)     | 毎月第1木曜日(祝日を除く)<br>⑨10時～正午                                           | 総合福祉会館<br>社会福祉協議会内<br>ふれあい福祉センター<br>(TEL・FAX 23-0857)                 |
|            | 登記相談        | ●相続・登記・売買・担保設定・裁判事務・供託手続きなどに関する事(予約が必要)            | 毎月第2・3・4木曜日<br>(祝日を除く)<br>⑨9時半～正午                                   |                                                                       |
|            | 多重債務相談      | ●消費者金融・住宅ローンなど債務に関する事(予約が必要)                       | 毎月第2水曜日(祝日を除く)<br>⑨18時～21時                                          |                                                                       |
|            | 成年後見相談      | ●成年後見制度に関する事(予約が必要)                                | 毎月第2水曜日(祝日を除く)<br>⑨18時～21時                                          |                                                                       |
|            | ボランティア相談    | ●ボランティア活動に関する事                                     | 月～金曜日(祝日を除く)<br>⑨9時～17時                                             | 総合福祉会館 社会福祉協議会<br>(TEL 22-5650 FAX 22-5654)                           |
| 府          | 京都府交通事故巡回相談 | ●交通事故の損害賠償・示談・保険請求など(予約不要、先着順)                     | 毎月第1木曜日<br>⑨9時～11時半、13時～16時<br>(祝日の場合、前後の日に変更になります。右記までお問い合わせください。) | 京都府山城広域振興局<br>宇治総合庁舎<br>(TEL 21-2101)                                 |
|            | 家庭問題に関する相談  | ●DV、障害など家庭問題に関する事                                  | 月～金曜日(祝日を除く)<br>⑨8時半～17時15分<br>「DV」については毎日20時まで受付                   | 京都府家庭支援総合センター<br>(TEL 075-531-9600)                                   |
|            | 家庭問題に関する相談  | ●DVに関する事                                           | 月～金曜日(祝日を除く)<br>⑨9時～17時                                             | 京都府南部家庭支援センター<br>(TEL 43-9911)                                        |
|            | 児童虐待相談      | ●児童の虐待に関する事                                        | 月～金曜日(祝日を除く)<br>⑨8時半～17時15分<br>(緊急時24時間対応)                          | 京都府宇治児童相談所<br>(TEL 44-3340)                                           |
|            | 児童虐待相談      |                                                    | 24時間365日                                                            | 児童相談所相談専用ダイヤル<br>TEL 0120-189-783<br>(※最寄りの児童相談所へ転送)                  |
| 国          | ひきこもり相談     | ●ひきこもり状態にある方やご家族からの相談                              | 月～金曜日<br>(祝日、年末年始を除く)<br>⑨9時～16時                                    | 京都府脱ひきこもり支援センター<br>(TEL 075-531-5255)                                 |
|            | 児童虐待相談      | ●児童の虐待に関する事                                        | 通話料無料<br>24時間365日                                                   | 全国共通ダイヤル189<br>(※最寄りの児童相談所へ転送)                                        |
|            | 職業相談        | ●職業相談・職業紹介(高年齢者・障害者を含む)など<br>●職業相談・職業紹介(高年齢者を含む)など | 月～金曜日(祝日を除く)<br>⑨8時半～17時15分<br>月～金曜日(祝日を除く)<br>⑨8時半～17時             | ハローワーク宇治<br>(TEL 20-8609 FAX 24-7796)<br>ハローワークプラザ城南<br>(TEL 46-4010) |

次ページへ続く





|     | 相談名             | 相談できる内容                                         | 相談日                                                 | 場所／問い合わせ                                                                     |
|-----|-----------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | キャリア相談          | ●スキルアップや就職に関する相談など                              | 毎月第2・4土曜日<br>①10時～17時                               | 城南地域職業訓練センター<br>(TEL 46-0688)                                                |
|     | 若年者等<br>仕事・進路相談 | ●就職・相談など(15～49歳。保護者も可。電話予約が必要)                  | 月～土曜日(祝日を除く)<br>①10時～17時                            | 地域若者サポートステーション<br>京都南(サザン京都)<br>(TEL 54-5380 FAX 54-5382)                    |
|     | 青少年相談           | ●青少年の非行に関する悩みなど                                 | 毎月第3火曜日<br>(祝日の場合は翌日)<br>①13時～16時                   | 宇治市福祉サービス公社内宇治<br>地区更生保護サポートセンター<br>(TEL・FAX 23-2335)                        |
|     | 年金相談            | ●国民年金・厚生年金についての<br>来所による相談・手続きなど                | 月～金曜日(祝日を除く)<br>①8時半～17時15分<br>週始めの開所日のみ19時まで<br>延長 | 京都南年金事務所<br>(TEL 075-644-1165 FAX 075-641-8738)<br>街角の年金相談センター宇治<br>(来訪相談のみ) |
|     |                 | ●国民年金・厚生年金についての<br>電話による相談                      | 第2土曜日<br>①9時半～16時                                   | ねんきんダイヤル<br>(TEL 0570-05-1165)                                               |
|     | こころの悩み<br>相談    | こころの悩み、死にたいほどの<br>悩み相談                          | 年中無休 24時間                                           | 京都府自殺ストップセンター<br>(TEL 0570-783-797)<br>京都いのちの電話<br>(TEL 075-864-4343)        |
|     | 人権相談            | 差別を受けたり、名誉・信用を侵<br>されたりしたとき、その他、人権<br>にかかわる問題全般 | 月～金曜日(祝日除く)<br>①8時半～17時15分                          | みんなの人権110番<br>(全国共通人権相談ダイヤル)<br>(TEL 0570-003-110)                           |
|     |                 |                                                 | 月～金曜日(祝日除く)<br>①9時～17時                              | 子どもの人権110番<br>(TEL 0120-007-110)<br>外国語人権相談ダイヤル<br>(TEL 0570-090911)         |

## 情報公開

総務課

TEL 20-8700

### 情報公開・個人情報保護

#### ⇒ 情報公開制度・個人情報保護制度

市が保有している公文書や自己の個人情報について、宇治市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づき、個人の権利利益等を保護しながら、情報公開等を行います。

#### ⇒ 公文書公開請求

##### 請求方法

公文書公開請求はどなたでも行うことができます。公開を請求する公文書を具体的に特定し、請求書に記入してください。公文書の特定は、公文書を保有する各担当課職員に相談してください。

請求書の提出は、総務課窓口にお持ちいただくか、郵送してください。

※口頭や電話による請求はできません。

##### 請求から公開までの流れ

請求の受付日から起算して原則15日以内に公開等の決定を行います。その後、総務課窓口または郵送にて公文書を公開します。

写しの交付をお求めの場合は写しの作成費用、郵送の場合は写しの作成費用及び郵送料を請求者に負担していただきます。

##### 公開できないもの

個人情報等、宇治市情報公開条例に規定している非公開情報は公開できません。詳しくは総務課へお問い合わせください。

#### ⇒ 個人情報開示請求

##### 請求方法

自己の個人情報の開示を請求することができる制度であり、本人であればどなたでも請求できます(未成年者または成年被後見人の法定代理人等による請求もできます)。

請求書の提出は、総務課窓口にお持ちいただくか、郵送してください。その際、本人確認書類等の提示または提出が必要です。

※口頭や電話による請求はできません。

##### 請求から公開までの流れ

請求の受付日から起算して原則30日以内に開示等の決定を行います。その後、総務課窓口または郵送にて個人情報を開示します。請求の際にご提示いただいた本人確認書類を再度提示いただく必要があります。

写しの交付をお求めの場合は写しの作成費用、郵送の場合は写しの作成費用及び郵送料を請求者に負担していただきます。

##### 開示できないもの

第三者の個人情報等、個人情報の保護に関する法律に規定している不開示情報は開示できません。詳しくは総務課へお問い合わせください。



# 議会・選挙

## 議会

議会事務局

TEL 20-8747

### 傍聴

本会議や委員会、全員協議会は、傍聴することができます。傍聴を希望する人は、議会事務局にお問い合わせください。傍聴席は本会議70席(車いす用5席を含む)、委員会10席程度(車いす利用可)です。また、本会議、常任委員会、予算・決算特別委員会及び全員協議会は、YouTubeで議会中継を配信しています。(過去の中継も見ることができます。)

### 会議録閲覧

本会議、委員会、全員協議会の会議録は議会事務局または市立図書館で閲覧できます。

(※古い会議録は、準備が必要な場合もありますので、事前にお問い合わせください。)

また、市議会のホームページでは、本会議(平成3年～)と委員会、全員協議会(平成10年4月～)の会議録を公開しています。

### 請願・陳情

請願・陳情は市政に対する意見や要望を市議会に提出するものです。

請願は、議会で審議し、採択、不採択を決定し、採択した請願は執行機関に送付するなどして、その実現に努めます。

また、陳情は議長により議会に報告されます。市議会へ請願・陳情する場合は次の要領で提出してください。

- 件名、趣旨、提出年月日、住所・氏名(法人の場合は、所在地・組織の名称及び代表者氏名)を記載してください。

- 請願の場合は請願者(代表者)が署名、または記名押印してください。また、1人以上の紹介議員の署名または記名押印が必要です。陳情の場合は、請願と同様の書式で提出しますが、紹介議員は不要です。

※請願、陳情ともに住所は会議録で、氏名は会議録及びホームページで公表されます。

#### 受付期間

いつでも受付をしていますが、請願は各定例会の開会日の前日までに提出されたものをその定例会で審議し、陳情は閉会日の前日に開かれる議会運営委員会に報告できるものはその定例会で報告されます。

## 選挙

選挙管理委員会

TEL 20-8798

### 選挙

#### ▶投票区

宇治市の投票区は、全49投票区です。

#### ▶投票方法

選挙は、投票日に投票所で投票することを原則としていますが、例外として次の投票制度を利用することができます。

#### 期日前投票制度

投票日に仕事などの理由で、投票所に行くことができない方が、選挙の公示・告示日の翌日から投票日の前日までの間に、期日前投票所で投票できる制度です。

#### 不在者投票制度

投票日に仕事などの理由で、他の市区町村に滞在する方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票できる制度です。また、病院や老人ホームなどに入院・入所中の方が、その施設において投票できる制度です。(都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。)詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### 郵便などによる不在者投票制度

身体に重い障害などがあって、投票所に行けない方が郵便などにより、自宅等で投票できる制度です。国の定める要件に該当する方が対象で、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。



議会・選挙  
▼議会／選挙



# 市民参加と協働のまちづくり

## 市民参加

市民協働推進課  
消費生活センター  
環境企画課

TEL 20-8721  
TEL 20-8796  
TEL 20-8726

### 町内会・自治会活動に参加しませんか

市民協働推進課

町内会・自治会は、自分たちの住んでいる地域を、自分たちの手でより住みやすいまちにするために、地域の住民により自主的に作られた住民自治組織です。生活の場をより良い環境に向上させるとともに、個人が感じている地域への思いや願いなどを社会全体に反映させていく上で、非常に重要な役割を担っています。

宇治市内では約600団体の町内会・自治会が活動されています。地域により、町内会・自治会の規模や活動内容等は様々ですが、近年では、災害時における町内会・自治会の役割が特に注目されています。

#### 主な町内会・自治会活動

- 文化・親睦活動…夏まつりや運動会、親睦旅行等
- 環境・美化活動…公園・集会所の清掃や古紙回収等
- 防災・防犯活動…防災・避難訓練や防犯パトロール等
- 福祉活動 ……見守り・声かけ運動や敬老会等

私たちは、周りの人たちのちょっとした気づかひや、支え合いの中で暮らしています。「いざというときに支え合えるご近所付き合いがある」「自分たちのまちは自分たちで守る」といった積み重ねが住民の安心に繋がっていきます。住みよい環境づくりのため、お互いに協力し、連携を深めながら、安心・安全なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

#### ▶町内会・自治会への加入について

まずは、お住まいの地域の町内会・自治会の会長さんや役員さん等に加入の相談をしてみましょう。会長さんの連絡先や町内会・自治会の有無がわからない場合は、市役所3階市民協働推進課でお調べしますので、お気軽にお立ち寄りください。

### 消費生活出前講座

消費生活センター

宇治市消費生活センターでは、町内会やご近所の集まりなどの集会に消費者トラブルに関する講師を派遣する「出前講座」を実施しています。年間1千件以上の相談を受けている消費生活相談員が、悪質商法の手口や対処方法、市で受けた相談事例の紹介など、身近な消費問題をテーマにお話しします。

対 象 市内に在住または在勤する10人以上の団体・集まり

時 間 帯 平日の9時から17時までの間で2時間以内

問合・申込 宇治市消費生活センター（市役所1階）

TEL 20-8796

### ecoット宇治と一緒に活動してみませんか

環境企画課

#### ▶みんなの力で地球温暖化を食い止めよう！

宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（愛称ecoット宇治）では、市民・事業者・行政が協働し、「温暖化 出来ることからやってみよう」を合言葉に、様々な活動を行っています。

#### 省エネ相談所

日頃の省エネの取組や毎月の光熱水費などをお聞きし、家庭でできる省エネや節電についてのアドバイスを行っています。

#### 環境学習会

小学校や自治会等に出向き、地球温暖化や宇治市の自然環境などについて学ぶ学習会を実施しています。

#### 緑のカーテン

夏の冷房使用の抑制に効果のある緑のカーテンを普及・啓発するため、市民向け講習会を実施するとともに、市庁舎において緑のカーテンを育成しています。

#### すすめ！ecoット宇治発行

地球温暖化の現状や身近に出来るゼロカーボンの取組などを紹介する広報誌を年4回発行しています。

#### 再エネ講演会

再生可能エネルギーを普及・啓発するため、外部講師による太陽光発電や地域新電力等に関する講演会、見学会などを実施しています。

#### ecoットカフェ

気軽な雰囲気の中で、会員と市民が交流し、地球温暖化対策について学び、考える場として、ecoットカフェを開催しています。

#### どんぐりプロジェクト

自然環境について関心を持ち、豊かな森林をつくるため、どんぐりの実を家庭で育て、苗木を山に植樹する取組を行っています。

#### かえっこバザール

ものを大切にする心を育むため、要らなくなったおもちゃを持ち寄り、かえっこする「かえっこバザール」をイベント等で実施しています。

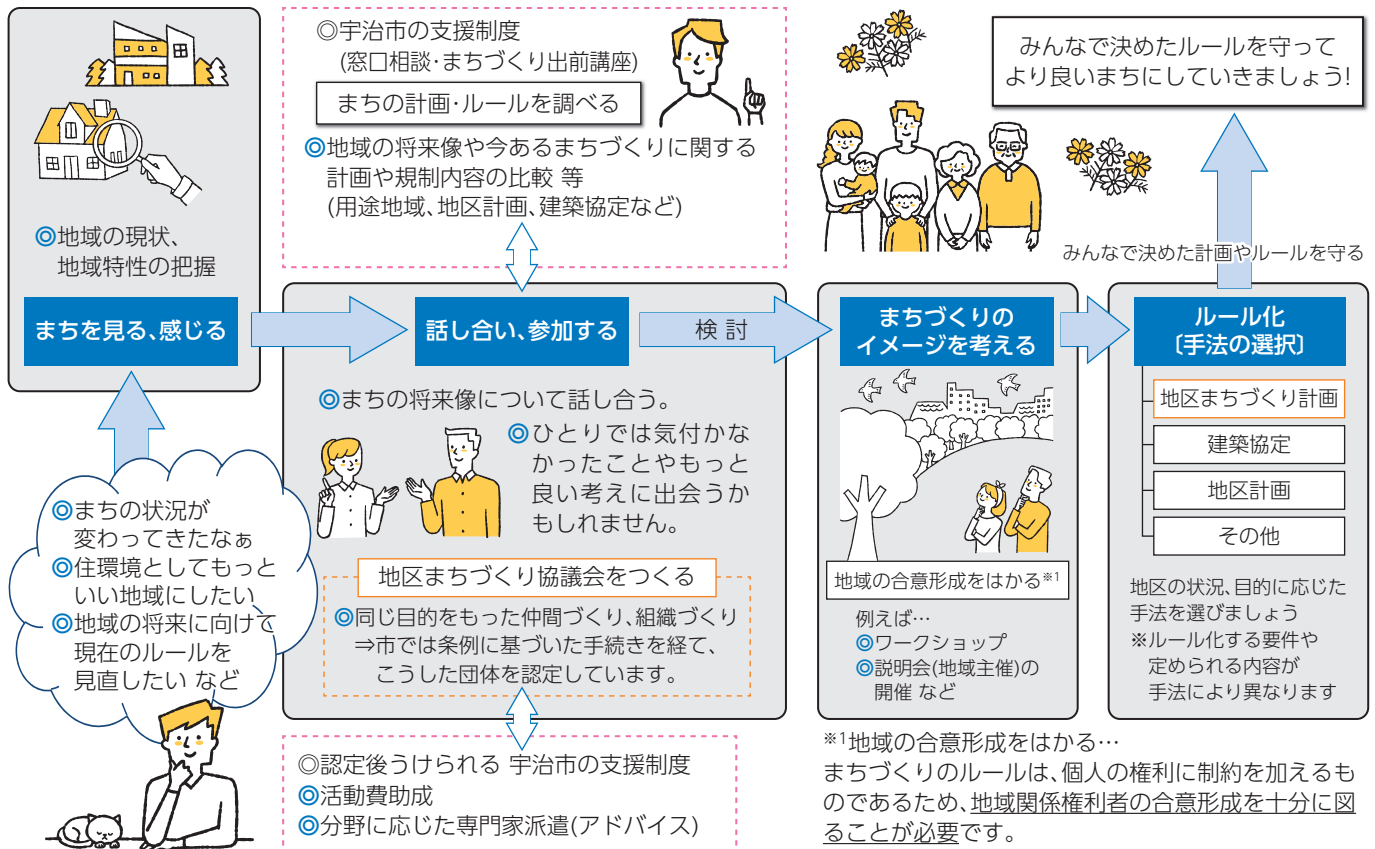


## まちづくり

都市計画課  
市民協働推進課

TEL 20-8743

TEL 20-8721



### まちづくり出前講座

都市計画課

市の担当課職員が地域の会合等に伺い、まちづくり活動の進め方や利用出来る手法・制度・支援の内容などについて、アドバイスをを行い、まちづくりを応援します。(対象:住民等が主体となってまちづくりに関する活動を行おうとしている、または行っている10名以上の団体)

### まちづくり専門家派遣

都市計画課

まちづくりに関する専門的、技術的な助言を行い、住民主体でまちづくりが進められるように支援することを目的として、地区まちづくり協議会の要請に応じて、まちづくり専門家を派遣します。(対象:地区まちづくり協議会)

### まちづくり活動費助成

都市計画課

地区まちづくり計画の策定など自主的なまちづくりを促進することを目的として、地区まちづくり協議会の活動費の一部を助成します。1団体につき延べ3年度を限度として、活動に必要と認められた経費のうち2分の1もしくは30万円のいずれか低い方を、予算の範囲内で助成します。(対象:地区まちづくり協議会)

### 市民協働

市民協働推進課

市民協働とは、市民・NPO・事業者・大学・行政など、それぞれの主体のいいところを活かしながら、連携・協力してより良いまちづくりをすることです。

市民協働によるまちづくりを進めることで、お互いの強みや弱みを補い合い、活動がスムーズになったり、自分たちの活動を知る人が増え、活動の広がりが期待されます。

人・NPO・事業者・大学とつながるお手伝いをしますので、お気軽にご相談ください。



市民協働の例(まちのリビングミートアップ)

市民参加と協働のまちづくり ▼ まちづくり



# 消防

## 火災・救急・救助

指揮指令課  
警防救急課

TEL 39-9405  
TEL 39-9403

### 119番通報するときは

#### 指揮指令課

- 119番通報は、火事や救急、救助の緊急通報専用の電話です。  
災害のお問い合わせは「災害情報自動案内」へ、また、夜間休日の病院のお問い合わせは「救急安心センターきょうと」へお掛けください。
- 携帯電話からの119番通報は、災害が発生した所在地を確認してから通報してください。  
分からない場合は、付近の大きな建物や店舗などの名称、または交差点名などを確認してください。  
通報後、消防から問い合わせをする場合がありますので、電源を切らないでください。
- 119番通報は、なるべく固定電話からお掛けください。(自宅から火災が発生し早急に避難が必要な場合などは、携帯電話を使用してください。)



#### 正しい119番通報のしかた

宇治市からの119番通報は、宇治市消防本部内の指令室につながります。

ただし、携帯電話で通報した場合は、近隣の市町村につながることもあり、管轄の消防本部に転送する必要があるため、必ず災害が発生した市町村名をお伝えください。

通報の際に係員が聞くことは次のとおりですので、落ち着いてゆっくり、はっきりと質問に答えてください。

#### 火災の場合

1. 住所・番地 (近くの目標物、マンションなどは名称と階数)
2. 何が燃えているか (家、車など)
3. 逃げ遅れた人はいないか
4. 通報者の氏名、電話番号



#### 救急の場合

1. 住所・番地 (近くの目標物、マンションなどは名称と階数)
2. 誰がどうしたのか (急病、ケガ、交通事故など)
3. 通報者の氏名、電話番号

救急通報の際、通報内容から心肺停止状態であることが分かった場合、傷病者への心肺蘇生などの応急手当てをお願いすることがあります。ご協力をお願いします。



## 災害情報自動案内

### 指揮指令課

宇治市内で発生している災害情報を、自動音声で提供しています。

119番は緊急の通報専用電話ですので、「どこで火事？」などのお問い合わせには対応できません。

電話番号 TEL 22-0909



## 救急車の適正利用

### 警防救急課

2023年中における宇治市消防本部の救急車出動件数は、10,382件となっています。

また、救急車で搬送された方の内、約半数は入院を必要としない軽症と診断されています。

本当に救急車を必要としている方のために救急車の適正利用にご協力ください！！

事故や病気で救急車以外に搬送の手段がなく、症状からみて緊急に医療機関に搬送が必要と判断される場合は迷わずに119番通報してください。

ご自身で病院に行ける状態であれば、マイカーやタクシー等の利用をお願いします。

## 救急安心センターきょうと

京都府内共通の短縮ダイヤル#7119またはTEL 0570-00-7119へダイヤルすると、医師、看護師、相談員等が、「すぐに救急車を呼びべきか」、「すぐに医療機関で受診すべきか等」の医療相談、受診可能な医療機関の案内等、判断に悩む住民(全年齢)からの相談に24時間365日助言を行います。

この他にも、府内に住む15歳未満の子供や家族などを対象に、小児専門の急な病気やけがの相談ダイヤルがあります。19時から翌朝8時まで(土曜日(祝日や年末年始を除く)は15時から翌朝8時まで) #8000またはTEL 075-661-5596へダイヤルして相談してください。

これらの電話は、あくまで看護師などによる相談・助言を目的とするものです。

呼吸をしていない、意識がないなど自身が緊急と思った時は**ためらわず119番で救急車を呼んでください。**

また、京都府内の医療機関の所在地、診療科目などから、皆さんが希望する条件に合った医療機関をご自身で検索するホームページもあります。

「京都健康医療よろずネット」  
<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/>



## 消防活動障害となる迷惑駐車

警防救急課

### ▶「消火栓」や「防火水槽」の付近は駐車禁止！

皆さん、ご存知ですか？

火災現場において消防車が消火に使用する水は、道路上や歩道脇、公園に設けられた「消火栓」や「防火水槽」を利用して

います。  
しかし、道路上に違法駐車された車両によって、これらが使えなくなり消防隊の活動に支障を来すことがあります。

「消火栓」「防火水槽」付近に駐車することは法律でも禁止されていますので、絶対に駐車しないでください。



## 救命講習のご案内

警防救急課

急病や交通事故をはじめとする各種の救急事案が発生した時、救急隊が現場に到着するまでの間、その場に居合わせた市民により、適切な応急手当が速やかに実施されることによって、傷病者が救命される可能性が一層高くなります。

しかし、救急事案の発生時に家族、通行人、その他の人が現場に居合わせながら、「動かさない方がいい」「どうしてよいか分からない」などといった理由から、傷病者に対して適切な応急手当がなされず、救命のチャンスを逸してしまう事例も少なくないのが現状です。

そのようなことが起きないように、応急手当に関する正しい知識と技術を身につけるための講習会を随時実施しております。

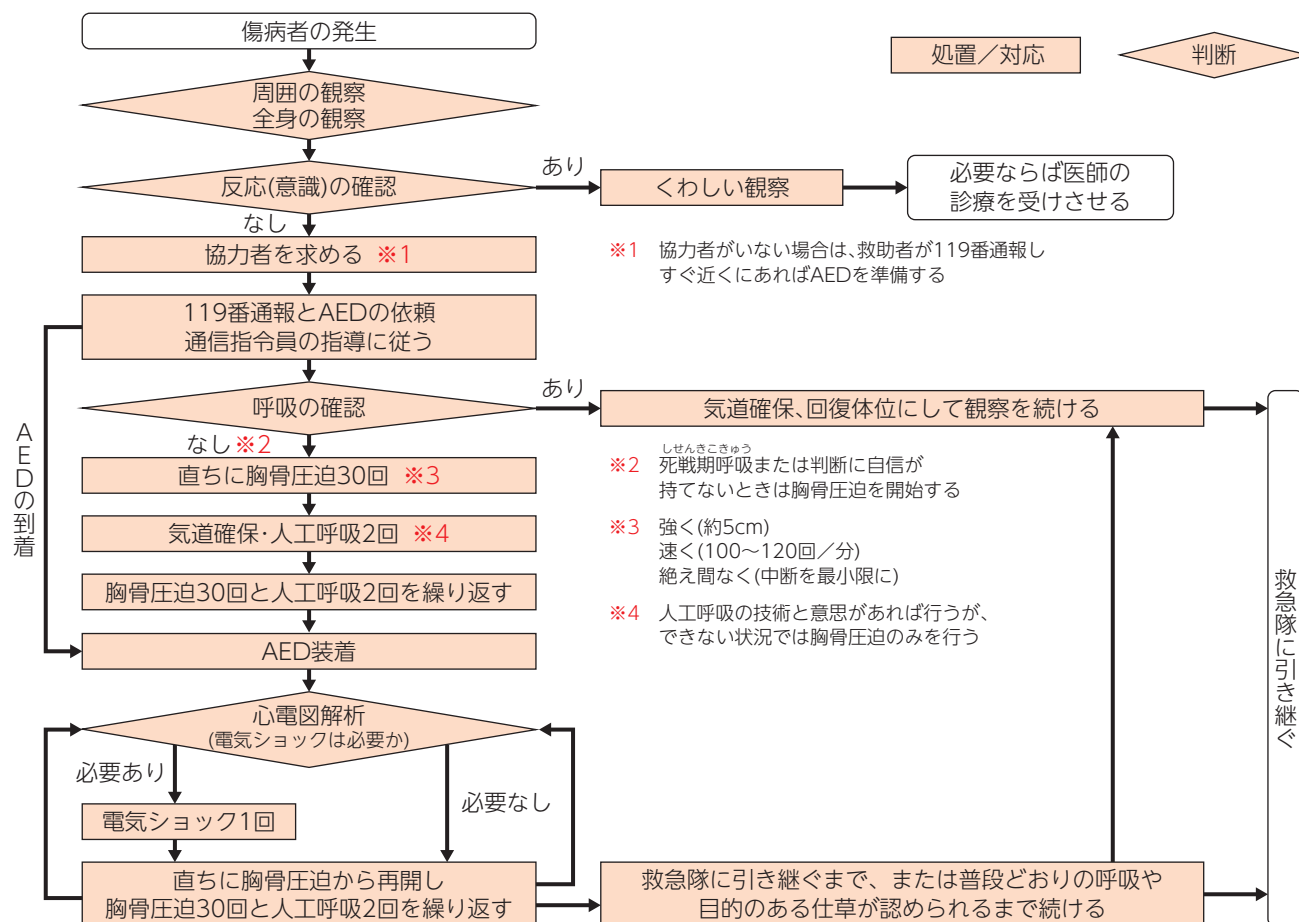
### 普通救命講習

心肺蘇生法(胸骨圧迫・人工呼吸・AED実技等)90分の講習です。

### 救命入門コース

心肺蘇生法(胸骨圧迫・AED実技等)45分の講習です。

### 心肺蘇生の流れ



(日本赤十字社ホームページより)

詳しくは、お近くの消防署または消防本部までお気軽にどうぞ！！



## 火災予防

予防課

TEL 39-9402

### 住宅防火対策

#### 1 こんろ火災に注意！

料理中に「電話がかかってきた。」や「お客さんがきた。」など、火をつけたままその場を離れ、てんぷら鍋などから炎が出る「鍋のかけ忘れ」火災などが発生しています。



##### 【ポイント】

- ① こんろの側を離れる時は必ず火を消すよう徹底しましょう。
- ② こんろの周りは常に整理整頓し、燃えやすい物を近くに置かないようにしましょう。
- ③ ガス漏れがないように、ホースの接続やひび割れなどの状態を定期的に確認しましょう。
- ④ 自動消火や温度調節などの安全装置が付いたこんろを使用することで、「鍋のかけ忘れ」などによる火災を防ぐことができます。

#### 2 たばこ火災に注意！

「灰皿の中に溜まった吸いがらが燃える。」や「火種が残ったままの吸いがらをゴミ箱に捨てて燃え上がる。」など、火の不始末が原因で火災が発生しています。

##### 【ポイント】

- ① 灰皿に水を入れるなど、たばこの火は確実に消して、吸いがらはこまめに捨てるようにしましょう。
- ② 灰皿に置いたままのたばこが燃え進んで短くなり、落下して火災になるおそれがあります。喫煙する灰皿は縁が広いものを使用しましょう。
- ③ 布団などのすぐそばで喫煙する「寝たばこ」は、危険なので絶対にやめましょう。



#### 3 ストープ火災に注意！

洗濯物やカーテンなどの燃えやすいものが、ストーブに接触して燃える火災や、間違った燃料を給油して異常燃焼を起こす火災などが発生しています。



##### 【ポイント】

- ① ストープの周りは常に整理整頓し、燃えやすいものを近くに置かないようにしましょう。
- ② 給油時は、必ず火を消しましょう。
- ③ 必ず使用方法を守り、地震や転倒時などに自動消火する安全装置が付いた器具を使用しましょう。

#### 4 ろうそくや線香の火災に注意！

仏壇や神棚で使用するろうそくや線香が、転倒や落下して座布団などの燃えやすい物に着火する火災が発生しています。

##### 【ポイント】

- ① ろうそくや線香を使用する周りは常に整理整頓しましょう。
- ② その場を離れるときは必ず火を消すようにしましょう。
- ③ ろうそく立てなどの火を灯すものは転倒しにくい安定したものを使用しましょう。
- ④ もし転倒しても火災になりにくいように、下にガラスなどの不燃のものや、防災性のあるマットを敷くようにしましょう。



#### 5 電気火災に注意！

たくさんの電気製品のプラグをコンセントに集中して差し込む「たこ足配線」や、痛んだ電気コードを使用することで起こる「発熱」や「ショート」による火災、また、コンセントとプラグの間にほこりや湿気による水分が溜まり、通電することによって起こる「トラッキング現象」による火災などが発生しています。

##### 【ポイント】

- ① コンセントの使用は電気の許容量を守り、時々掃除をしましょう。
- ② 家具の後ろなどで長期間差し込まれたままのコンセントなどは、ほこりが溜まっているおそれがあるので注意しましょう。
- ③ 電気コードが家具などの重い物の下敷きになっていないか確認し、古いものや傷ついた電気コードの使用はやめましょう。
- ④ 電気コードを束ねたまま使用すると発熱することがあるのでやめましょう。

#### 住宅防火

##### いのちを守る10のポイント

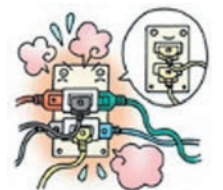
##### —4つの習慣・6つの対策—

##### 4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

##### 6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは**防災品**を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、**消火器**等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路**と**避難方法**を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。



## 住宅用火災警報器の設置と維持管理

### ▶ お宅の住宅用火災警報器そろそろ交換時期ではありませんか？

住宅用火災警報器は、**10年が交換の目安**です。  
(取扱説明書を確認し、計画的に交換しましょう。)

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、**火災を感知しなくなることがあります。**



定期的に点検しましょう。

(点検用ボタンを押す・点検用ひもをひくタイプがあります。)



点検の際に鳴動しない場合は、故障や交換時期等が考えられます。

### 「点検しておけばよかった…」

#### 住宅用火災警報器が作動しなかった事例

居間でテレビを見ていたら煙が漂ってきたので隣の部屋を確認すると、仏壇が燃えていました。すぐに外へ逃げ出したので助かりましたが、火災により大きな被害を受けました。

今思えば、仏壇のある部屋に設置していた住宅用火災警報器から、時々アラーム音が鳴っていることに気付いていましたが、気にせず、そのままにしていました。

★火災ではないのに警報音が定期的に繰り返し鳴る場合は、電池切れや故障を知らせています。取扱説明書を確認し、何の警報音か確認して本体の交換等、適切に対応しましょう。

### ▶ 正しく設置してください！住宅用火災警報器

#### 【住宅用火災警報器を設置する場所と機器の種類は？】

宇治市内にお住まいの方は、次の場所に設置が必要です。機種にもご注意ください。

- 寝室・普段から就寝に使用される部屋→**煙式**
- 階段(2階や3階に寝室がある場合)→**煙式**
- 台所→**熱式**(宇治市内にお住まいの方)

※詳しくはお近くの消防署までご相談ください。



住宅用火災警報器は、消防法及び市火災予防条例によりすべての住宅に設置が義務付けられています。

### 『付けていてよかった…』

#### 住宅用火災警報器が活躍した事例

#### 事例1

食事の準備中に天ぷら鍋を火にかけてその場を離れてしまい、しばらくすると台所から警報音が聞こえ、鍋からは炎が出ていました。すぐに火を止めて消火したので被害はありませんでしたが、気づくのが遅ければ大きな火災になっていたと思います。

#### 事例2

家族が2階で寝ていたところ、1階から警報音が聞こえてきました。1階のダイニングキッチンで火災が発生しているのを発見し、家族全員がすぐに外へ避難し、119番通報をしました。早く火災に気づけたので、家族の「いのち」を守ることができました。



## 消火器の使用方法

火災が小さいうちに消火する「初期消火」には、消火器が有効です。火を使用する台所などに設置し、いつでも使えるようにしましょう。

- 1 あわてずに消火器上部の安全栓を抜き、燃えている物に近づく(およそ3~6m)。
- 2 ホース、ノズルを火元に向ける。
- 3 レバーを強くにぎり、火元に直接放射する。



火災を大きくしないためには素早く消火することが大切です。

### 【注意】

消火器などによる消火は、鍋の中だけが燃えているなど、火災が小さいうちの初期消火に有効ですが、天井まで燃え広がっているような火災の場合は、消火器での初期消火は難しいので、無理に消火せず、すぐに避難しましょう。



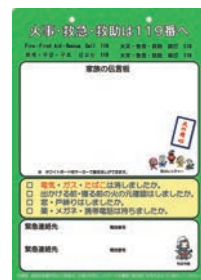
住宅用火災警報器や消火器に関するご相談やご質問は、お近くの消防署または予防課までお気軽にどうぞ！！

## 宇治市災害時安否確認ボード

災害時に地域の安否確認を素早く行うための自主防災ツールです。

地域一体で活用を希望される地域団体に交付します。交付後は、それぞれでルールを作成していただき、有効に活用できるよう訓練を積極的に行っていただきます。

数量に限りがあります。お問い合わせは、お近くの消防署・予防課・危機管理室まで。



サイズ:日本産業規格A4(縦)





# 施設・交通案内

## 施設

### 市役所へのアクセス・連絡先

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33

JR宇治駅から徒歩約14分。

京阪宇治駅から徒歩約24分。

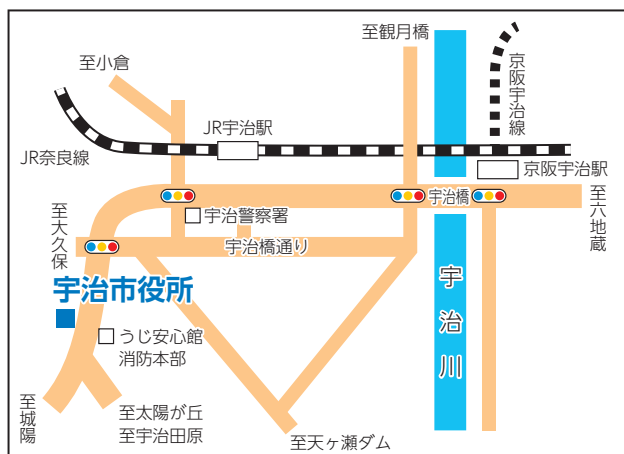
JR宇治駅、京阪宇治駅から路線バスを利用する場合は、「琵琶台経由近鉄大久保」行き、「太陽が丘」方面行き、「宇治文化センター」行きに乗り乗して「宇治市役所」で下車。

近鉄電車の最寄駅は、大久保駅です。路線バスを利用する場合は、「立命館宇治経由京阪宇治駅」行き、「立命館宇治経由JR黄檗駅」行きに乗り乗して「宇治市役所」で下車。

開庁時間 ⑨8時半～17時15分 \*窓口の受付時間は各課によって異なります。

閉庁日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

代表電話番号 TEL 22-3141



〈以下は広告スペースです〉

## 株式会社 伊藤電気

### 営業種目

電気工事全般(企画設計含む)



〒611-0013 宇治市菟道車田5-5

Tel.0774-23-2023  
Fax.0774-22-0708

仕事内容はさまざま

朝刊配達 夕刊配達 集金スタッフ

京都新聞販売所

幅広い年齢層の方が活躍中!

## スタッフ募集中!!

|                                    |                                    |                                    |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| <p>六地藏販売所</p> <p>☎0774-31-8752</p> | <p>黄檗販売所</p> <p>☎0774-31-8240</p>  | <p>宇治販売所</p> <p>☎0774-20-5443</p>  |
| <p>宇治東販売所</p> <p>☎0774-33-3868</p> | <p>小倉販売所</p> <p>☎0774-43-6828</p>  | <p>羽拍子販売所</p> <p>☎0774-43-6828</p> |
| <p>大久保販売所</p> <p>☎0774-43-1477</p> | <p>西小倉販売所</p> <p>☎0774-23-7153</p> | <p>Wワーク 勤務時間帯など、お気軽にご相談ください。</p>   |

詳細は各販売所または京都新聞販売連合会ホームページまで。

京都新聞販売連合会

株式会社 KGパートナーズ TEL.075-241-3271



## 市役所の組織体系 連絡先

### 危機管理室(うじ安心館内)

| 課     | 電話番号    |
|-------|---------|
| 危機管理室 | 39-9421 |

### 市長公室

| 課     | 電話番号        |
|-------|-------------|
| 秘書広報課 | 秘書係 20-8701 |
|       | 車両係 20-8702 |
|       | 広報係 20-8704 |
| 人事課   | 20-8703     |
| 職員厚生課 | 21-0434     |

### 政策企画部

| 課       | 電話番号    |
|---------|---------|
| 政策戦略課   | 20-8698 |
| デジタル政策課 | 20-8768 |
| 財政課     | 20-8715 |

### 総務・市民協働部

| 課       | 電話番号                 |
|---------|----------------------|
| 総務課     | 20-8700              |
| 管財課     | 20-8717              |
| 契約課     | 20-8716              |
| 市民協働推進課 | 市民協働係 20-8721        |
|         | 市民相談係 20-8713        |
|         | 消費生活センター 20-8796     |
| 市民課     | 20-8722              |
| 税務課     | 諸税証明係・個人住民税係 20-8718 |
|         | 土地係・家屋係 20-8719      |
|         | 総務収納係・納税管理係 20-8720  |

### 産業観光部

| 課               | 電話番号          |
|-----------------|---------------|
| 農林茶業課           | 20-8723       |
| 産業振興課(産業会館内)    | 39-9621       |
| 観光振興課(ゆめりあ うじ内) | 39-9408       |
| 文化スポーツ課         | 文化係 20-8724   |
|                 | スポーツ係 20-8759 |

### 人権環境部

| 課                 | 電話番号    |
|-------------------|---------|
| 人権啓発課             | 20-8725 |
| 男女共同参画課(ゆめりあ うじ内) | 39-9377 |
| 環境企画課(西館)         | 20-8726 |
| まち美化推進課(西館)       | 20-8762 |
|                   | 21-0412 |
|                   | 20-8692 |

### 福祉こども部

| 課      | 電話番号                       |
|--------|----------------------------|
| 地域福祉課  | 20-8730                    |
| 生活支援課  | 20-8770<br>20-8760         |
| 障害福祉課  | 21-0419                    |
| こども福祉課 | 子育て企画係、児童給付係、学童保育係 20-8733 |
|        | こども家庭相談担当 39-9178          |
|        |                            |
| 保育支援課  | 20-8732                    |
| 保健推進課  | 20-8728                    |

### 健康長寿部

| 課        | 電話番号    |
|----------|---------|
| 長寿生きがい課  | 20-8712 |
| 健康づくり推進課 | 20-8793 |
| 介護保険課    | 20-8731 |
| 年金医療課    | 21-0413 |
|          | 20-8792 |
| 国民健康保険課  | 20-8729 |

### 建設総括室

| 課     | 電話番号    |
|-------|---------|
| 建設総括室 | 21-0401 |

### 建設部

| 課     | 電話番号               |
|-------|--------------------|
| 建設総務課 | 20-8735            |
| 用地課   | 20-8741            |
| 道路建設課 | 20-8736            |
| 維持課   | 20-8737<br>20-8738 |
| 治水対策課 | 21-1586            |
| 施設建築課 | 20-8739            |
| 住宅課   | 住宅係 20-8740        |
|       | 市営住宅建替推進係 20-8790  |
|       | 空き家対策係 21-0418     |

### 都市整備部

| 課          | 電話番号               |
|------------|--------------------|
| 公園緑地課      | 20-8795            |
| 都市計画課      | 20-8743            |
| 歴史まちづくり推進課 | 21-1602<br>20-8918 |
| 開発指導課      | 20-8926            |
| 建築指導課      | 20-8794            |
| 交通政策課      | 20-8727            |

次ページへ続く

## 会計室

| 課   | 電話番号    |
|-----|---------|
| 会計室 | 20-8746 |

## 議会事務局

| 課     | 電話番号    |
|-------|---------|
| 議会事務局 | 20-8747 |

## 選挙管理委員会事務局

| 課          | 電話番号    |
|------------|---------|
| 選挙管理委員会事務局 | 20-8798 |

## 監査委員事務局

| 課       | 電話番号    |
|---------|---------|
| 監査委員事務局 | 20-8742 |

## 公平委員会事務局

| 課        | 電話番号    |
|----------|---------|
| 公平委員会事務局 | 20-8742 |

## 農業委員会事務局

| 課        | 電話番号    |
|----------|---------|
| 農業委員会事務局 | 20-8754 |

## 固定資産評価審査委員会事務局

| 課              | 電話番号    |
|----------------|---------|
| 固定資産評価審査委員会事務局 | 20-8742 |

## 上下水道部

| 課                      | 電話番号                    |
|------------------------|-------------------------|
| 上下水道<br>総務課            | 総務係 20-8714             |
|                        | 水道経営係<br>(水道庁舎) 20-8763 |
| 営業課                    | 20-8775                 |
| 工務課(水道庁舎)              | 20-8764                 |
| 配水課(水道庁舎)              | 20-8680<br>20-8765      |
| 下水道計画課                 | 20-8744                 |
| 下水道施設保全課               | 20-8734                 |
| 水管理センター<br>(東宇治浄化センター) | 39-9306                 |

## 教育委員会

| 課                     | 電話番号               |
|-----------------------|--------------------|
| 教育総務課                 | 20-8755            |
| 学校管理課                 | 20-8777<br>20-8756 |
| 生涯学習課<br>(生涯学習センター)   | 20-8758<br>39-9500 |
| 博物館管理課                | 39-9300            |
| 【教育支援センター】<br>学校教育課   | 20-8757<br>21-1879 |
| 【教育支援センター】<br>教育支援課   | 21-1890<br>20-8766 |
| 【教育支援センター】<br>学校改革推進課 | 20-8772            |
| 源氏物語ミュージアム            | 39-9300            |
| 歴史資料館                 | 39-9260            |
| 宇治市図書館                | 中央図書館 39-9256      |
|                       | 東宇治図書館 39-9182     |
|                       | 西宇治図書館 39-9226     |
| 善法青少年センター             | 39-9278            |
| 河原青少年センター             | 39-9279            |
| 大久保青少年センター            | 39-9281            |

## 消防本部(うじ安心館内)

| 課     | 電話番号    |
|-------|---------|
| 消防総務課 | 39-9401 |
| 予防課   | 39-9402 |
| 警防救急課 | 39-9403 |
| 指揮指令課 | 39-9405 |

## 中消防署

| 課               | 電話番号    |
|-----------------|---------|
| 中署予防消防課(うじ安心館内) | 39-9411 |
| 中署槇島消防分署        | 39-9417 |

## 西消防署

| 課       | 電話番号    |
|---------|---------|
| 西署予防消防課 | 39-9413 |

## 東消防署

| 課       | 電話番号    |
|---------|---------|
| 東署予防消防課 | 39-9415 |



## 主な市の施設・市内の官公署等一覧

「地図」は、市内公共施設等マップ(156・157ページ)の位置

市外局番0774※( )があるものは( )内が市外局番

| 施設名称                           | 住所              | 電話番号                                  | 地図  |
|--------------------------------|-----------------|---------------------------------------|-----|
| ●市                             |                 |                                       |     |
| 宇治市役所                          | 宇治琵琶33          | TEL 22-3141<br>FAX 20-8778            | 9D  |
| 宇治市教育委員会                       | 同上              | 22-3141                               |     |
| 宇治市議会                          | 同上              | 20-8747                               |     |
| 宇治市水道庁舎                        | 宇治琵琶45-2        | 22-3141                               |     |
| うじ安心館<br>(保健・消防センター)           | 宇治下居13-2        | 39-9430                               |     |
| 健やかセンター                        | 同上              | 39-9430                               |     |
| 休日急病診療所<br>※日曜日・祝日、年<br>末年始に開所 | 同上              | 39-9430                               |     |
| 歯科サービス<br>センター                 | 同上              | 39-9430                               |     |
| 宇治市消防本部                        | 同上              | 39-9400                               |     |
| 中消防署                           | 同上              | 39-9410                               |     |
| 西消防署                           | 伊勢田町遊田10-3      | 39-9413                               | 7B  |
| 東消防署                           | 木幡南端5           | 39-9415                               | 3D  |
| 伊勢田救急出張所                       | 伊勢田町大谷19-16     | 39-9419                               | 8B  |
| 槇島消防分署                         | 槇島町吹前91-1       | 39-9417                               | 5C  |
| 文化センター<br>(文化会館)               | 折居台一丁目1         | 39-9333                               | 8D  |
| 歴史資料館                          | 同上              | 39-9260                               |     |
| 中央公民館                          | 同上              | 39-9258                               |     |
| 中央図書館                          | 同上              | 39-9256                               |     |
| 東宇治図書館                         | 五ヶ庄三番割36-5      | 39-9182                               | 4D  |
| 西宇治図書館                         | 小倉町山際63-1       | 39-9226                               | 7B  |
| 木幡公民館                          | 木幡内畑34-7        | 39-9193                               | 2C  |
| 小倉公民館                          | 小倉町寺内91         | 39-9274                               | 6C  |
| 広野公民館                          | 広野町寺山17-403     | 39-9276                               | 9B  |
| 源氏物語<br>ミュージアム                 | 宇治東内45-26       | 39-9300                               | 6E  |
| 生涯学習センター                       | 宇治琵琶45-14       | 39-9500                               | 8D  |
| アクトパル宇治<br>(総合野外活動センター)        | 西笠取辻出川西1        | (075)575-3501<br>予約専用電話 (075)575-3535 | G   |
| 黄檗公園<br>(黄檗体育館)                | 五ヶ庄三番割25-1      | 39-9249                               | 4E  |
| 東山公園                           | 折居台一丁目2         | 同上                                    | 9D  |
| 西宇治公園<br>(西宇治体育館)              | 小倉町蓮池20-1       | 39-9251                               | 6B  |
| 巨椋ふれあい<br>運動ひろば                | 伊勢田町西遊田1-1      | 同上・予約専用                               | 7A  |
| 植物公園                           | 広野町八軒屋谷<br>25-1 | 39-9387                               | 10C |

| 施設名称                                       | 住所              | 電話番号          | 地図  |
|--------------------------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 産業振興センター                                   | 大久保町西ノ端<br>1-25 | 39-9444       | 9A  |
| 産業会館                                       | 宇治琵琶45-13       | 23-3101       | 8D  |
| コミュニティワーク<br>こはた館                          | 木幡河原3-12        | 39-9199       | 2D  |
| コミュニティワーク<br>うじ館                           | 宇治善法31          | 39-9197       | 8D  |
| 河原青少年センター                                  | 木幡河原5-5         | 39-9279       | 2D  |
| 善法青少年センター                                  | 宇治善法110-1       | 39-9278       | 7D  |
| 大久保青少年センター                                 | 大久保町山ノ内3        | 39-9281       | 10B |
| 総合福祉会館                                     | 宇治琵琶45          | 22-0600       | 8D  |
| 内職センター                                     | 木幡南端48-15       | 31-8298       | 3D  |
| 障害者生活支援<br>センター「そら」                        | 五ヶ庄二番割5-2       | 32-8441       | 5E  |
| 自転車保管場所<br>※自転車保管場所の開所は、水・日曜日の○14<br>時～19時 | 五ヶ庄西川原30-37     | 32-9950       | 3C  |
| 宇治笠取簡易郵便局                                  | 東笠取稲出23-4       | (075)572-5261 | G   |
| 斎場                                         | 宇治金井戸7-37       | 39-9203       | 9E  |
| 天ヶ瀬墓地公園                                    | 宇治金井戸7-44       | 39-9205       | 9F  |
| 宇治浄水場                                      | 五ヶ庄高車           | 39-9304       | 4C  |
| 東宇治浄化センター                                  | 木幡北島10          | 39-9306       | 2C  |
| ゆめりあ うじ<br>(JR宇治駅前市民<br>交流プラザ)             | 宇治里尻5-9         | 39-9408       | 7D  |
|                                            | 会議室関係           | 39-9377       |     |
| 男女共同参画支援<br>センター                           | 同上              | 39-9377       |     |
| ファミリー・<br>サポート・センター                        | 同上              | 39-9309       |     |
| 観光案内所<br>(JR宇治駅前)                          | 同上              | 22-8783       |     |
| 観光案内所<br>(京阪宇治駅前)                          | 宇治乙方7-13        | 66-7001       | 6D  |
| 観光案内所<br>(近鉄大久保駅構内)                        | 広野町西裏81-2       | 46-2171       | 9B  |
| 観光センター                                     | 宇治塔川2           | 23-3334       | 7E  |
| お茶と宇治のまち<br>歴史公園                           | 菟道丸山203-1       | 24-2700       | 6D  |
| 市営茶室「対鳳庵」                                  | 宇治塔川1-5         | 23-3334       | 7E  |
| 菟道ふれあい<br>センター                             | 宇治妙楽128-1       | 39-9285       | 7D  |
| 【コミュニティセンター】                               |                 |               |     |
| 西小倉コミュニティ<br>センター                          | 小倉町南堀池107-1     | 39-9180       | 6B  |
| 東宇治コミュニティ<br>センター                          | 五ヶ庄三番割36-5      | 39-9183       | 4D  |
| 南宇治コミュニティ<br>センター                          | 大久保町上ノ山42-3     | 39-9185       | 10B |
| 槇島コミュニティ<br>センター                           | 槇島町大川原27-5      | 39-9189       | 5C  |

次ページへ続く



| 施設名称                | 住所             | 電話番号    | 地図  |
|---------------------|----------------|---------|-----|
| <b>【行政サービスコーナー】</b> |                |         |     |
| 木幡行政サービスコーナー        | 木幡公民館内         | 39-9195 | 2C  |
| 小倉行政サービスコーナー        | 西小倉コミュニティセンター内 | 39-9181 | 6B  |
| 南宇治行政サービスコーナー       | 南宇治コミュニティセンター内 | 39-9187 | 10B |
| 槇島行政サービスコーナー        | 槇島コミュニティセンター内  | 39-9191 | 5C  |
| 東宇治行政サービスコーナー       | 東宇治コミュニティセンター内 | 39-9184 | 4D  |
| 開行政サービスコーナー         | 開地域福祉センター内     | 39-9240 | 8C  |

|                   |            |         |    |
|-------------------|------------|---------|----|
| <b>【地域福祉センター】</b> |            |         |    |
| 木幡地域福祉センター        | 木幡東中47-4   | 39-9225 | 2D |
| 西小倉地域福祉センター       | 小倉町山際63-1  | 22-3084 | 7B |
| 東宇治地域福祉センター       | 五ヶ庄折坂5-149 | 38-2331 | 5D |
| 開地域福祉センター         | 開町44-13    | 39-9238 | 8C |
| 広野地域福祉センター        | 広野町大開72-1  | 48-4351 | 9C |
| 槇島地域福祉センター        | 槇島町石橋13    | 23-0114 | 5C |

|                |        |         |     |
|----------------|--------|---------|-----|
| <b>【デイホーム】</b> |        |         |     |
| 小倉デイホーム        | 小倉小学校内 | 21-6294 | 7B  |
| 平盛デイホーム        | 平盛小学校内 | 45-2940 | 10A |

**【地域包括支援センター】**  
各地域包括支援センターの電話番号は、100ページに掲載しています。

**【地域子育て支援拠点】**  
各地域子育て支援拠点の電話番号は、113ページに掲載しています。

|              |           |         |     |
|--------------|-----------|---------|-----|
| <b>【保育所】</b> |           |         |     |
| 小倉双葉園保育所     | 小倉町西畑13   | 39-9207 | 7C  |
| 宇治保育所        | 宇治式番84-10 | 39-9211 | 8D  |
| 木幡保育所        | 木幡東中10-2  | 39-9213 | 2D  |
| 西小倉保育所       | 伊勢田町遊田69  | 39-9215 | 7B  |
| 大久保保育所       | 大久保町旦棕25  | 39-9302 | 10A |
| 北木幡保育所       | 木幡陣ノ内1    | 39-9221 | 2D  |
| 善法保育所        | 宇治善法116-2 | 39-9223 | 7D  |

|              |          |         |    |
|--------------|----------|---------|----|
| <b>【幼稚園】</b> |          |         |    |
| 神明幼稚園        | 宇治野神57   | 39-9288 | 8C |
| 東宇治幼稚園       | 五ヶ庄梅林官有地 | 39-9290 | 4D |
| 木幡幼稚園        | 木幡檜尾47-1 | 39-9292 | 3D |

| 施設名称         | 住所         | 電話番号          | 地図  |
|--------------|------------|---------------|-----|
| <b>【小学校】</b> |            |               |     |
| 菟道小学校        | 宇治塔川102    | 39-9110       | 7E  |
| 菟道第二小学校      | 宇治琵琶63-3   | 39-9112       | 8D  |
| 神明小学校        | 神明石塚32     | 39-9114       | 8C  |
| 槇島小学校        | 槇島町吹前35    | 39-9117       | 5C  |
| 北槇島小学校       | 槇島町本屋敷40-2 | 39-9119       | 4B  |
| 小倉小学校        | 小倉町西畑1-4   | 39-9121       | 7B  |
| 伊勢田小学校       | 伊勢田町井尻3    | 39-9125       | 8B  |
| 西小倉小学校       | 伊勢田町遊田69   | 39-9127       | 7B  |
| 北小倉小学校       | 小倉町堀池72    | 39-9129       | 6B  |
| 南小倉小学校       | 小倉町南浦40-1  | 39-9131       | 7B  |
| 大久保小学校       | 広野町中島1-1   | 39-9134       | 9C  |
| 大開小学校        | 広野町大開35    | 39-9136       |     |
| 西大久保小学校      | 大久保町旦棕25   | 39-9138       | 10A |
| 平盛小学校        | 大久保町平盛91-3 | 39-9140       |     |
| 宇治小学校        | 五ヶ庄三番割27   | 39-9145       | 4D  |
| 三室戸小学校       | 菟道岡谷16-2   | 39-9148       | 6E  |
| 南部小学校        | 五ヶ庄戸ノ内15-1 | 39-9150       | 5D  |
| 岡屋小学校        | 五ヶ庄寺界道37-3 | 39-9152       | 4D  |
| 木幡小学校        | 木幡赤塚4      | 39-9154       | 2D  |
| 御蔵山小学校       | 木幡御蔵山39-4  | 39-9156       | 2E  |
| 笠取小学校        | 西笠取石原22    | (075)571-0018 | G   |
| 笠取第二小学校      | 炭山直谷31     | 32-4238       |     |

|              |            |         |     |
|--------------|------------|---------|-----|
| <b>【中学校】</b> |            |         |     |
| 宇治中学校        | 宇治矢落64-1   | 39-9158 | 7D  |
| 北宇治中学校       | 槇島町島前33    | 39-9160 | 6C  |
| 槇島中学校        | 槇島町本屋敷35-1 | 39-9162 | 4B  |
| 西小倉中学校       | 伊勢田町遊田7-1  | 39-9164 | 7B  |
| 西宇治中学校       | 伊勢田町南山21-1 | 39-9166 | 8B  |
| 南宇治中学校       | 大久保町平盛31-5 | 39-9168 | 10A |
| 広野中学校        | 広野町尖山3     | 39-9170 | 9C  |
| 東宇治中学校       | 五ヶ庄池ノ浦36-1 | 39-9172 | 4D  |
| 木幡中学校        | 木幡内畑34     | 39-9174 | 3C  |
| 黄檗中学校        | 五ヶ庄三番割27   | 39-9143 | 4D  |

|                  |                |         |    |
|------------------|----------------|---------|----|
| <b>【自転車等駐車場】</b> |                |         |    |
| JR宇治駅北           | 宇治戸ノ内2-7       | 21-7122 | 7D |
| JR宇治駅南           | 宇治宇文字18-2      | 24-7243 |    |
| JR黄檗駅前           | 五ヶ庄新開18-9      | 33-0927 | 4D |
| JR黄檗駅前第2         | 五ヶ庄新開18-4      |         |    |
| JR木幡駅前           | 木幡大瀬戸19-8      | 32-1876 | 3D |
| JR六地藏駅前          | 六地藏奈良町77-1     | 32-2754 | 2D |
| JR六地藏駅前第2        | 六地藏奈良町39-1     | 31-6373 | 1D |
| JR小倉駅北           | 小倉町中畑49-4      | 21-9119 | 7C |
| JR小倉駅南           | 南陵町一丁目1-351    | 21-2511 |    |
| JR新田駅前           | 広野町東裏73-3      | 43-0833 | 9B |
| 京阪三室戸駅前          | 菟道谷下り60-8、62-1 | 22-9938 | 6D |

| 施設名称     | 住所          | 電話番号    | 地図 |
|----------|-------------|---------|----|
| 京阪木幡駅前   | 木幡西中22-5    | 32-7710 | 2D |
| 近鉄小倉駅西第1 | 小倉町神楽田33-59 | 20-5713 | 7B |
| 近鉄小倉駅西第2 | 小倉町神楽田35-6  |         |    |
| 近鉄小倉駅東   | 小倉町神楽田5-1   | 21-6659 | 6B |
| 近鉄伊勢田駅前  | 伊勢田町中山50-3  | 45-1310 | 8B |

## ●京都府

|                        |                     |         |     |
|------------------------|---------------------|---------|-----|
| 山城広域振興局                | 宇治若森7-6<br>府宇治総合庁舎内 | 21-2101 | 7D  |
| 山城広域振興局旅券<br>(パスポート)窓口 | 同上                  | 24-5362 |     |
| 山城北保健所                 | 同上                  | 21-2191 |     |
| 宇治児童相談所                | 大久保町井ノ尻13-1         | 44-3340 | 10B |
| 洛南病院                   | 五ヶ庄広岡谷2             | 32-5900 | 4E  |
| 農林センター<br>茶業研究所        | 白川中ノ藺1              | 22-5577 | 8E  |
| 府営水道事務所                | 宇治下居64              | 24-1522 | 8D  |
| 城南勤労者福祉会館              | 伊勢田町新中ノ荒<br>21-8    | 46-0688 | 8B  |
| 太陽が丘<br>(山城総合運動公園)     | 広野町八軒屋谷1            | 24-1313 | 10D |
| 宇治支援学校                 | 広野町丸山10             | 41-3701 | 9C  |

## 【警察署】

|       |           |         |    |
|-------|-----------|---------|----|
| 宇治警察署 | 宇治宇文字2-12 | 21-0110 | 7D |
|-------|-----------|---------|----|

## 【高等学校】

|          |           |         |    |
|----------|-----------|---------|----|
| 東宇治高等学校  | 木幡平尾43-2  | 32-6390 | 2E |
| 菟道高等学校   | 五ヶ庄五雲峰4-1 | 33-1691 | 5E |
| 城南菱創高等学校 | 小倉町南堀池    | 23-5030 | 7B |

## ●国

|                    |                                    |         |    |
|--------------------|------------------------------------|---------|----|
| 宇治税務署              | 大久保町井ノ尻60-3                        | 44-4141 | 9B |
| 宇治簡易裁判所            | 宇治琵琶33-3                           | 21-2394 | 8D |
| 京都地方法務局<br>宇治支局    | 宇治琵琶33-2                           | 24-4121 |    |
| 宇治公証役場             | 宇治壺番132-4<br>谷口ビル2階                | 23-8220 | 7D |
| ハローワーク宇治           | 宇治池森16-4                           | 20-8609 | 8C |
| ハローワーク<br>プラザ城南    | 大久保町上ノ山43-1<br>藤和ライプタウン<br>宇治大久保1階 | 46-4010 | 9B |
| 京都大学<br>宇治キャンパス    | 五ヶ庄                                | 38-4399 | 4D |
| 国土交通省天ヶ瀬<br>ダム管理支所 | 宇治金井戸15                            | 22-2188 | 8F |
| 陸上自衛隊<br>大久保駐屯地    | 広野町風呂垣外1-1                         | 44-0001 | 9B |
| 陸上自衛隊<br>関西補給処     | 五ヶ庄官有地                             | 31-8121 | 4D |

| 施設名称 | 住所 | 電話番号 | 地図 |
|------|----|------|----|
|------|----|------|----|

## ●その他

|                           |                                          |               |  |
|---------------------------|------------------------------------------|---------------|--|
| 宇治商工会議所                   | 宇治琵琶45-13                                | 23-3101       |  |
| 宇治市観光協会                   | 宇治里尻5-9                                  | 23-3353       |  |
| 宇治市社会福祉協議会                | 宇治琵琶45                                   | 22-5650       |  |
| 宇治市土地開発公社                 | 宇治琵琶33                                   | 21-0432       |  |
| 城南衛生管理組合                  | 八幡市八幡沢1                                  | (075)631-5171 |  |
| クリーンパーク折居                 | 宇治折居18                                   | 20-4799       |  |
| 宇治廃棄物処理公社                 | 池尾仙郷山6-2                                 | 21-4048       |  |
| 宇治市公園公社                   | 広野町八軒屋谷25-1                              | 39-9393       |  |
| 宇治市<br>福祉サービス公社           | 宇治琵琶1-3                                  | 28-3150       |  |
| 淀川・木津川<br>水防事務組合          | 宇治琵琶33<br>宇治市役所内                         | 22-5651       |  |
| 国土交通省<br>淀川河川事務所<br>伏見出張所 | 京都市伏見区葭島<br>金井戸町官有地                      | (075)611-2281 |  |
| 巨椋池土地改良区                  | 槇島町一ノ坪8-8                                | 22-1101       |  |
| 宇治市スポーツ<br>協会(事務局)        | 宇治琵琶45-14<br>生涯学習センター内                   | 22-1150       |  |
| 宇治市シルバー<br>人材センター         | 宇治東内36-5                                 | 20-1734       |  |
| 宇治高齢者事業団                  | 槇島町外1-21                                 | 21-6685       |  |
| 京都府後期高齢者<br>医療広域連合        | 京都市下京区<br>烏丸通四条下ル<br>水銀屋町620<br>COCON烏丸内 | (075)344-1202 |  |
| 京都地方税機構<br>事務局            | 京都市上京区<br>下立売通新町<br>西入敷ノ内町<br>京都府庁内      | (075)414-4499 |  |
| 京都地方税機構<br>山城中部地方事務所      | 伊勢田町<br>新中ノ荒21-8<br>城南勤労者<br>福祉会館内       | 46-6565       |  |
| 城南地域職業訓練<br>センター          | 伊勢田町新中ノ荒<br>21-8                         | 46-0688       |  |
| 京都府南部<br>総合地方卸売市場         | 伊勢田町西遊田90                                | 20-2825       |  |

災害情報自動案内 火災・救助の発生のお知らせ TEL 22-0909

救急安心センター  
きょうと 府内の受診可能な医療機関  
の案内や、すぐに医療機関で  
受診すべきかを医師・看護  
師等が24時間365日相談に  
応じます。 TEL #7119  
または  
(0570)  
00-7119

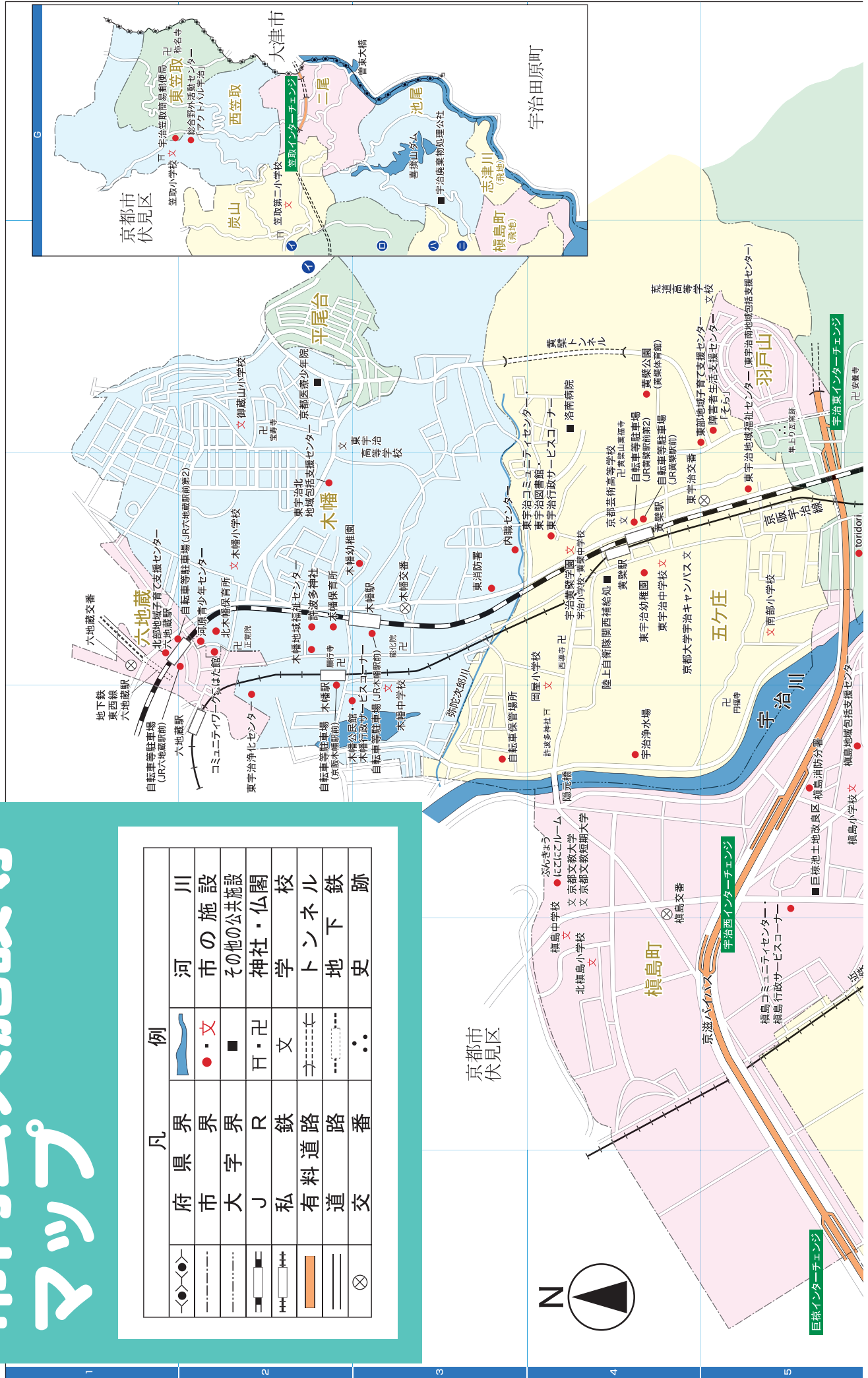
漏水受付センター 年中無休、24時間体制で路上  
の漏水を受け付けています。  
また、宅地内の漏水・水道の  
修繕についての相談も受け  
付けています。 TEL 21-7474

## 宇治市政情報

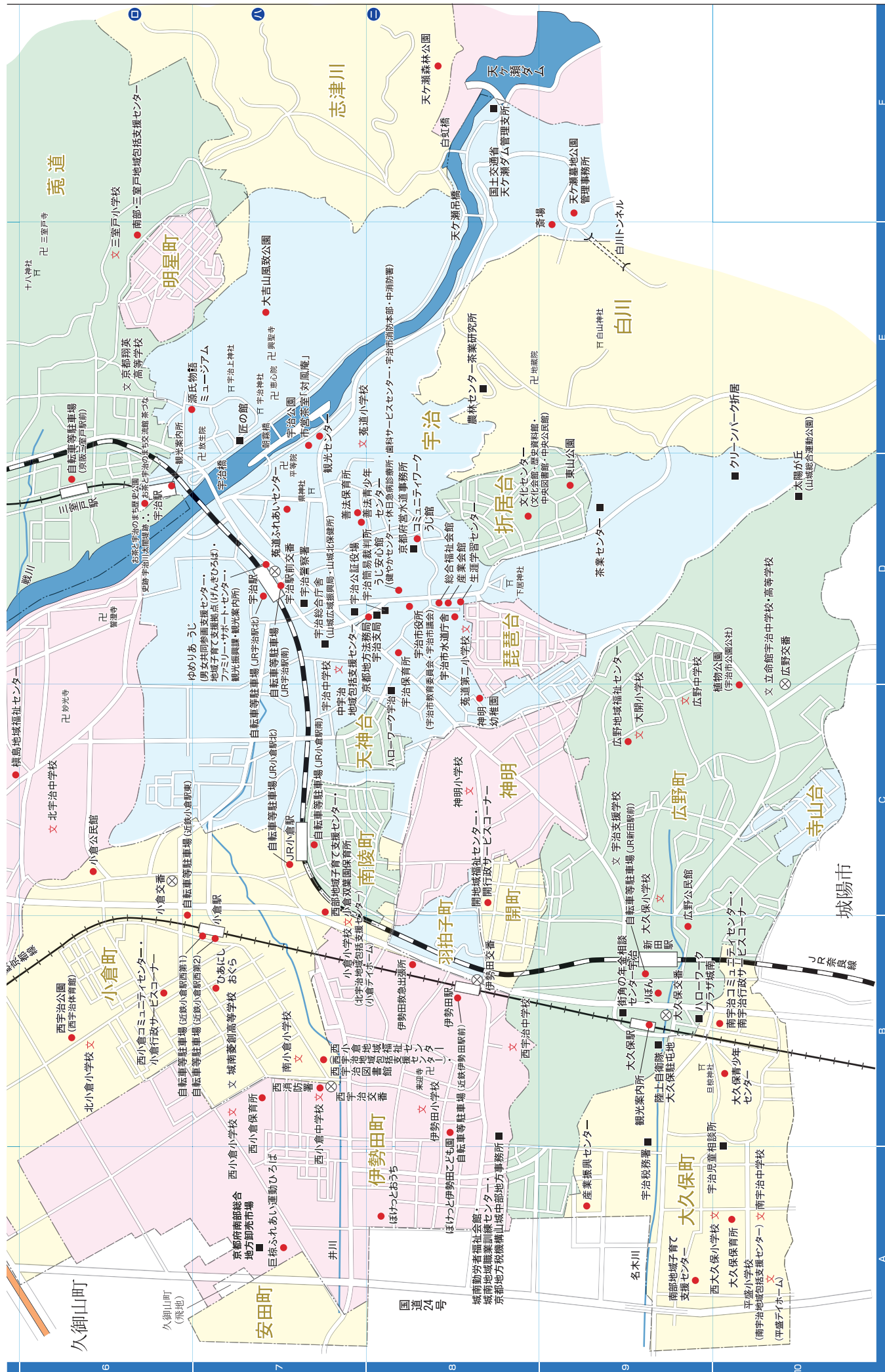
ホームページ…………… <https://www.city.uji.kyoto.jp/>  
Facebookページ…………… <https://m.facebook.com/ujicity>  
YouTube ……………… <https://www.youtube.com/user/ujicity>  
LINE ……………… @uji\_kosodate

建設費削減

| 凡 例                                                                                 |         |                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------|
|  | 府 県 界   | 河 川             |
|  | 市 界     | 市 の 施 設         |
|  | 大 字 界   | そ の 他 の 公 共 施 設 |
|  | J R     | 神 社 ・ 仏 閣       |
|  | 私 鉄     | 学 校             |
|  | 有 料 道 路 | ト ン ネ ル         |
|  | 道 路     | 地 下 鉄           |
|  | 交 番     | 史 跡             |







## 交通

交通政策課

TEL 20-8727

### 公共交通を利用しませんか

市内には、JR奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線・京都市営地下鉄東西線の4本の鉄道が都市公共交通の骨格を形成し、また多数のバス路線、タクシーが運行されています。

しかし、公共交通の利用は、自家用車の普及や少子高齢化による通勤・通学の減少等の影響を受け年々減少しており、市内においても一部バス路線が休廃止されるなど、路線バスをとりまく環境は厳しい状況が続いています。

市では、鉄道やバスなどの既存の公共交通を維持していくことが重要と考え、公共交通の利用促進と明星町では、「宇治市のりあい交通事業」により移動手段の確保に努めています。(R6.3月現在)

一方で、地域の皆さまが自ら一員となって公共交通を守ろうという意識を持ち、少しでも多くご利用いただくことが必要です。公共交通を利用すると、健康維持などのメリットがあるほか、交通量の減少、環境負荷の軽減、経済の活性化などの社会的メリットにも繋がります。公共交通を身近な存在として意識していただき、まずは一度利用してみませんか。

明星町自治会が運営主体となり運行している

「明星レインボウバス」

(明星町～JR宇治駅～宇治文化センター)

R6. 3月現在



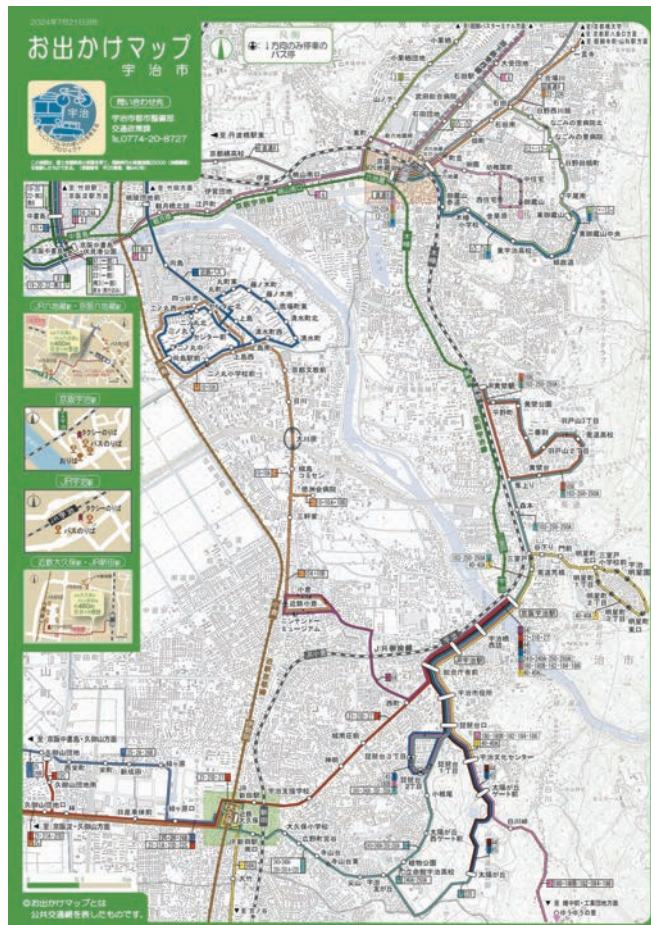
※路線バスとして誰でも利用できます。

### 「お出かけマップ」をご活用ください

お出かけマップって???

バスが運行されているルートや停留所の位置をわかりやすく表示したマップです。

通勤・通学やお買物等のお出かけにぜひご活用ください。お出かけマップは下記より印刷できるほか、市役所等で配布しています。



R6.8月現在

最新版のお出かけマップは、  
こちらからダウンロードできます！  
<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/35/6137.html>



公共交通について考えよう  
(宇治市交通政策課ホームページ)  
<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/35/7004.html>

